

一般廃棄物処理基本計画

令和4年3月

飯塚市

～ 目 次 ～

第1章 計画策定の趣旨	
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画期間	2
第3節 計画対象廃棄物	4
第2章 地域概況	
第1節 自然環境	5
第2節 社会環境	9
第3節 上位計画	14
第3章 ごみ処理の現状と課題	
第1節 ごみの分別	23
第2節 ごみ処理の流れ	27
第3節 ごみ処理施設	30
第4節 ごみ排出量	36
第5節 ごみの減量化及び再資源化のこれまでの取組み	45
第6節 ごみ処理の課題	47
第4章 ごみ処理基本計画	
第1節 ごみ処理の目標	51
第2節 目標値の設定	53
第3節 目標達成に向けた取組み	65
第4節 基本施策	66
第5節 その他	75
第5章 生活排水処理の現状と課題	
第1節 生活排水処理の流れ	77
第2節 生活排水処理施設	80
第3節 生活排水処理形態別人口と汚水衛生処理率	83
第4節 し尿及び浄化槽汚泥の処理・処分の状況	87
第5節 課題の整理	88
第6章 生活排水処理基本計画	
第1節 生活排水処理基本計画	89
第2節 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画	93
第3節 その他	95

第1節 計画策定の目的

1-1 一般廃棄物処理基本計画とは

一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」とします。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」とします。）第6条第1項の規定に基づき、市町村における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確化するものです。

計画の策定にあたっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や処理体制の整備、財源の確保等について十分検討するとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討する必要があります。

なお、本計画については、策定後概ね5年で計画の改定を行うほか、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うことが適切とされています。

1-2 計画策定の目的

循環型社会の形成に向け、飯塚市（以下「本市」とします。）では、ごみの減量化及び資源化や生活排水処理の向上に関する各種施策に取り組んでいます。

平成27年に持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や2020年以降の温室効果ガス削減目標である「パリ協定」が採択され、世界各国は環境施策に対する考え方を大きく転換しています。

同時に、我が国でも平成30年4月に「第五次環境基本計画」が閣議決定され、地域が有する豊かな自然環境などのポテンシャルを持続可能な形で最大限活用することにより、環境・経済・社会の統合的向上を図り、地域の活力を最大限に発揮することが提唱されています。

また、平成30年6月には「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、持続可能な社会づくりとの統合的な取組みに関する将来像が定められました。

本計画は、前述した国内外の環境に対する社会情勢の変化を踏まえ、今後15年間の長期的な本市の住民・事業者の具体的な取組目標や行政の施策、今後の施設管理の方向性などを示すことを目的として策定します。

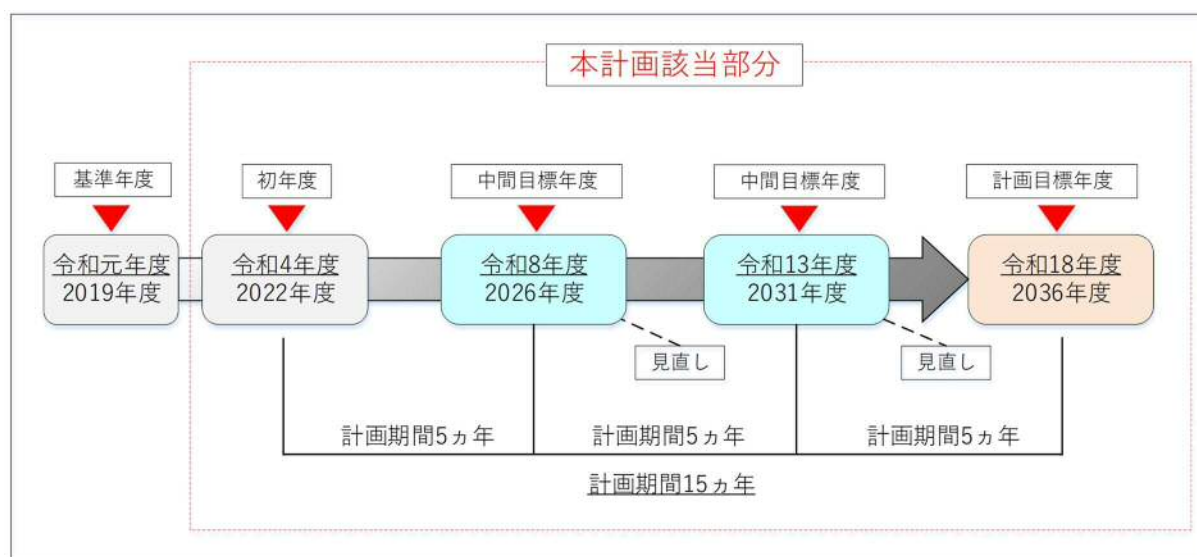
第2節 計画期間

本計画の計画期間は、令和4年度を初年度とし、令和18年度を計画目標年度とする15年間の計画とします。

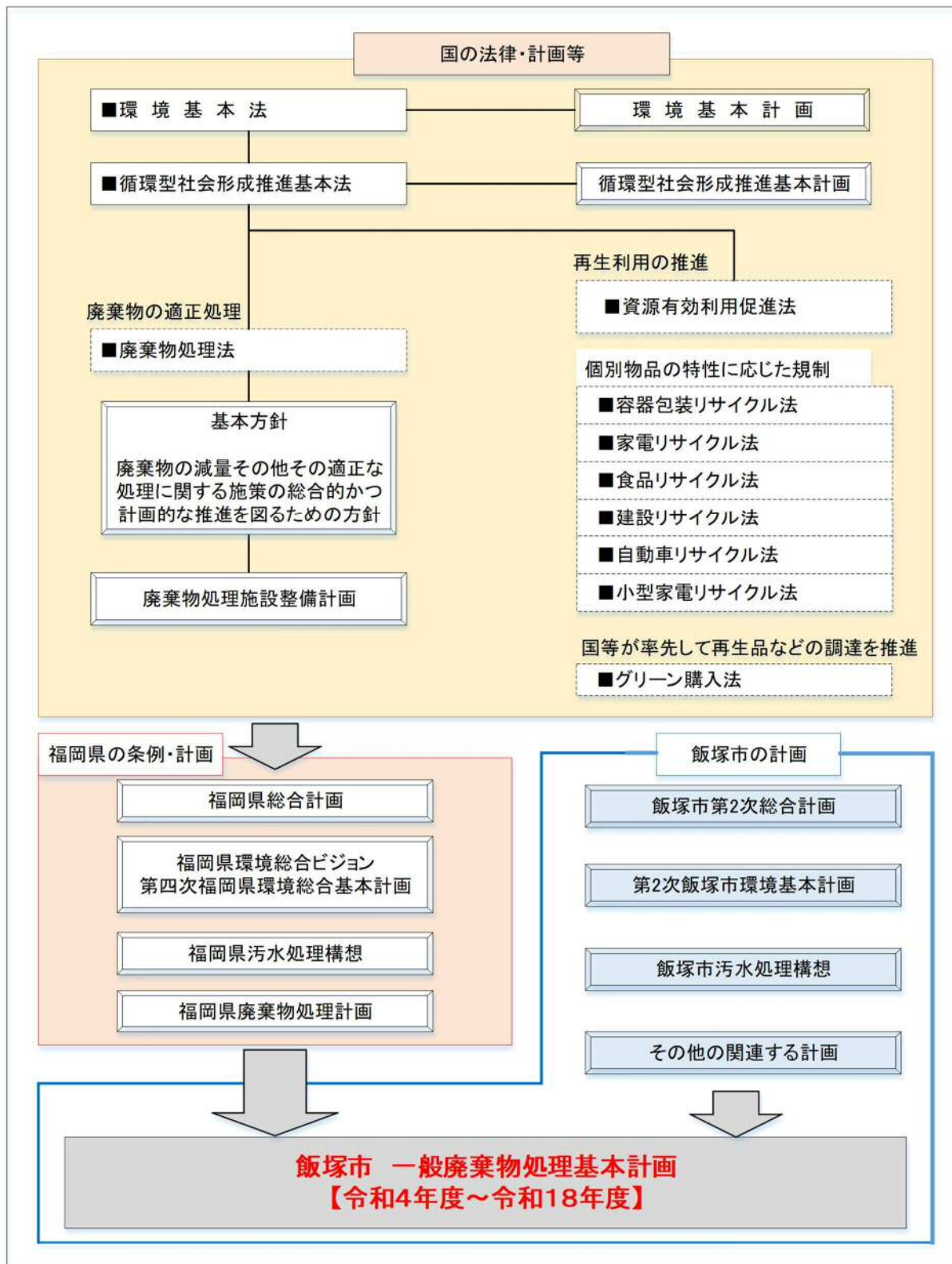
また、本計画では5年ごとに中間目標年度を設け、計画の見直しを行うと同時に、社会情勢等に大きな変動があった場合は適時見直しを行う方針とします。

なお、令和2年度については、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が発令された年度であり、ごみ排出量の実績が例年と異なるため、令和元年度を基準年とします。

◆図表 1-1 計画の期間



◆図表 1-2 計画の位置付け

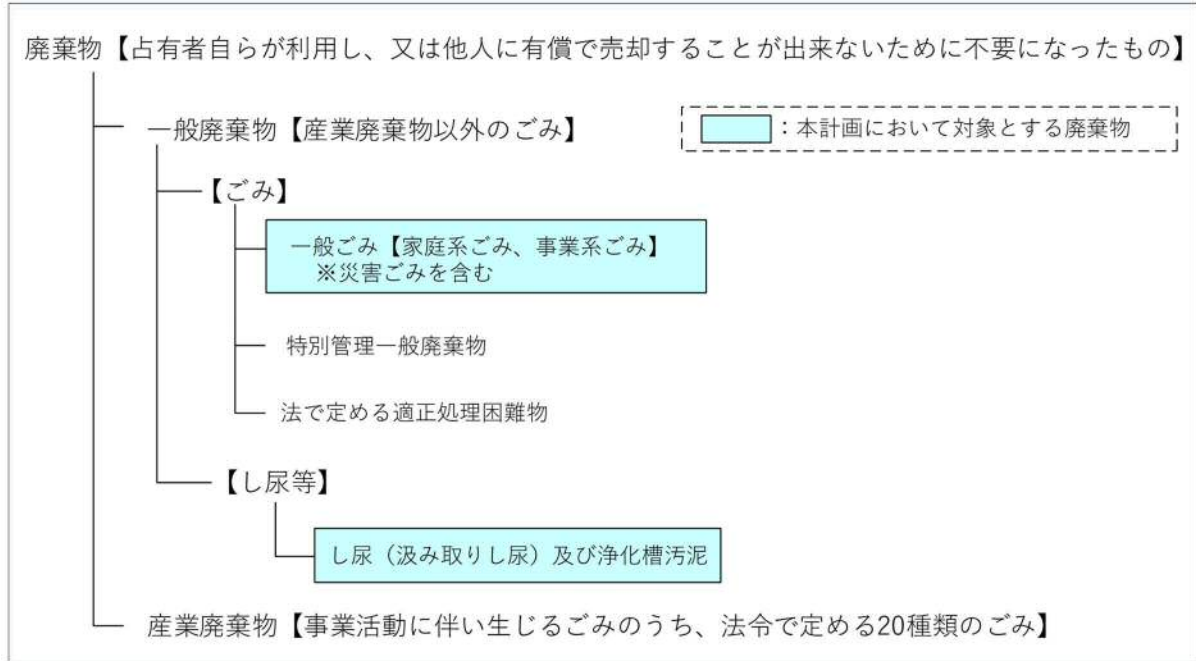


第3節 計画対象廃棄物

本計画の対象とする一般廃棄物は、「ごみ」と「し尿等」とします。

ただし、廃棄物処理法やリサイクル法などにより処理方法が定められている廃棄物や処理・処分が困難であるものは計画の対象外とします。

◆図表 1-3 計画対象廃棄物



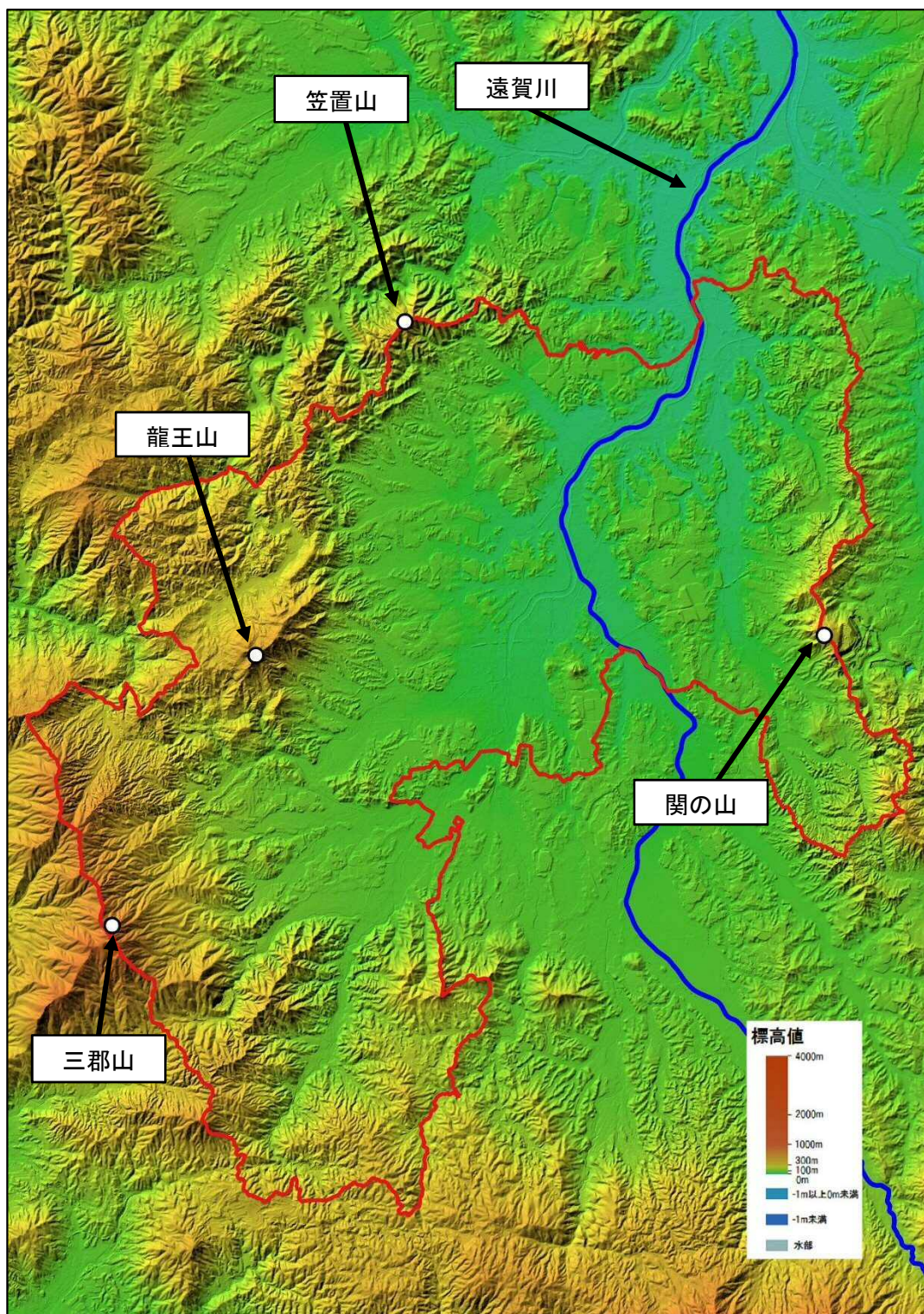
◆図表 1-4 計画の対象外とするごみの種類

区分	ごみの種類
処理困難物	タイヤ・タイヤホイール、塗料・ペンキ・印刷インク、ボタン電池、消火器、建築資材、自動車・自動車部品、バイク・スクーター、バッテリー、耕運機、電動椅子、鋳物浴槽、耐火金庫、ピアノ、電気温水器、ガスボンベ、有害な薬品、廃油（食用油除く）・石油・灯油
家電リサイクル法適用物	家電リサイクル法対象機器 （電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、テレビ、エアコン、衣類乾燥機）
パソコン	資源有効利用促進法に基づき製造事業者による引取・資源化とする
その他	医療廃棄物、コンクリート、瓦

1-2 地勢

本市の中央部は一級河川の遠賀川が流れており、北と南は遠賀川流域平野が開けています。また、北部は笠置山(425m)、東部は関の山(359m)、西部に三郡山(936m)、龍王山(615m)が連なり、山中間地域が広がっています。

◆図表 2-2 地勢



出典：国土地理院

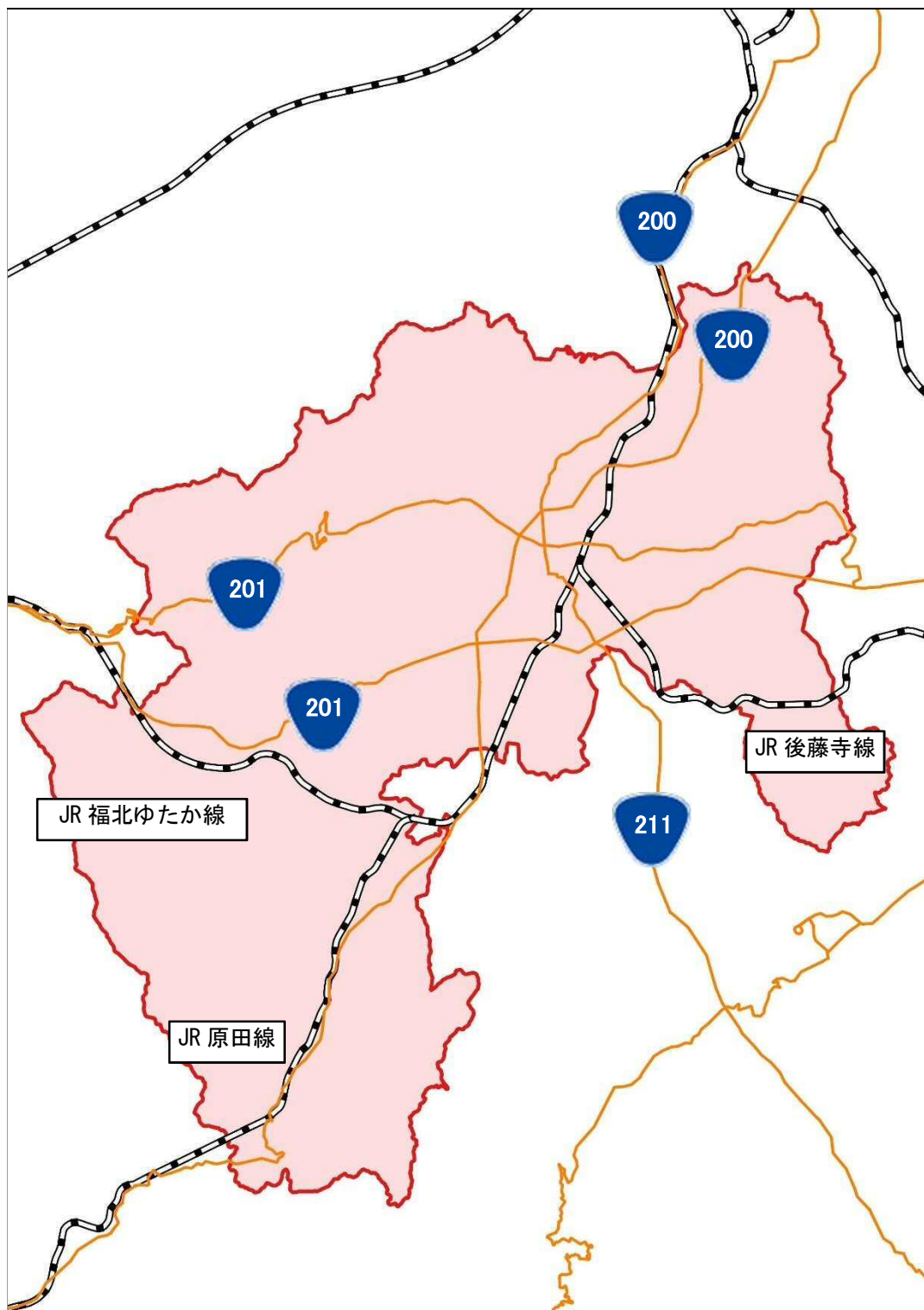
1-3 交通

本市の主要な道路交通網は、国道 200 号、国道 201 号、国道 211 号となっています。

鉄道網としては、黒崎駅と博多駅を結ぶ JR 福北ゆたか線、田川後藤寺駅と新飯塚駅を結ぶ JR 後藤寺線、桂川駅と原田駅を結ぶ JR 原田線が通っています。

本地域の交通網は、福岡市と北九州市の両政令都市を繋ぐ交通の要衝となっています。

◆図表 2-3 交通網

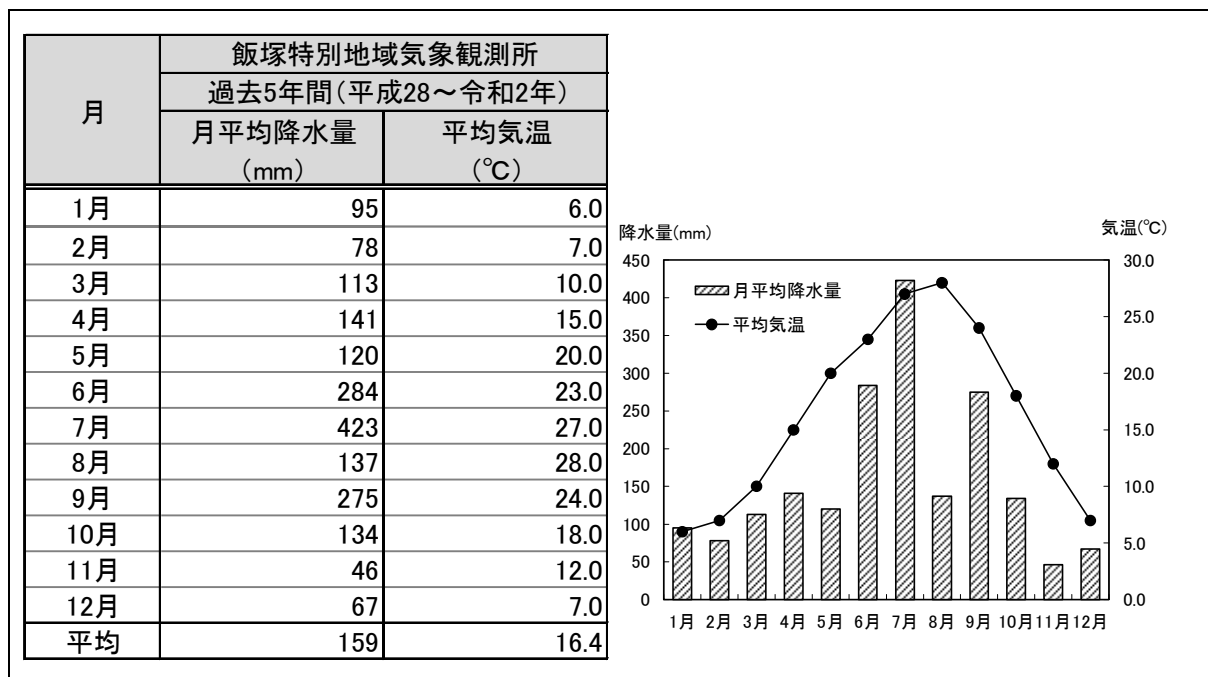


1-4 気候

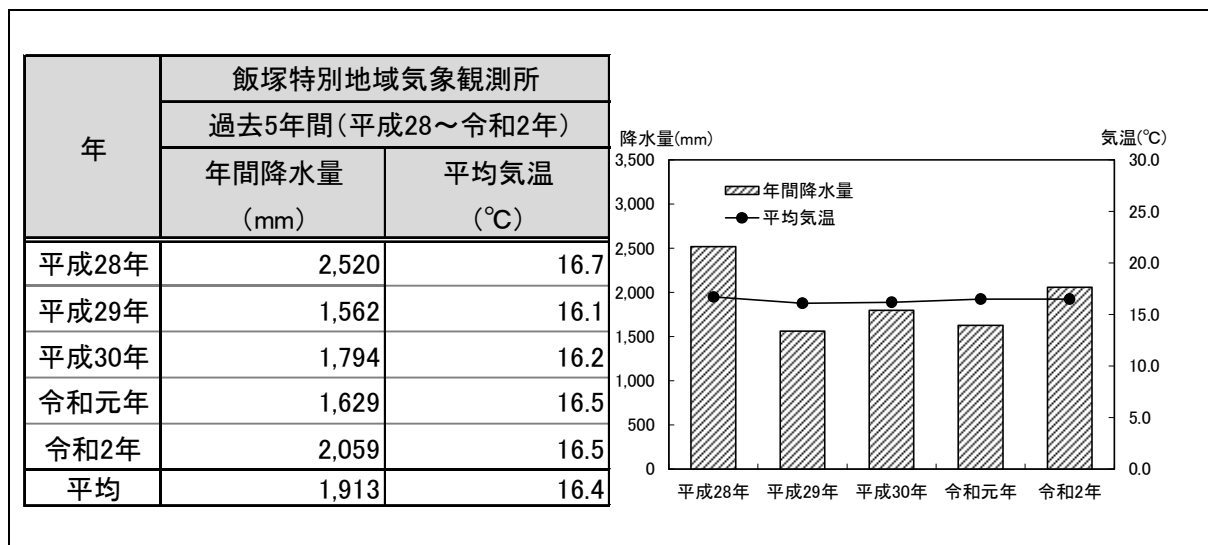
本市は盆地を形成しているため、夏冬と昼夜の気温差が大きい内陸性気候の特徴を示しています。

過去5年間(平成28～令和2年)の月平均降水量は159mm、平均気温は16.4℃、年間平均降水量は1,913mmとなっています。また、過去5年間の年間降水量で最も多い年は平成28年であり、年間降水量は2,520mmとなっています。

◆図表 2-4 月別平均降水量及び平均気温の推移



◆図表 2-5 年間別平均降水量及び平均気温の推移



出典：気象庁「気象統計情報」

第2節 社会環境

2-1 人口及び世帯数

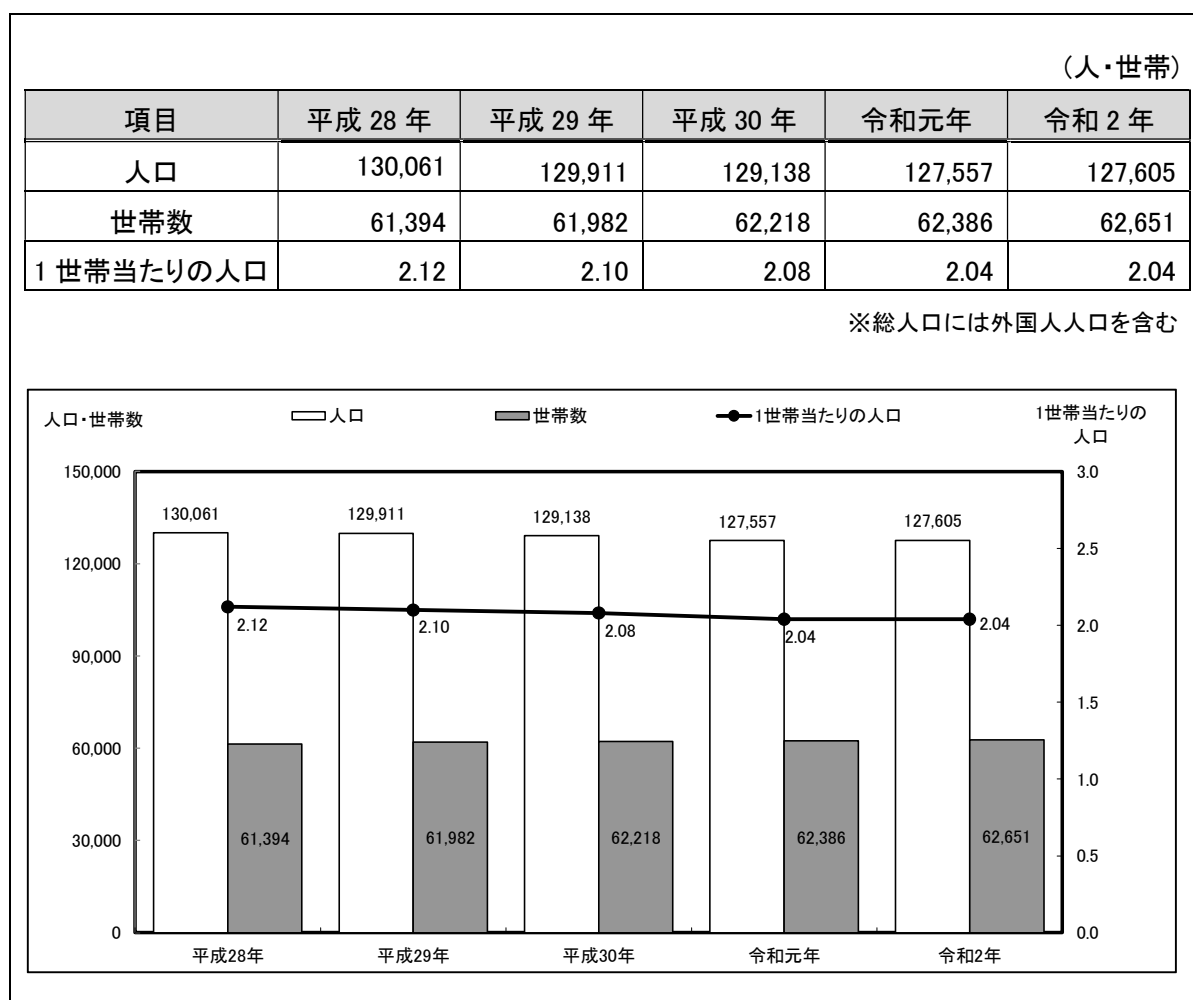
本市の人口は平成28年の130,661人から令和2年にかけて127,605人まで減少しています。

一方で、世帯数は平成28年の61,394世帯と比べ、令和2年では62,651世帯と増加していますが、1世帯当たりの人口は平成28年の2.12人から令和2年で2.04人と減少していることから、核家族化や単独世帯が増加しているものと考えられます。

年齢階層別人口割合は、0～14歳は横ばい、15～64歳は減少傾向となっているのに対し、65歳以上の高齢者は増加傾向となっています。

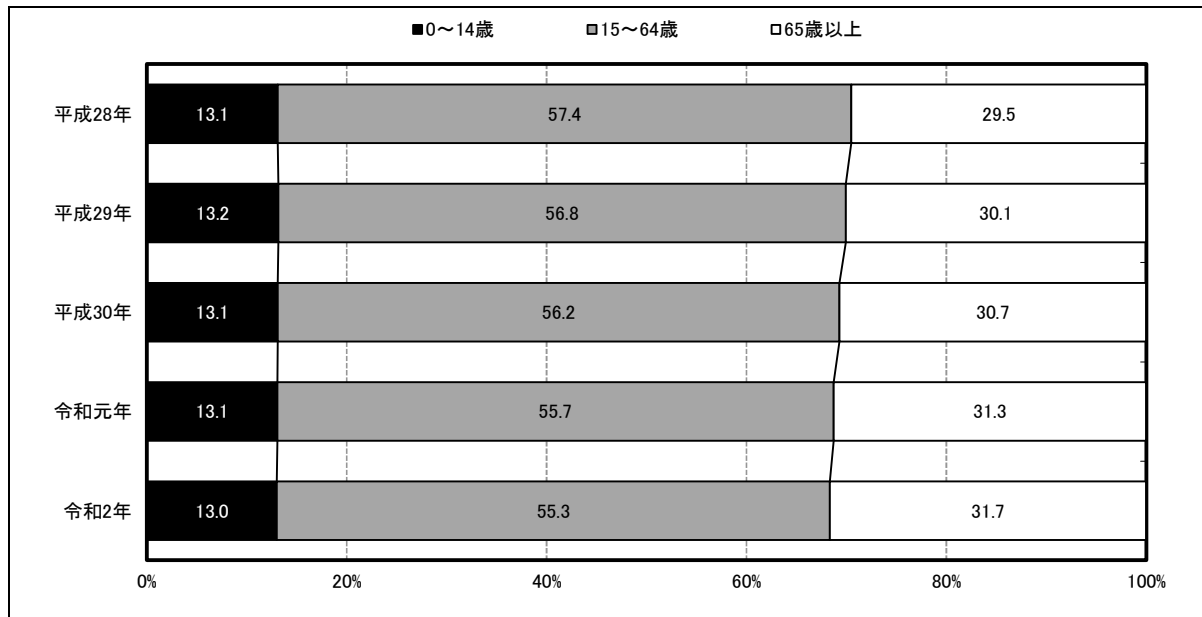
また、人口動態は出生及び死亡数の指標となる自然増減は減少傾向、転入数及び転出数の指標となる社会増減は年によってばらつきがあるものの、令和2年には増加しています。

◆図表 2-6 人口及び世帯数の推移

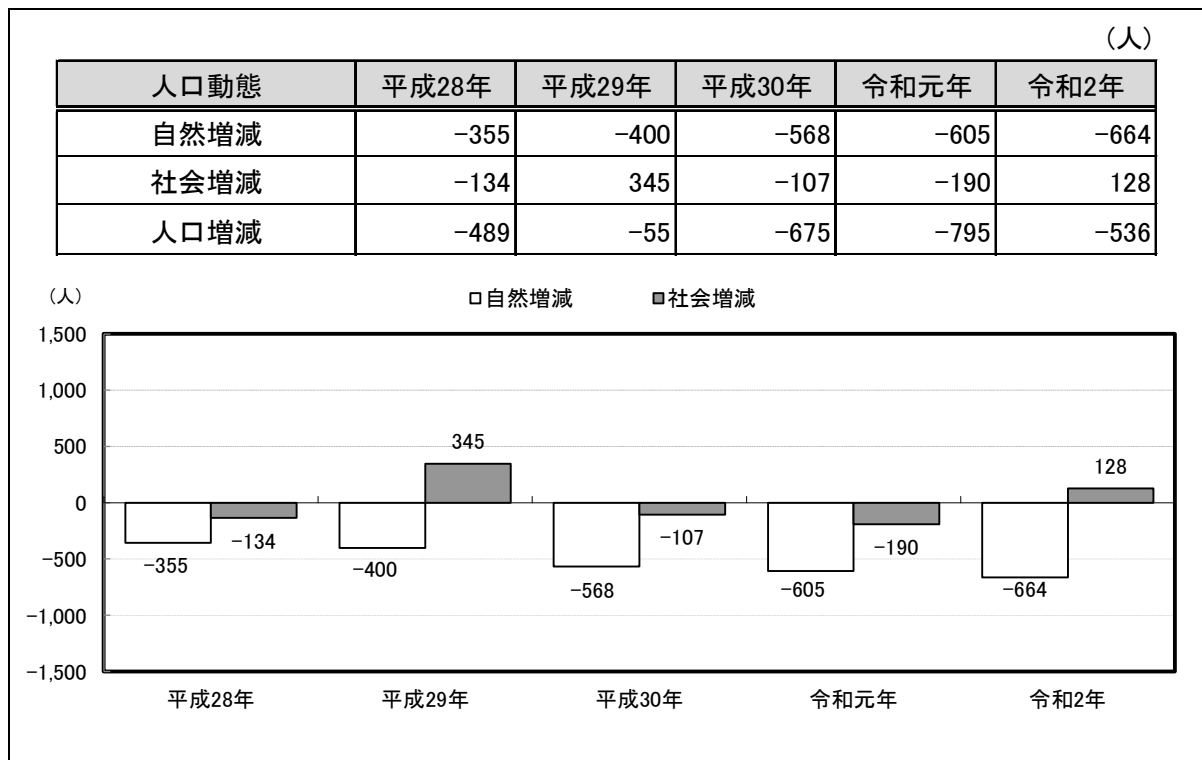


出典：本市統計データ

◆図表 2-7 年齢階層別人口割合の推移



◆図表 2-8 人口動態の推移



出典：本市統計データ

2-2 産業

本市の産業別事業所数は、「卸売業、小売業」が 1,504 事業所と最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が 699 事業所、「生活関連サービス業、娯楽業」が 581 事業所の順となっています。

従業者数は「卸売業、小売業」が 11,945 人と最も多く、次いで「医療、福祉」が 11,828 人、「製造業」が 7,502 人の順となっています。

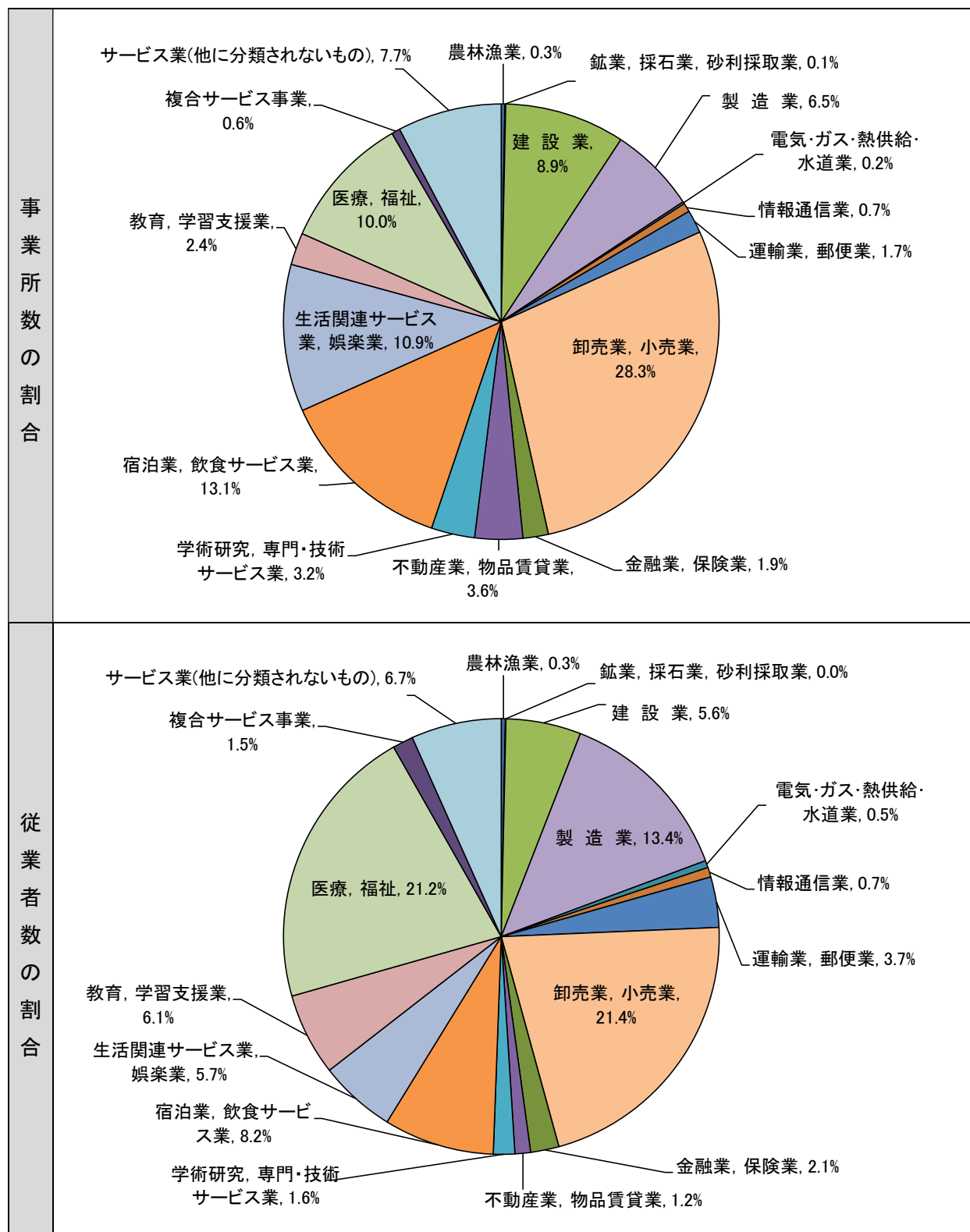
◆図表 2-9 産業別事業所数及び従業員数

事業名	飯塚市	
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
第一次産業	14	171
農林漁業	14	171
第二次産業	822	10,627
鉱業, 採石業, 砂利採取業	3	24
建設業	475	3,101
製造業	344	7,502
第三次産業	4,481	45,023
電気・ガス・熱供給・水道業	8	292
情報通信業	35	405
運輸業, 郵便業	91	2,092
卸売業, 小売業	1,504	11,945
金融業, 保険業	100	1,173
不動産業, 物品賃貸業	189	644
学術研究, 専門・技術サービス業	171	888
宿泊業, 飲食サービス業	699	4,583
生活関連サービス業, 娯楽業	581	3,167
教育, 学習支援業	126	3,414
医療, 福祉	532	11,828
複合サービス事業	34	853
サービス業(他に分類されないもの)	411	3,739
計	5,317	55,821

(注) 「経済センサス-活動調査」(平成 28 年)では、公営事業所を調査対象としていないため、数値は公営事業所を含まない。

出典：総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」(平成 28 年)

◆図表 2-10 産業別事業所数及び従業員数の割合



2-3 観光

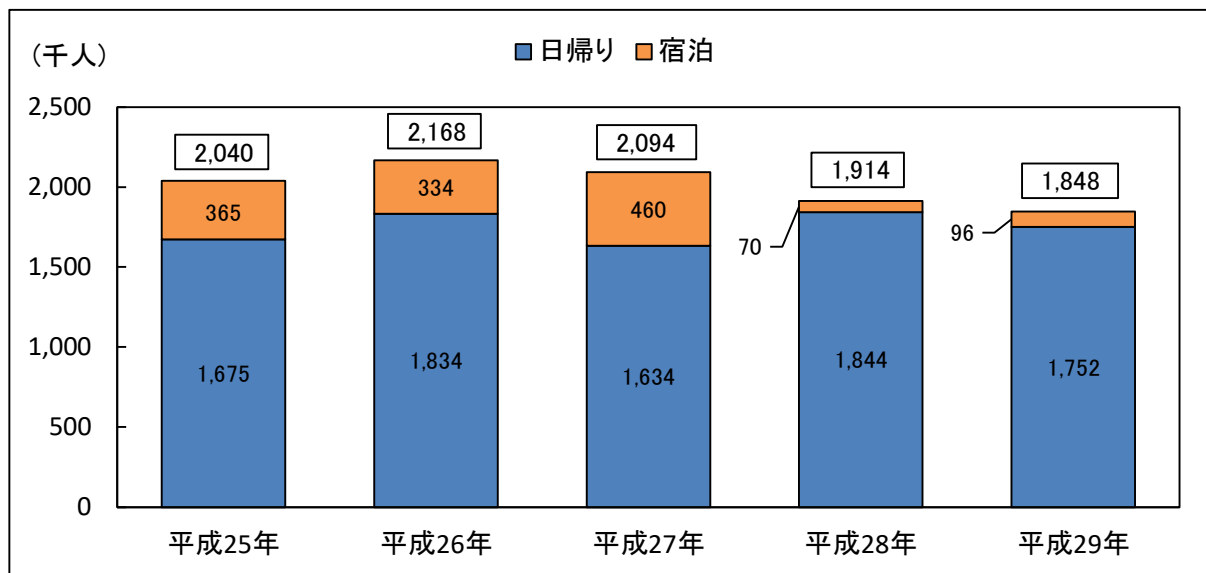
本市の主な観光施設は嘉穂劇場、旧伊藤伝右衛門邸、サンビレッジ茜があり、中でも旧伊藤伝右衛門邸は、平成 26 年のNHK連続テレビ小説の舞台となっています。また、観光行事としては端午の節句展、飯塚国際車いすテニス大会、飯塚納涼花火大会等があります。

観光客数は平成 25 年から平成 26 年にかけて増加していますが、平成 28 年以降は減少傾向となっています。内訳は、観光客の大半が日帰り客であり、宿泊客は平成 28 年以降、大きく減少しています。

主な観光施設
嘉穂劇場、旧伊藤伝右衛門邸、サンビレッジ茜

観光行事	時期	概要
端午の節句展 (旧伊藤伝右衛門邸他)	4 月	伝右衛門が初孫のために贈った檜兜や、明治節に飾られた明治天皇の貴重な人形を特別展示する
飯塚国際車いすテニス大会	5 月	1985 年から毎年行われている車いすテニスの国際大会であり、期間中は約 3,000 人が観戦している
飯塚納涼花火大会	8 月	毎年、飯塚遠賀川中之島にて開催され、約 7,400 発の花火が打ち上げられる

◆図表 2-11 観光客数の推移



出典：福岡県「福岡県観光入込客推計調査」

第3節 上位計画

3-1 飯塚市の計画

(1) 第2次飯塚市総合計画

- 【計画名称】 : 第2次飯塚市総合計画
- 【計画の期間】 : 平成29年度～令和8年度
- 【策定年】 : 平成28年度
- 【人口目標値】 : 123,000人(令和8年度)
- 【将来都市像】 : 人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち
- 【一般廃棄物(ごみ・生活排水)処理に関する施策】
- 上下水道の整備
 - 快適な生活環境づくり
 - 環境にやさしいまちづくり

【目標項目と目標値】

目標項目	基準値(平成27年)	目標値(令和8年)
有収率	88.0%	90.0%
下水道整備率(普及率)	45.8%	50.0%
水洗化率	87.3%	88.5%
ボランティア清掃参加者数	6,000人	7,000人
合併浄化槽普及率	31.2%	34.8%
水質検査地点における 環境基準達成率(BOD検査)	85.5%	100.0%
リサイクル率	24.2%	28.6%
1人あたりの一般廃棄物の排出量	977g/人・日	889g/人・日
温室効果ガスの排出量	1348.82千t-CO2/年	998.13千t-CO2/年

【実現に向けての基本事業】

- ①合併浄化槽事業の推進、河川水質保全
- ②環境美化活動の推進、産業廃棄物対策の推進
- ③環境教育の充実、3R(ごみの発生抑制、再使用、再生利用)の推進
- ④省エネ活動の啓発と低炭素型エネルギーの利活用の推進
- ⑤ごみ処理施設の適正管理と整備



(2) 第2次飯塚市環境基本計画

- 【計画名称】 : 第2次飯塚市環境基本計画
 【計画の期間】 : 平成24年度～令和3年度
 【策定年】 : 平成24年3月
 【将来像】 : 人+自然+やさしいまち=いづか
 【目指すべき将来像】

基本目標	内容
①循環型社会の形成	限りある資源をしっかりと循環させる、ごみゼロの社会づくり
②自然との共生	命の源である森や水を守り、自然とともに暮らす、うるおいのある環境づくり
③低炭素社会の構築	次世代に誇って継ぐことのできる、自然エネルギーを無駄なく使う低炭素の環境づくり
④人の環づくりと活動実践	豊かな資源（自然・人材等）や地域コミュニティを活かした人づくり



【目標達成のための取り組み】

- ①ごみ発生抑制のための取組の普及、ごみ出しルールの徹底
- ②不法投棄防止のための美しい環境整備
- ③市民一斉ごみ拾い日等、市民参加の促進
- ④市民・事業所等が行う環境美化活動の周知・広報
- ⑤リサイクル率向上のための施策、拠点ボックス・生ごみ資源の活用
- ⑥排水の指導と意識啓発
- ⑦下水道普及率の向上と未整備区域への対応
- ⑧廃食用油の資源としての活用

【環境目標と目標値】

環境目標	目標値
ごみ減量化	1人1日当たりごみ排出量（1,004g/人・日、2010年度） →904g/人・日以下
分別の徹底	リサイクル率（23.7%、2010年度）→33.7%以上 資源回収量（4,416 t/年、2010年度）→4,858 t/年以上
河川等水質の改善	廃食用油の年間回収量（4,800L、2010年度）→48,000L以上 汚水処理人口普及率（72.2%、2010年度）→81.1%以上

(3) 飯塚市汚水処理構想

【計画名称】 : 飯塚市汚水処理構想
 【計画の期間】 : 平成 27 年度～令和 17 年度
 【策定年】 : 平成 27 年 3 月
 【各汚泥処理施設の発生汚泥量の推計】

項目		公共 下水道	農業 集落 排水	コミュニティプラント			合計
				うぐいす 台団地	中央 東団地	小計	
発生汚泥量 (t/日)	汚泥の状態	生汚泥	生汚泥	生汚泥	生汚泥	—	—
	平成 25 年末 実績	110.3	0.3	0.74	0.28	1.0	111.6
	令和 7 年 計画	151.5	0.3	0.68	0.26	0.9	152.7
	令和 17 年 計画	147.9	0.3	0.63	0.24	0.9	149.1
搬出汚泥量 (t/日)	汚泥の状態	脱水汚泥	生汚泥	生汚泥	生汚泥	—	—
	平成 25 年末 実績	7.8	0.3	0.74	0.28	1.0	9.1
	令和 7 年 計画	10.9	0.3	0.68	0.26	0.9	12.1
	令和 17 年 計画	10.7	0.3	0.63	0.24	0.9	11.9

【整備計画】

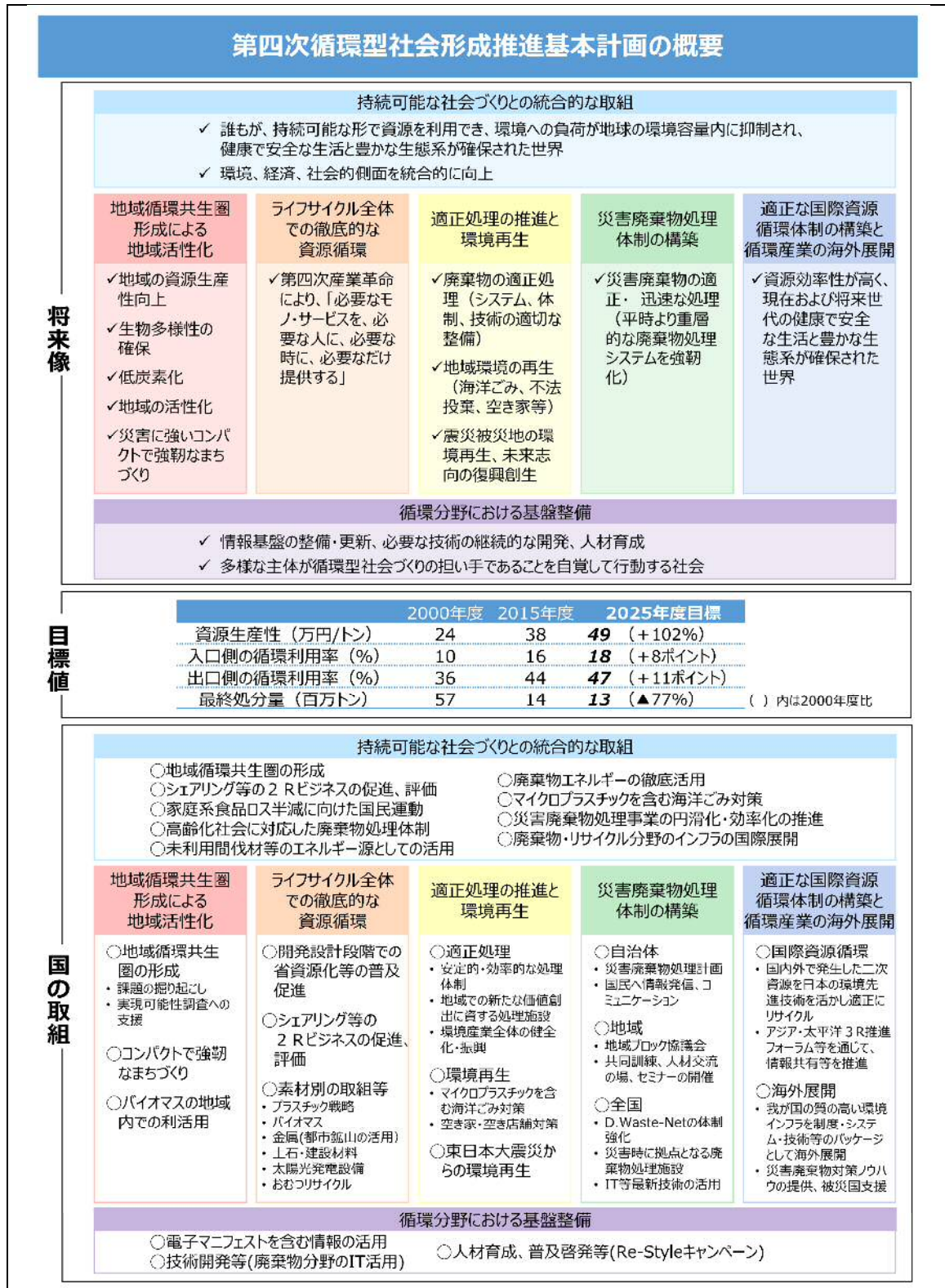
課題・指標	整備・運営管理内容等
汚水処理人口普及率	平成 25 年末現在：75.9% → 令和 7 年：85.9%、令和 17 年：94%
公共下水道	社会資本整備総合交付金を有効活用し、既整備施設の適切な改築更新を推進するとともに、工事コスト縮減を図り、経済的かつ効率的な下水道の整備を促進する
農業集落排水	区域は現状のままとし、適正な運営を継続する
コミュニティ・プラント	区域は現状のままとし、適正な運営を継続する
浄化槽	市民の河川水質環境に対する意識向上の啓発を図る また、補助金制度を活用して、浄化槽の整備を促進する

3-2 国の計画

(1) 第四次循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されており、概要は以下に示すとおりです。

【第四次循環型社会形成の構成と指標及び目標値】



出典：第四次循環型社会形成推進基本計画（概要）

ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
・開発設計段階での省資源化等の普及促進
・シェアリング等の2 R ビジネスの促進、評価
・素材別の取組み
・プラスチック 「プラスチック資源循環戦略」の策定、施策の推進
・バイオマス 食品ロス削減の国民運動、不適正処理対策と食品リサイクルの取組み
・金属 小型家電の回収・再資源化を促進
・土石・建設材料 建築物の強靱化、長寿命化による建設廃棄物の発生抑制
・その他製品等 太陽光発電設備のリサイクル制度、おむつリサイクル

ライフサイクル全体での資源循環
出典：環境省

出典：第四次循環型社会形成推進基本計画（概要）

(2) 国の基本方針

環境省は、廃棄物処理法に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を平成 13 年 5 月に定めており、平成 28 年 1 月に平成 28 年度以降の新たな目標値と、非常災害時に関する事項が追加されています。基本方針には、令和 2 年度を目標年度とする廃棄物の減量化、資源化及び最終処分に関する目標値が示されています。

【基本方針に基づく一般廃棄物の目標値】

項目	令和 2 年度目標値	【前回計画参考】 平成 27 年度目標値
排出量	一般廃棄物：平成 24 年度比約 12%削減 産業廃棄物：平成 24 年度に対し増加を 3%抑制	一般廃棄物：平成 19 年度比約 5%削減 産業廃棄物：平成 19 年度に対し増加を 1%抑制
再生利用率	一般廃棄物：約 27%に増加 産業廃棄物：約 56%に増加	一般廃棄物：約 25%に増加 産業廃棄物：約 53%に増加
最終処分量	一般廃棄物：平成 24 年度比約 14%削減 産業廃棄物：平成 24 年度比約 1%削減	一般廃棄物：平成 19 年度比約 22%削減 産業廃棄物：平成 19 年度比約 12%削減
その他	一人一日当たりの家庭系ごみ排出量を 500グラムとする。	—

【一般廃棄物減量化の取組みと目標】

取組み	目標値
家庭系食品ロスの発生量を把握している市町村数	200 市町村（平成 30 年度）
家電リサイクル法上の小売業者の引取義務外品の回収体制を構築している市町村の割合	100%（平成 30 年度）
使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合	80%（平成 30 年度）

【一般廃棄物処理施設の整備の取組みと目標】

取組み	目標値
中長期的には、焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組みを推進	—
焼却された一般廃棄物量のうち熱回収可能な施設で処理されたものの量の割合	平成 24 年度：約 79%
発電設備の設置された焼却施設で処理されたものの割合	令和 2 年度：約 69%

(3) 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施を図るため、平成30年6月に廃棄物処理法に基づき、平成30年度から令和4年度までの廃棄物処理施設整備計画が策定されています。当計画は、第四次循環型社会形成推進基本計画に掲げられた地域循環共生圏の考え方等を視野に入れ、廃棄物処理施設整備事業のより一層の計画的な実施を図る整備計画が定められています。

当計画は、現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や人口減少等の社会構造の変化、東日本大震災以降の災害廃棄物への意識の高まりに加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備を推進することを特徴としています。また、従来から取り組んできた3Rの推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靱な廃棄物処理システムの確保について強調しています。

【一般廃棄物に係る基本理念及び目標】

基本理念	
①基本原則に基づいた3Rの推進 ②気候変動や災害に対して強靱かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保 ③地域の自主性及び創意工夫を活かした一般廃棄物処理施設の整備	
一般廃棄物に係る目標及び指標	
排出抑制、最終処分量の削減を進め、着実に最終処分を実施	ごみのリサイクル率：21%→27%
	最終処分場の残余年数 2017年度の水準（20年分）を維持
焼却時に効率的な発電を実施し、回収エネルギー量を確保	期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値：19%→21%
し尿及び生活雑排水の処理を推進し、水環境を保全	浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率 53%→70%

3-3 福岡県の計画

(1) 福岡県廃棄物処理計画

- 【計画名称】 : 福岡県廃棄物処理計画
【計画の期間】 : 令和3年度～令和7年度
【策定年】 : 令和3年3月
【一般廃棄物の実績と目標値】

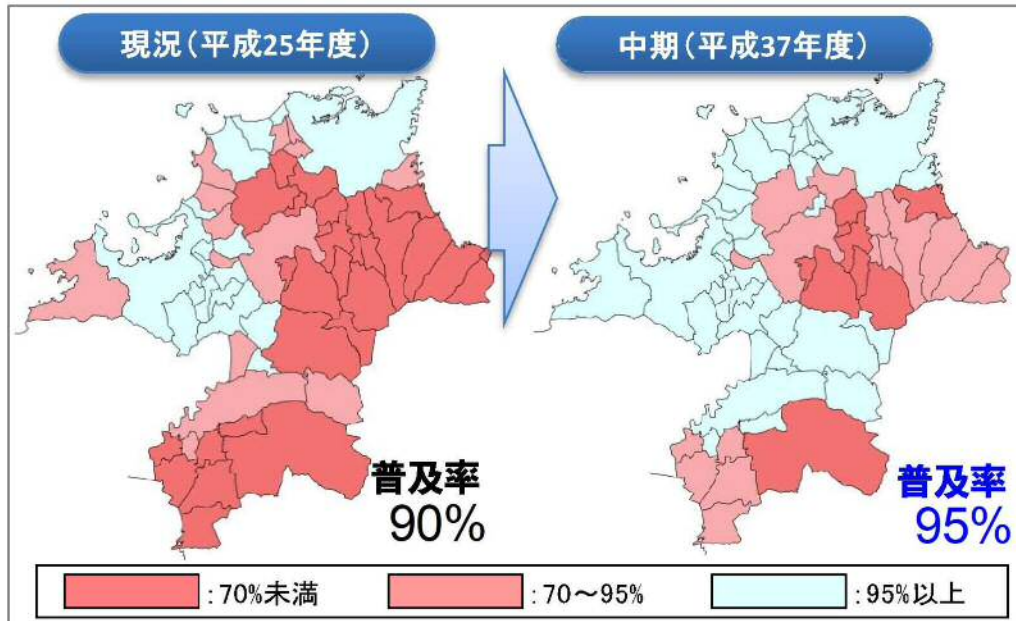
区分	平成30年度 実績	令和7年度目標値 (平30年度比)	目標値の計算量
ごみ総排出量	1,769千t	-5%	1,680千t
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	528g	-2%	516g
再生利用率	21.6%	22%	-
最終処分量	182千t	-6%	171千t

【主要施策】

- 資源の消費抑制
 - ・持続可能な消費と生産を考えた取組みの推進
 - ・持続可能な社会を実現するための人づくり
- 資源循環利用の推進
 - ・各種リサイクル法に基づく取組みの推進
 - ・リサイクル製品の利用促進
 - ・プラスチック資源循環の促進
 - ・資源循環型まちづくりの推進
 - ・各種バイオマスの利用促進
 - ・福岡県リサイクル総合研究事業化センター
 - ・エコタウン事業
- 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減
 - ・一般廃棄物の適正処理の推進
 - ・産業廃棄物の適正処理の確保
 - ・廃棄物の不適正処理の防止
 - ・災害廃棄物処理体制の整備、災害廃棄物処理に係る関係者間の連携の強化・人材育成・リサイクル製品の利用促進

(2) 福岡県汚水処理構想

- 【計画名称】 : 福岡県汚水処理構想～ふくおか水環境ビジョン～
【計画の期間】 : 平成 29 年度～令和 7 年度
【策定年】 : 平成 29 年 3 月
【目標】 : 汚水処理人口普及率 95% (令和 7 年度)



【現状・課題】

- ① 汚水処理普及状況の地域差
 - ・ 県全体の普及率は、全国平均を上回っているが、生活圏別に見ると格差が生じている
- ② 汚水処理施設の稼働率の低下
 - ・ 汚水処理施設の稼働率低下による収支の悪化が懸念される
- ③ 改築更新費用の増加
 - ・ 今後、汚水処理施設の老朽化による改築更新費用の増加が懸念される

【今後の取組み】

- ① 低コスト整備手法の導入促進
- ② 集合処理計画区域での汚水処理の早期普及を目的に、弾力的な浄化槽の導入
- ③ 運営管理の効率化やコスト縮減を図るため、汚水処理施設立地の適正化の促進
- ④ 県民に対して、汚水処理の普及促進・早期整備に向けた啓発活動
- ⑤ 民間の資金、経営的・技術的能力を活用する官民連携手法の導入

第1節 ごみの分別

1-1 ごみの分別

本市のごみの分別区分は、以下のとおりとなっています。

◆図表 3-1 ごみの種類別分別

分別区分		ごみの例
可燃ごみ		生ごみ、食用油、木切れ、紙おむつ、皮革製品、かばん、紙類、布類、布くず、白色以外のトレー、ビニール、ゴム製品、発泡スチロール
不燃ごみ		飲料用以外の空きかん、空きびん、割れた空きびん、袋に入る粗大ごみ
資源ごみ	古紙・古布	新聞紙、ダンボール、雑誌類、紙パック、布製の衣類、布団カバー、毛布
	資源プラスチック	ペットボトル(判別マーク PET1)、白色トレー
	空きかん・空きびん	飲料用空きかん、飲食用空きびん
	廃食用油	植物性油
有害ごみ		乾電池、蛍光灯、水銀体温計
粗大ごみ		ミシン、電気こたつ、スピーカー、ステレオ、じゅうたん、すだれ、マットレス

出典：ごみの分け方・出し方

1-2 収集体制・収集頻度

本市の収集体制は飯塚地区、穂波・筑穂地区、庄内・穎田地区の3地区に分かれています。ごみの排出方法と回収方法は、各地区で処理施設が異なるため相違が見られます。

◆図表 3-2 ごみの収集頻度・排出方法
(飯塚地区)

分別区分		収集頻度/収集形態	排出方法	回収方法	
可燃ごみ		週2回/直営・委託	指定袋	ステーション収集	
不燃ごみ		月1回/直営・委託	指定袋	ステーション収集	
資源ごみ	古紙 古布	古紙	ひもで十文字にしぼる	拠点回収	
		紙パック	ひもや輪ゴムで束ねる		
		古布	ひもで十文字にしぼる		
	空きかん・空きびん		月2回/直営・委託	指定袋	ステーション収集
	資源プラスチック		月1回/直営・委託	拠点収納ボックス 回収ボックス	拠点回収
廃食用油		拠点/随時	食用油の入っていた容器 ペットボトル	拠点回収	
有害ごみ		月1回/直営・委託	拠点収納ボックス (蛍光灯は購入時の箱等に入れる)	拠点回収	
粗大ごみ		随時/直営	指定シール	各戸回収	

(穂波・筑穂地区)

分別区分		収集頻度/収集形態	排出方法	回収方法	
可燃ごみ		週2回/委託	指定袋	穂波：各戸収集 筑穂：ステーション収集	
不燃ごみ		月1回/委託	指定袋	穂波：各戸収集 筑穂：ステーション収集	
資源ごみ	古紙 古布	古紙	ひもで十文字にしぼる	拠点回収	
		紙パック	ひもや輪ゴムで束ねる		
		古布	ひもで十文字にしぼる		
	空きかん・空きびん		月2回/委託	指定袋	穂波：各戸収集 筑穂：ステーション収集
	資源プラスチック		月1回/委託	拠点収納ボックス 回収ボックス	拠点回収
廃食用油		拠点/委託	食用油の入っていた容器 ペットボトル	拠点回収	
有害ごみ		月1回/委託	拠点収納ボックス (蛍光灯は箱に入れる)	拠点回収	
粗大ごみ		随時/委託	指定シール	各戸収集	

(庄内・額田地区)

分別区分		収集頻度/収集形態	排出方法	回収方法	
可燃ごみ		週2回/委託	指定袋	各戸収集	
不燃ごみ		月1回/委託	指定袋	各戸収集	
資源ごみ	古紙 古布	古紙	月1回/委託	ひもで十文字にしぼる	拠点回収
		紙バック		ひもや輪ゴムで束ねる	
		古布		ひもで十文字にしぼる	
	空きかん・空きびん		月2回/委託	指定袋	各戸収集
	資源プラスチック		月1回/委託	拠点収納ボックス 回収ボックス	拠点回収
廃食用油		拠点/随時	食用油の入っていた容器 ペットボトル	拠点回収	
有害ごみ		月1回/委託	拠点収納ボックス (蛍光灯は箱に入れる)	拠点回収	
粗大ごみ		随時/委託	指定シール	各戸収集	

出典：ごみの分け方・出し方

1-3 有料指定袋手数料

本市の指定袋等に関する手数料は以下のとおりとなっています。

◆図表 3-3 有料指定袋手数料

分別区分		種類	大きさ	料金	
家庭用	可燃ごみ	指定袋	大	550 円/10 枚	
			中	330 円/10 枚	
			小	165 円/10 枚	
	不燃ごみ	指定袋	大	550 円/10 枚	
			中	330 円/10 枚	
			小	165 円/10 枚	
	資源ごみ	空きかん 空きびん	指定袋	大	550 円/10 枚
				中	330 円/10 枚
				小	165 円/10 枚
事業用	可燃ごみ	指定袋	大	770 円/10 枚	
			中	495 円/10 枚	
	不燃ごみ	指定袋	大	770 円/10 枚	
			資源ごみ	空きかん 空きびん	指定袋
粗大ごみ		シール	-	275 円/枚(※1)	

※1：1m及び10kg以内：1枚、1.5m及び20kg以内：2枚、2m及び20kg以上：4枚

※2：上記の金額は令和4年4月1日から適用される

第2節 ごみ処理の流れ

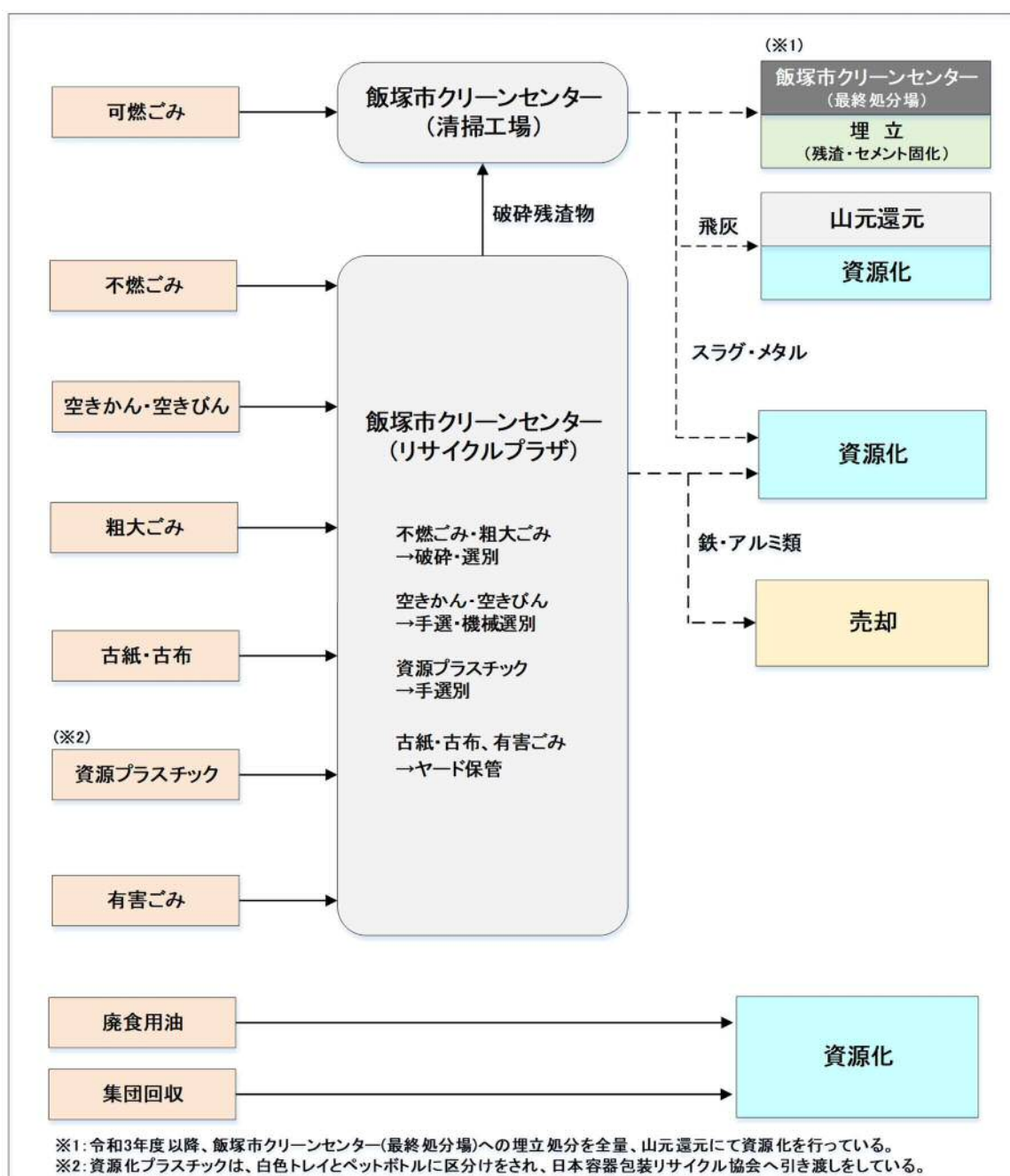
2-1 飯塚地区

飯塚地区から排出された可燃ごみは、飯塚市クリーンセンター(清掃工場)で溶融処理を行います。飛灰は山元還元を行い、発生したスラグ及びメタルは資源化を行っています。また、残渣及びセメント固化物は飯塚市クリーンセンター(最終処分場)で埋立処分しています。

不燃ごみ、空きかん・空きびん、粗大ごみ、古紙・古布、資源プラスチック、有害ごみは飯塚市クリーンセンター(リサイクルプラザ)で処理を行い、鉄・アルミ類等を資源化・売却しています。破碎残渣物は飯塚市クリーンセンター(清掃工場)にて溶融処理を行っています。

廃食用油、集団回収物は資源化を行っています。

◆図表 3-4 飯塚地区のごみ処理の流れ



2-2 穂波・筑穂地区

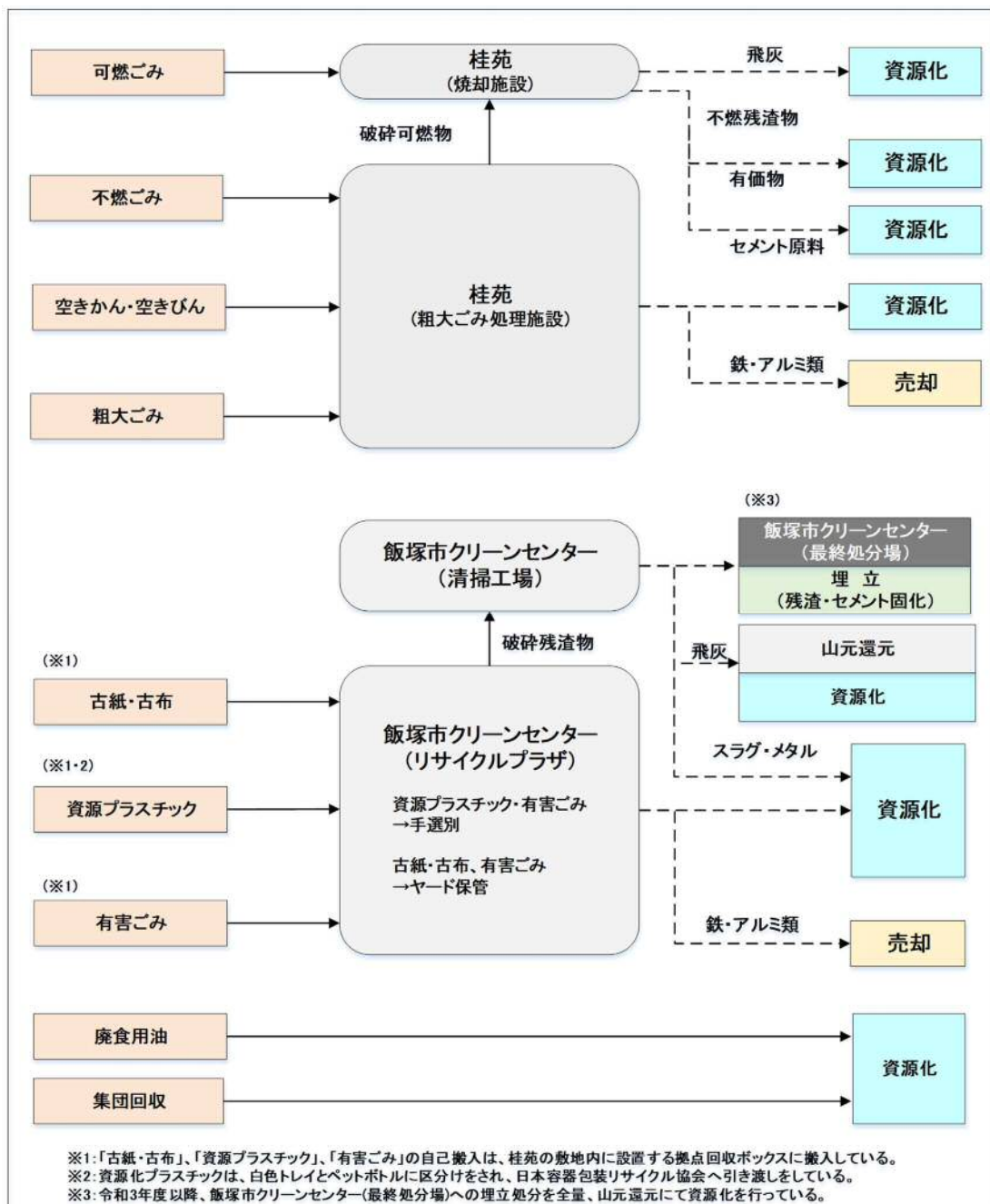
穂波・筑穂地区から排出された可燃ごみは、桂苑（焼却施設）で処理を行い、飛灰を資源化し、不燃残渣物から選別された有価物は資源化、残りの残渣はセメント原料化しています。

また、不燃ごみ、粗大ごみ、空きかん・空きびんは、桂苑（粗大ごみ処理施設）で破碎・選別を行い、鉄・アルミ類等を資源化・売却し、破碎可燃物は桂苑(焼却施設)にて焼却処理を行っています。

資源プラスチック、古紙・古布、有害ごみは、飯塚市クリーンセンター(リサイクルプラザ)で処理を行い、鉄・アルミ類等を資源化・売却しています。破碎残渣物は飯塚市クリーンセンター(清掃工場)にて溶融処理を行っています。

廃食用油、集団回収物は資源化を行っています。

◆図表 3-5 穂波・筑穂地区のごみ処理の流れ



2-3 庄内・穎田地区

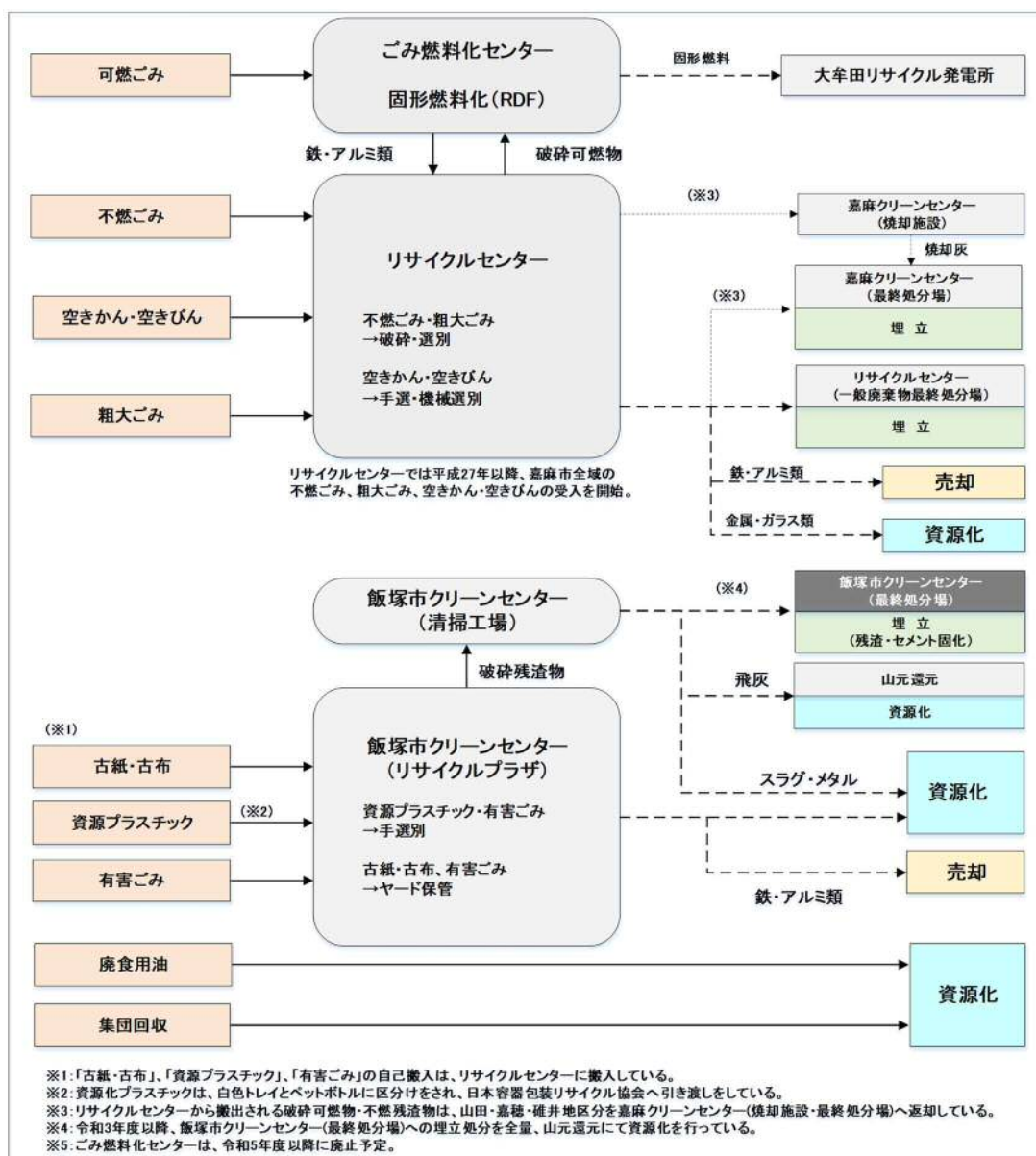
庄内・穎田地区から排出された可燃ごみは、ごみ燃料化センターにおいて固形燃料(RDF)に加工され、大牟田リサイクル発電所の燃料源として利用されています。製造過程で選別された鉄・アルミ類はリサイクルセンターへ搬出してあります。

不燃ごみ、空きかん・空きびん、粗大ごみはリサイクルセンターで破碎・選別を行い、鉄・アルミ類は売却、金属・ガラス類は資源化、破碎可燃物はごみ燃料化センターにて固形燃料化、不燃残渣物はリサイクルセンター(一般廃棄物最終処分場)にて埋立処分しています。

古紙・古布、資源プラスチック、有害ごみは、飯塚市クリーンセンター(リサイクルプラザ)で保管・資源化しています。破碎残渣物は飯塚市クリーンセンター(清掃工場)にて溶融処理を行っています。

廃食用油、集団回収物は資源化を行っています。

◆図表 3-6 庄内・穎田地区のごみ処理の流れ



第3節 ごみ処理施設

3-1 ごみ処理施設

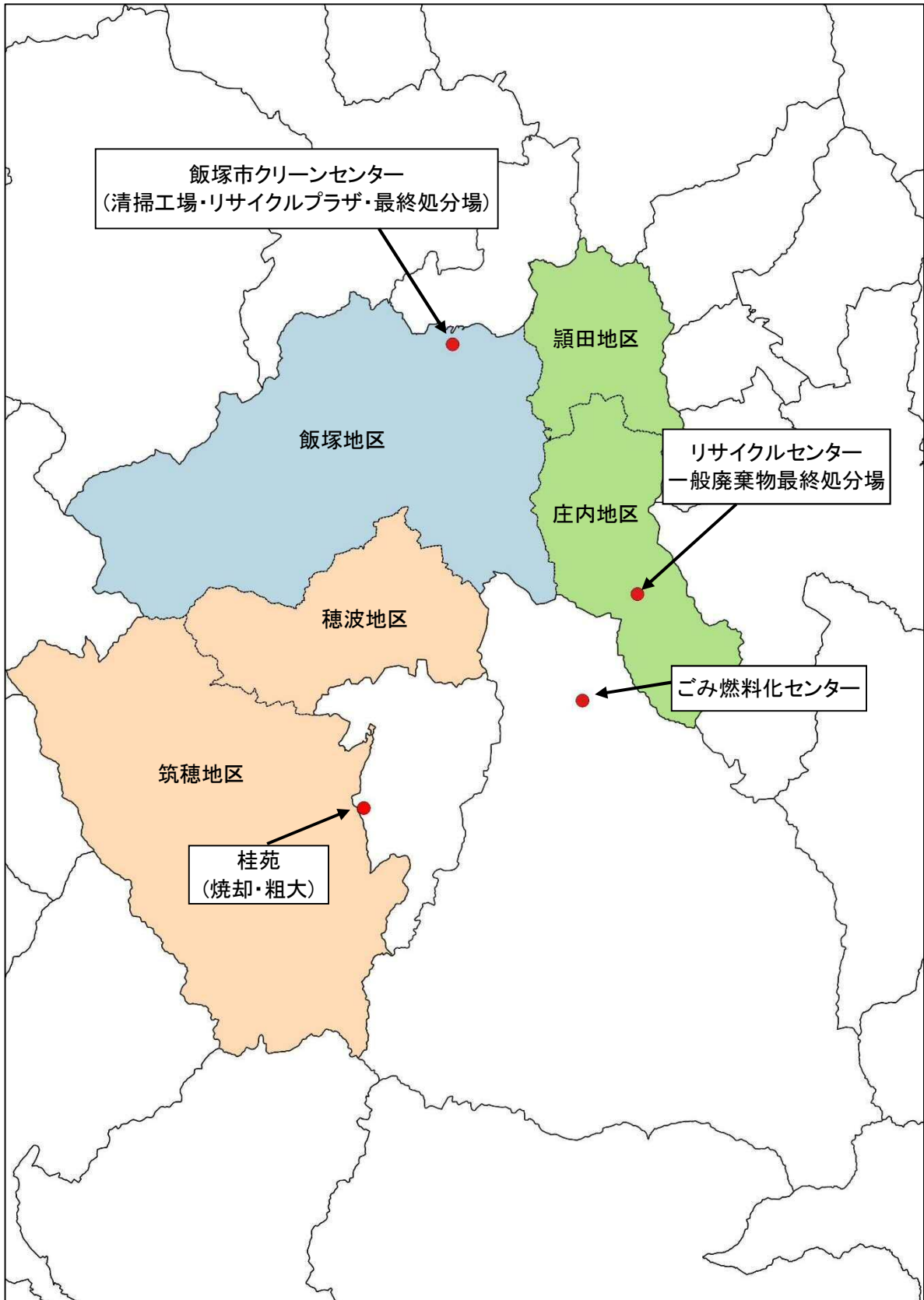
本市のごみ処理を行っている施設は、ふくおか県央環境広域施設組合（以下「ふくおか県央組合」とします。）が管理を行っています。

本市は①飯塚地区、②穂波・筑穂地区、③庄内・穎田地区に分けられており、ごみ処理は飯塚市クリーンセンター(清掃工場・リサイクルプラザ)、桂苑(焼却・粗大)、ごみ燃料化センター、リサイクルセンターの6施設にて行い、資源化・売却されなかった残渣等は飯塚市クリーンセンター(最終処分場)、リサイクルセンター(一般廃棄物最終処分場)にて埋立処分を行っています。なお、令和3年度以降、飯塚市クリーンセンター(最終処分場)への埋立分を山元還元にて資源化を行っています。

◆図表 3-7 各地区のごみ処理施設

地区	ごみ分別項目							
	可燃ごみ	不燃ごみ	空きかん 空きびん	粗大	古紙 古布	資源 プラスチック	有害ごみ	
飯塚地区	飯塚市 クリーンセンター (清掃工場)	飯塚市クリーンセンター(リサイクルプラザ)						
穂波・筑穂地区	桂苑 (焼却施設)	桂苑(粗大ごみ処理施設)			収集: 飯塚市クリーンセンター (リサイクルプラザ) 直搬: 桂苑(拠点収納ボックス)			
庄内・穎田地区	ごみ燃料化 センター	リサイクルセンター			収集: 飯塚市クリーンセンター (リサイクルプラザ) 直搬: 庄内・穎田支所 (拠点回収ボックス)			

◆図表 3-8 ごみ処理施設の位置図



3-2 ごみ処理施設の概要

◆図表 3-9 ごみ処理施設の概要

施設名	飯塚市クリーンセンター(清掃工場)	
所在地	飯塚市吉北 118 番地 2	
供用開始年度	平成 10 年	
処理能力	180t/日 (90t/24H×2 基)	
処理方法	ガス化・高温溶融一体型方式	
外観図		

施設名	桂苑	
	焼却処理施設	粗大ごみ処理施設
所在地	桂川町九郎丸 275 番地 21	
供用開始年度	平成 6 年	
処理能力	74t/日 (37t/16H×2 基)	20t/日 (20t/5H×1 基)
処理方法	准連続燃焼方式(流動床方式)	破碎・選別
外観図		

施設名	ごみ燃料化センター	
所在地	嘉麻市岩崎 124 番地	
供用開始年度	平成 14 年	
処理能力	54t/日 (54 t × 14H × 1 基)	
処理方法	ごみ固形燃料化方式	
外観図		

施設名	飯塚市クリーンセンター(リサイクルプラザ)	
所在地	飯塚市吉北 118 番地 2	
供用開始年度	平成 10 年	
処理能力	不燃ごみ・粗大ごみ	18t/5H
	空きかん・空きびん	15t/5H
	資源プラスチック	2t/5H
処理方法	破碎、手選別、機械選別	
外観図		

施設名	リサイクルセンター	
所在地	飯塚市入水 757 番地 1	
供用開始年度	平成 11 年	
処理能力	不燃ごみ・粗大ごみ	10t/日
	空きかん・空きびん	2 t /日
処理方法	破碎・選別、手選・機械選別	
外観図		

施設名	飯塚市クリーンセンター(最終処分場)	
所在地	飯塚市吉北 118 番地 2	
供用開始年度	平成 10 年	
埋立容積	26,800m ³	
埋立終了予定	令和 2 年度末	
外観図		

施設名	リサイクルセンター(一般廃棄物最終処分場)
所在地	飯塚市入水 757 番地 1
供用開始年度	平成 11 年
埋立容積	40,690m ³
埋立終了予定	令和 32 年度末
外観図	

第4節 ごみ排出量

4-1 ごみ排出量

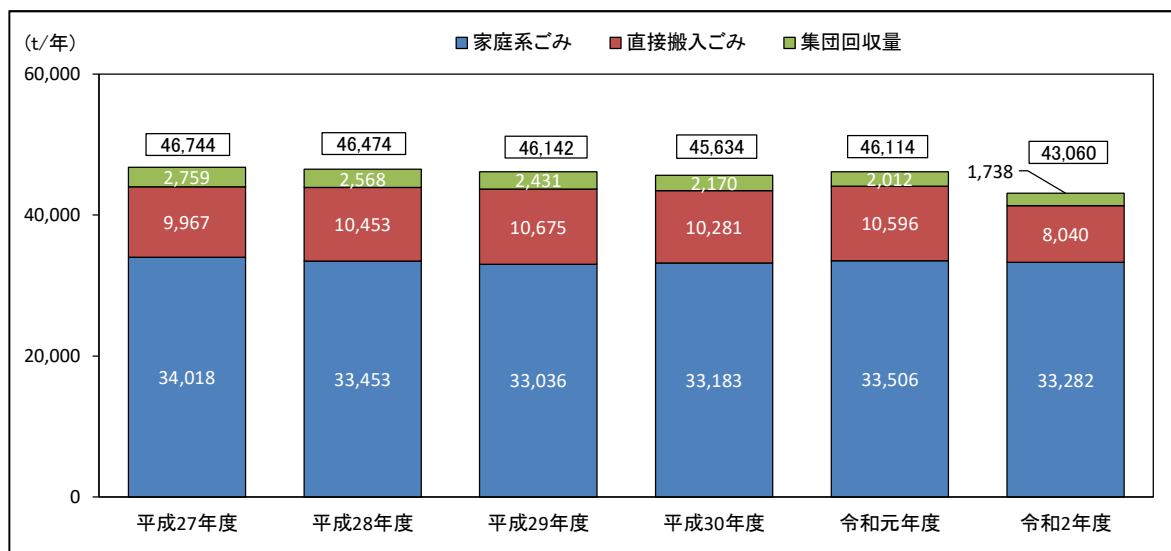
本市のごみ排出量は、増減はあるものの横ばい傾向となっていましたでしたが、令和2年度(43,060t)に大きく減少しています。

家庭系ごみ及び直接搬入ごみは、増減はあるものの横ばい傾向となっていましたでしたが、令和2年度に大きく減少しています。

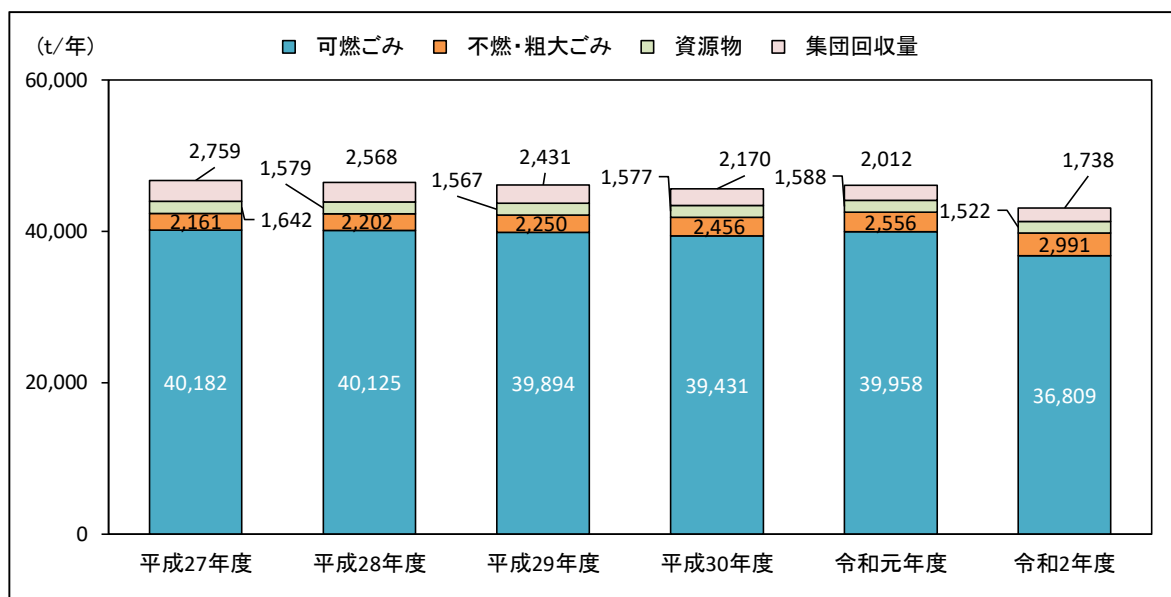
集団回収量は、平成27年度(2,759t)から令和2年度(1,738t)にかけて減少傾向となっています。

ごみの種類別にみると可燃ごみは、平成27年度から令和元年度にかけて横ばい傾向となっていましたでしたが、令和2年度に減少しています。不燃・粗大ごみは平成27年度から令和元年度にかけて横ばい傾向となっていましたでしたが、令和2年度に増加傾向となっています。また、資源物は平成28年度以降に横ばいの傾向となっております。

◆図表 3-10 ごみ排出量の推移



◆図表 3-11 ごみ種類別排出量の推移



◆図表 3-12 ごみ排出量の推移

項目	(t/年)					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域内人口(人)	130,664	130,061	129,911	129,138	127,557	127,605
家庭系ごみ	34,018	33,453	33,036	33,183	33,506	33,282
可燃ごみ	30,667	30,128	29,695	29,699	29,973	29,501
不燃・粗大ごみ	1,832	1,870	1,887	2,038	2,053	2,349
資源物	1,519	1,455	1,454	1,446	1,480	1,432
直接搬入ごみ(家庭系+事業系)	9,967	10,453	10,675	10,281	10,596	8,040
可燃ごみ	9,515	9,997	10,199	9,732	9,985	7,308
不燃・粗大ごみ	329	332	363	418	503	642
資源物	123	124	113	131	108	90
集団回収	2,759	2,568	2,431	2,170	2,012	1,738
総排出量	46,744	46,474	46,142	45,634	46,114	43,060

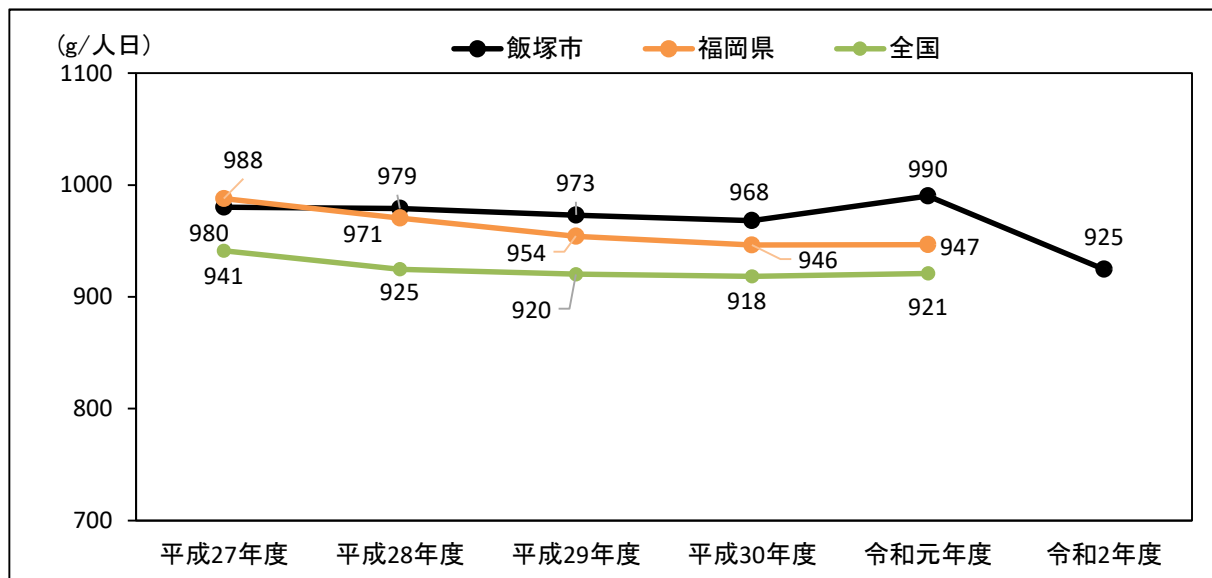
項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域内人口	人	130,664	130,061	129,911	129,138	127,557	127,605
家庭系ごみ	t/年	34,018	33,453	33,036	33,183	33,506	33,282
	g/人・日	713	705	697	704	720	715
直接搬入ごみ	t/年	9,967	10,453	10,675	10,281	10,596	8,040
	g/人・日	209	220	225	218	228	173
集団回収量	t/年	2,759	2,568	2,431	2,170	2,012	1,738
総排出量	t/年	46,744	46,474	46,142	45,634	46,114	43,060
	g/人・日	980	979	973	968	990	925

出典：一般廃棄物処理実態調査結果等

4-2 1人1日当たりのごみ排出量

本市の1人1日当たりのごみ排出量(家庭系ごみ+直接搬入ごみ+集団回収)は、令和元年度(990g/人日)に一時的な増加はあるものの、平成27年度(980g/人日)から令和2年度(925g/人日)にかけて減少傾向となっています。令和元年度の実績にて全国及び福岡県と比較すると、本市が最も多く990g/人日、次いで福岡県が947g/人日、全国平均が921g/人日となっています。

◆図表 3-13 1人1日当たりのごみ排出量の推移

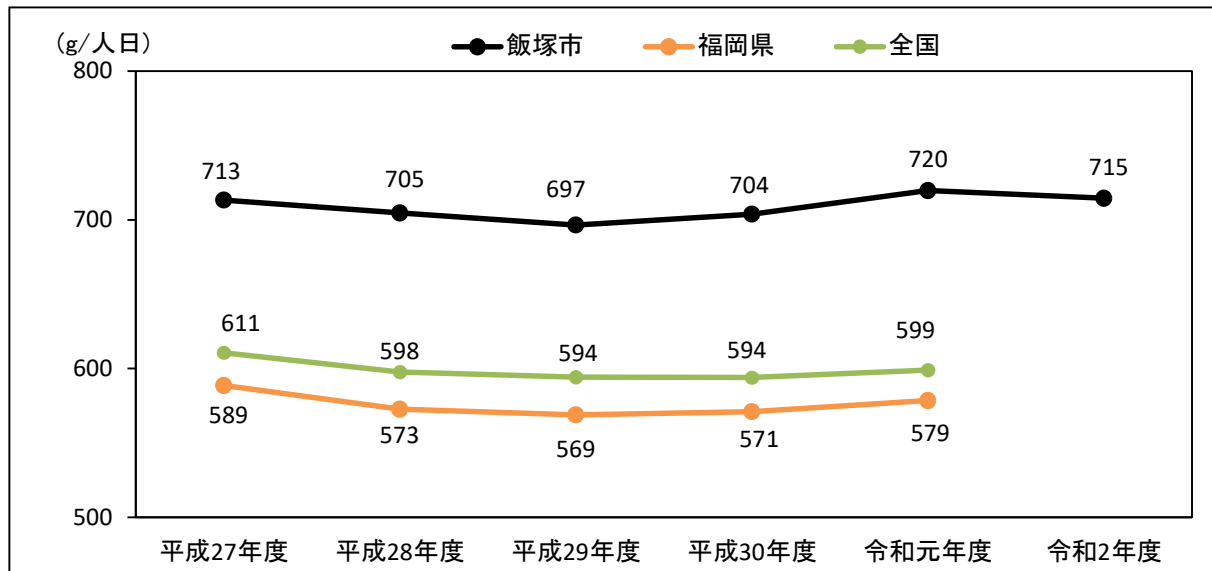


※1人1日当たりの排出量(g/人・日) = 年間当たりの排出量(t/年) × 10⁶ ÷ 人口(人) ÷ 365(日/年)

本市の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、増減はあるものの横ばいの傾向となっています。

令和元年度の実績は全国及び福岡県と比較すると1人1日当たりのごみ排出量は、本市が最も多く720g/人日、次いで全国平均が599g/人日、福岡県が579g/人日となっています。

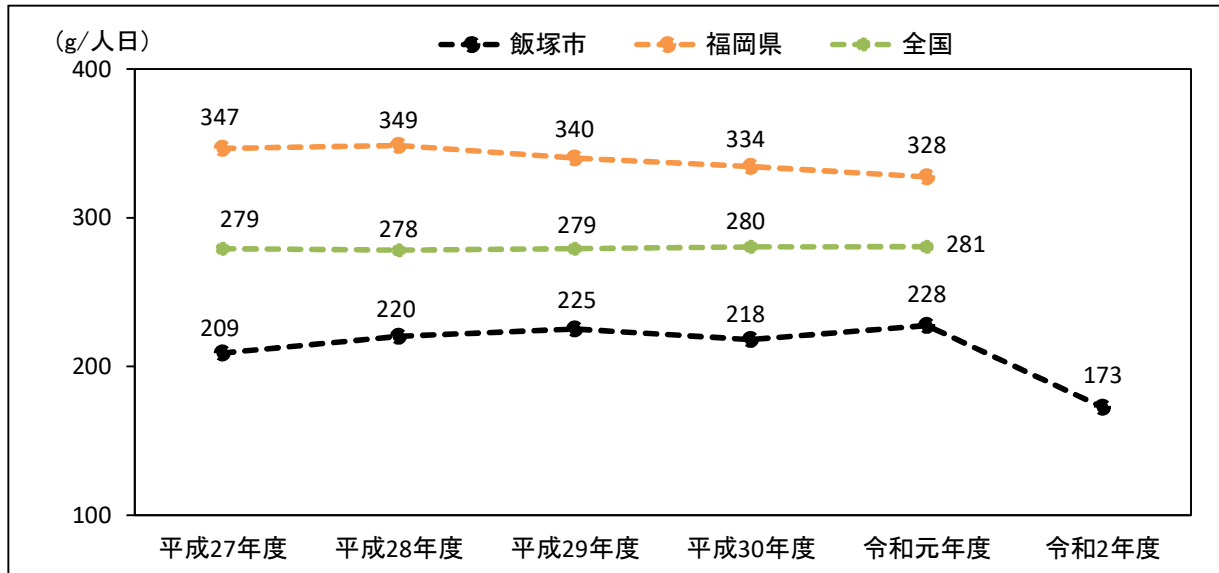
◆図表 3-14 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移



本市の1人1日当たりの直接搬入系ごみ排出量は、増減はあるものの横ばいの傾向となっていました。令和2年度に173g/人日まで減少しています。

令和元年度の実績にて全国及び福岡県と比較すると、福岡県が最も多く328g/人日、次いで全国平均が281g/人日、本市が228g/人日となっています。

◆図表 3-15 1人1日当たりの直接搬入系ごみ排出量の推移



出典：一般廃棄物処理実態調査結果等

4-3 資源化率と最終処分率

令和元年度の資源化率は、本市が最も高く、次いで福岡県、全国となっています。

また、最終処分率は福岡県が最も高く、次いで全国、飯塚市となっています。

本要因としては、飯塚市クリーンセンターにおける溶融処理に伴うスラグ化、ごみ燃料化センターにおける固形燃料化など処理方法の違いが影響しているものと考えられます。

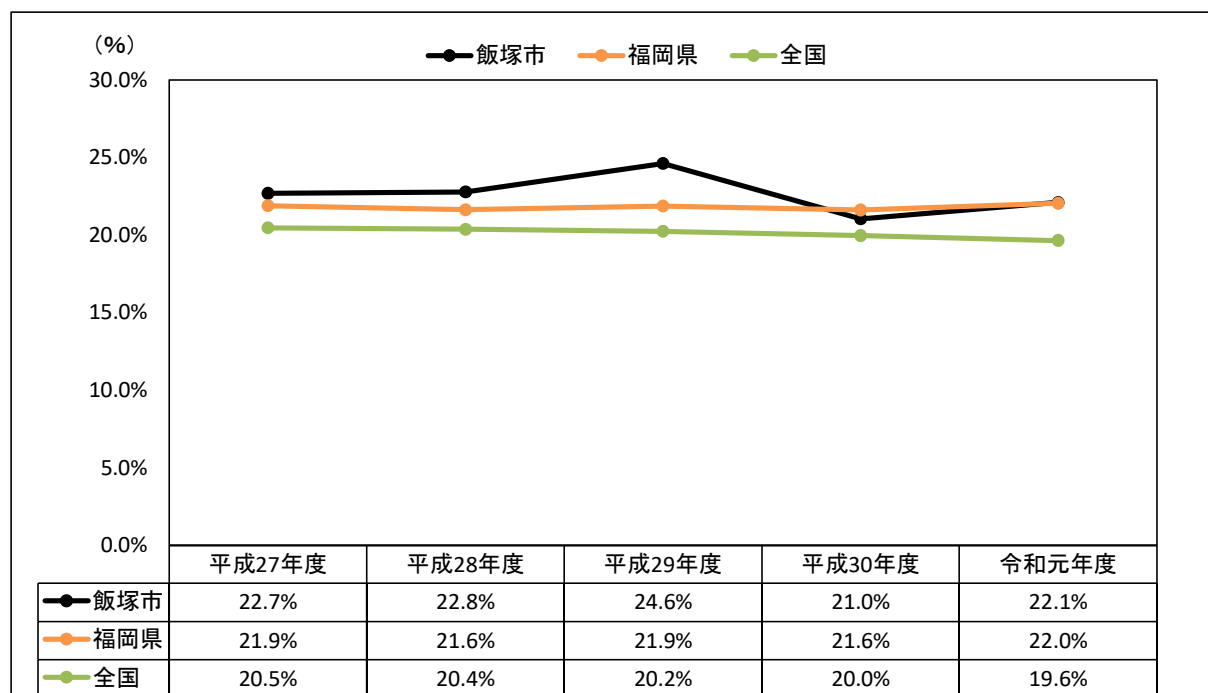
◆図表 3-16 資源化量及び埋立量の内訳

項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ごみ総排出量		46,744	46,474	46,142	45,634	46,114
資源化量	直接資源化量	252	242	227	225	218
	桂苑	252	242	227	225	218
	処理後再生利用量	7,596	7,774	8,698	7,205	7,963
	飯塚クリーンセンター	2,059	2,071	2,792	1,217	2,035
	(清掃工場)	636	646	1,067	835	708
	桂苑(焼却)	1,378	1,333	1,343	1,335	1,293
	ごみ燃料化センター	26	27	28	25	24
		2,294	2,286	2,086	2,240	2,378
	飯塚市クリーンセンター(リサイクルプラザ)	905	1,105	1,086	1,245	1,207
	桂苑(粗大)	145	153	148	152	153
	リサイクルセンター	153	153	147	156	166
集団回収量	2,759	2,568	2,431	2,170	2,012	
合計	10,607	10,584	11,356	9,600	10,193	
埋立	処理後最終処分量	997	882	690	610	833
		127	118	112	83	83
	合計	1,124	1,000	802	693	916

◆図表 3-17 資源化率及び最終処分率の推移

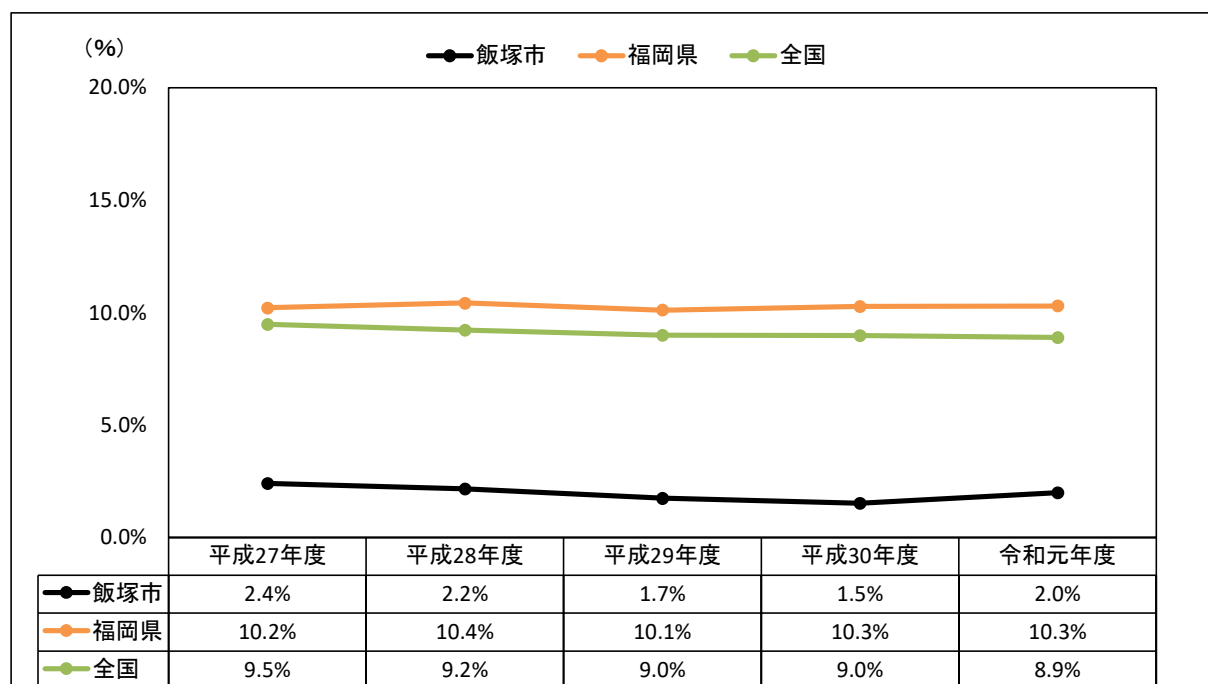
項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
資源化率	飯塚市	22.7%	22.8%	24.6%	21.0%	22.1%
	福岡県	21.9%	21.6%	21.9%	21.6%	22.0%
	全国	20.5%	20.4%	20.2%	20.0%	19.6%
最終処分率	飯塚市	2.4%	2.2%	1.7%	1.5%	2.0%
	福岡県	10.2%	10.4%	10.1%	10.3%	10.3%
	全国	9.5%	9.2%	9.0%	9.0%	8.9%

◆ 図表 3-18 資源化率



※資源化率 = (直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量) ÷ ごみ排出量 × 100

◆ 図表 3-19 最終処分率



※最終処分率 = 最終処分量 ÷ ごみ排出量 × 100

出典：一般廃棄物処理実態調査結果等

4-4 ごみ処理年間経費

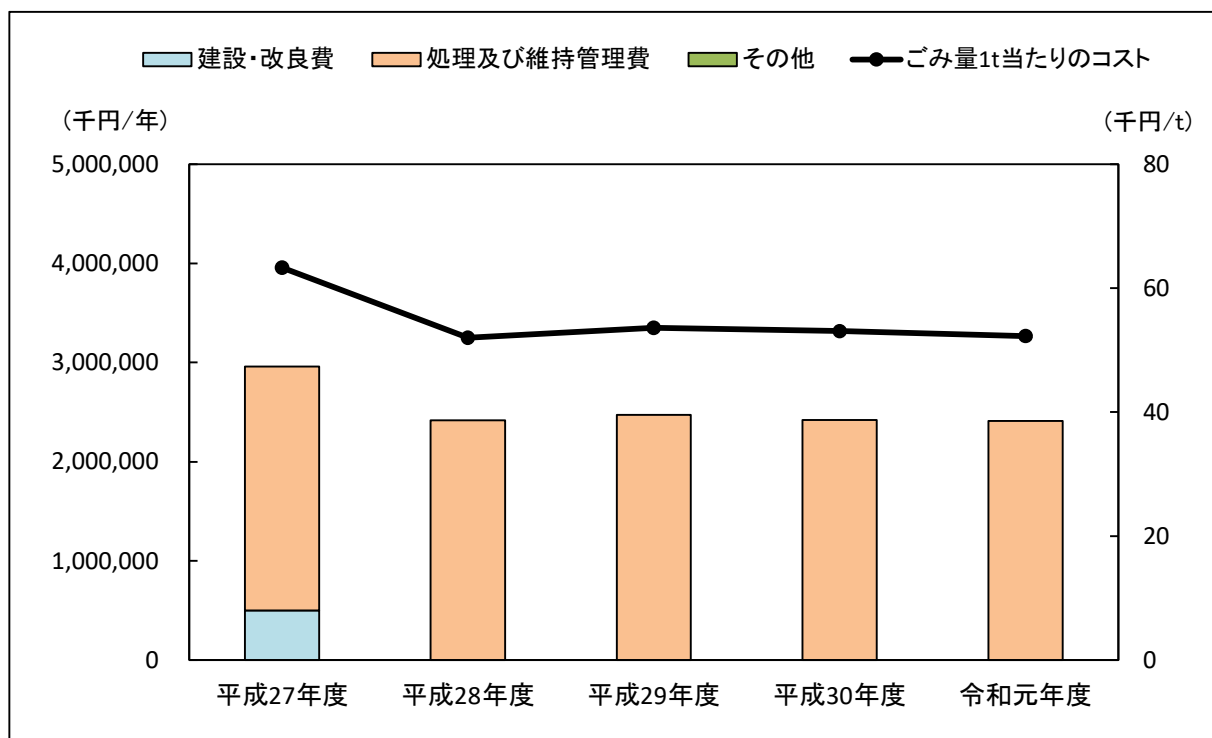
本市のごみ処理年間経費及びごみ量 1t 当たりの処理コストの推移は、平成 27 年度をピークに減少傾向となっています。

なお、平成 27 年度は、飯塚市クリーンセンターの工事を実施し、建設・改良費分に費用が計上されているため、ごみ処理経費及び処理コストが高く推移しています。

◆図表 3-20 本市のごみ処理年間経費

飯塚市	記号	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
ごみ量	①	t/年	46,744	46,474	46,142	45,634	46,114
建設・改良費	②	千円/年	498,918	0	0	0	0
処理及び維持管理費	③+④	千円/年	2,459,584	2,418,682	2,474,302	2,422,880	2,410,278
組合分担金	③	千円/年	708,801	674,511	656,404	590,785	1,348,807
組合分担金以外	④	千円/年	1,750,783	1,744,171	1,817,898	1,832,095	1,061,471
その他	⑤	千円/年	0	0	0	0	0
合計	⑥	千円/年	2,958,502	2,418,682	2,474,302	2,422,880	2,410,278
ごみ量1t当たりのコスト	⑥÷①	千円/t	63.3	52	53.6	53.1	52.3

◆図表 3-21 本市の年間経費及びごみ量 1t 当たりのコスト



出典：一般廃棄物処理実態調査結果等

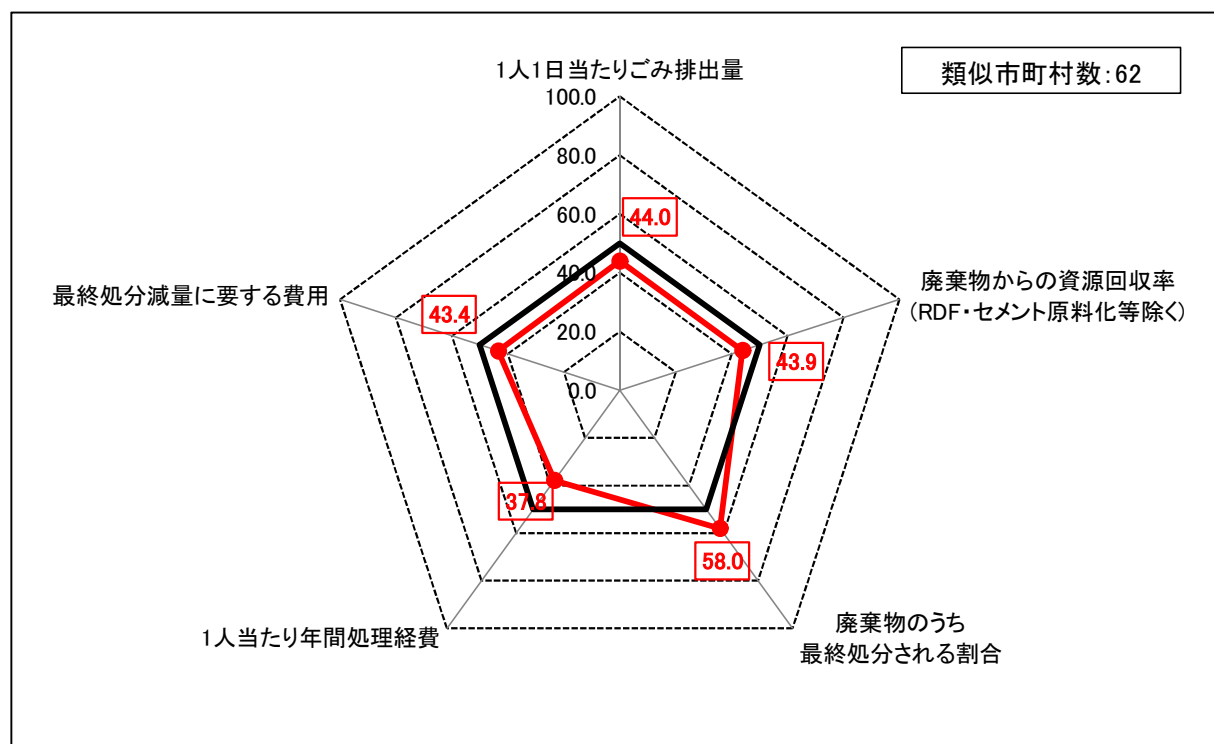
4-5 ごみ処理の評価

本市のごみ処理について、環境省が公表している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を利用して、同規模の人口の自治体と比較評価した結果は、以下に示すとおりとなっています。本評価は、標準偏差 50 を上回れば類似自治体と比較して良好な状態として判断するものとなっています。

◆図表 3-22 ごみ処理の評価項目

指標		指標の見方
循環型社会形成	人口1人1日当たりごみ総排出量	指数が大きいほど、ごみ搬出量は少なくなる
	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	指数が大きいほど、資源回収率は高くなる
	廃棄物のうち最終処分される割合	指数が大きいほど、最終処分される割合は小さくなる
経済性	1人当たり年間処理経費	指数が大きいほど、1人当たりの年間処理経費が少なくなる
	最終処分減量に要する費用	指数が大きいほど、費用対効果は高くなる

◆図表 3-23 ごみ処理の評価



出典：環境省「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」

◆図表 3-24 類似自治体

自治体	人口	1人1日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	資源回収量 (RDF・セメント原料化 等除く) (t/t)	最終処分割合 (t/t)	1人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	-	0.885	0.213	0.062	12,342	38,729
福岡県飯塚市 (偏差値)	129,138	0.968 (44.0)	0.134 (43.9)	0.022 (58.0)	16,097 (37.8)	45,275 (43.4)
北海道小樽市	115,621	1.155	0.162	0.19	14,981	41,566
北海道江別市	118,971	0.880	0.210	0.059	13,990	44,664
茨城県土浦市	142,887	1.092	0.259	0.119	10,907	26,848
茨城県取手市	107,615	0.863	0.215	0.030	9,634	29,756
埼玉県加須市	113,334	0.995	0.384	0.030	12,396	33,527
埼玉県鴻巣市	118,933	0.793	0.189	0.002	6,979	24,141
埼玉県戸田市	139,383	0.884	0.180	0.068	7,552	22,457
埼玉県入間市	148,452	0.853	0.213	0.056	9,960	30,526
埼玉県朝霞市	139,822	0.738	0.314	0.029	7,771	25,597
埼玉県富士見市	111,055	0.728	0.257	0.039	8,683	30,793
埼玉県三郷市	137,287	0.967	0.185	0.080	7,923	21,906
埼玉県坂戸市	101,227	0.776	0.203	0.025	11,359	36,295
埼玉県ふじみ野市	114,240	0.753	0.215	0.012	11,981	43,607
千葉県木更津市	135,216	1.116	0.202	0.036	18,936	46,821
千葉県成田市	133,435	1.073	0.160	0.043	15,160	39,060
千葉県我孫子市	132,199	0.830	0.231	0.149	10,427	35,253
千葉県鎌ヶ谷市	109,962	0.785	0.234	0.079	12,672	45,368
千葉県印西市	100,641	0.871	0.189	0.109	10,162	34,730
東京都武蔵野市	146,128	0.795	0.333	0.000	17,254	52,608
東京都青梅市	134,316	0.817	0.289	0.000	14,045	47,071
東京都昭島市	113,284	0.755	0.300	0.000	15,954	46,383
東京都小金井市	121,167	0.605	0.513	0.001	17,554	72,765
東京都国分寺市	123,489	0.680	0.379	0.000	17,509	60,775
東京都東久留米市	116,779	0.726	0.316	0.000	10,478	30,588
東京都多摩市	148,855	0.767	0.265	0.000	9,299	25,713
神奈川県伊勢原市	102,470	0.831	0.185	0.082	12,373	36,973
神奈川県海老名市	132,641	0.796	0.257	0.002	15,152	52,271
神奈川県座間市	130,477	0.728	0.293	0.002	10,485	39,526
岐阜県多治見市	108,130	0.972	0.216	0.064	14,553	42,388
静岡県三島市	110,444	0.896	0.139	0.078	9,366	27,339
愛知県江南市	100,652	0.730	0.241	0.082	11,889	45,094
三重県伊勢市	126,060	1.135	0.252	0.002	10,893	26,046
滋賀県草津市	133,667	0.861	0.165	0.102	8,102	27,283
大阪府池田市	103,607	0.853	0.114	0.144	10,264	36,589
大阪府守口市	143,621	0.821	1.000	0.000	10,260	32,773
大阪府泉佐野市	100,694	1.370	0.074	0.126	18,561	42,450
大阪府富田林市	111,628	0.960	0.149	0.116	12,913	39,945
大阪府河内長野市	106,143	0.863	0.214	0.108	11,018	37,596
大阪府松原市	120,410	0.792	0.167	0.123	12,110	43,892
大阪府大東市	120,920	0.806	0.058	0.157	13,076	50,026
大阪府箕面市	138,093	0.926	0.128	0.098	11,843	36,641
大阪府羽曳野市	111,631	0.928	0.093	0.143	11,527	38,846
大阪府門真市	122,787	1.017	0.120	0.142	15,697	46,865
兵庫県三田市	112,871	0.847	0.152	0.111	10,478	35,561
奈良県橿原市	122,322	0.951	0.114	0.109	16,218	50,950
奈良県生駒市	119,795	0.842	0.209	0.083	13,935	48,116
鳥取県米子市	148,498	1.175	0.244	0.037	15,464	33,880
広島県廿日市市	117,435	0.880	0.106	0.070	15,663	51,469
山口県防府市	116,571	0.915	0.198	0.031	13,300	39,910
山口県岩国市	135,615	0.925	0.160	0.055	17,294	52,812
山口県周南市	144,088	0.910	0.260	0.046	16,649	49,640
香川県丸亀市	113,103	0.850	0.102	0.086	11,047	37,613
愛媛県新居浜市	120,005	1.066	0.146	0.097	12,228	32,968
福岡県大牟田市	115,557	0.899	0.106	0.039	14,613	45,271
福岡県筑紫野市	103,776	0.838	0.214	0.000	12,763	41,727
福岡県春日市	113,207	0.762	0.153	0.103	7,837	31,140
福岡県大野城市	100,702	0.834	0.200	0.097	7,734	26,897
大分県別府市	118,197	1.174	0.087	0.032	10,322	24,715
沖縄県浦添市	114,171	0.803	0.125	0.000	8,964	30,597
沖縄県沖縄市	141,747	0.849	0.093	0.078	8,229	28,102
沖縄県うるま市	123,629	0.830	0.134	0.030	12,705	43,201

第5節 ごみの減量化及び再資源化のこれまでの取組み

5-1 集団回収量の推移

本市では、ごみの減量及び再資源化のための取組みとして、施設へ搬入する資源ごみとは別に、独自で古紙・古布類、空きかん、空きびんなどの集団回収を行っています。

本市の集団回収量は、平成27年度以降減少傾向となっています。

要因としては、電子書籍や民間による古紙回収拠点の普及、古紙の買取単価の下落などが影響しているものと考えられます。

◆図表 3-25 集団回収量の推移

項目	(t/年)					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
紙類 (新聞・雑誌類・ダンボール)	2,585	2,407	2,263	2,022	1,857	1,639
布類	68	55	59	55	64	33
空きかん	66	69	70	65	65	50
空きびん	39	37	39	28	26	16
菓子類のかん	1	-	-	-	-	-
合計	2,759	2,568	2,431	2,170	2,012	1,738

出典：本市統計データ

5-2 ごみ処理に関する補助制度

(1) 資源回収団体奨励補助金制度

【対象】

- ・本市内の自治会、子供会、老人会、婦人会、公民館、PTAなどで、あらかじめ資源回収団体登録をしている団体

【対象品目及び補助金額】

対象品目	補助金額
紙類(新聞紙、雑誌類、ダンボール)	1kg 当たり 8 円
布類	
空きかん(アルミ缶、スチール缶)	1kg 当たり 5 円
空きびん	
お菓子類等のかん	

(2) ごみ集積器具設置補助制度

【対象】

- ・ 1 基につき利用世帯が 5 世帯以上であること

【補助金額】

- ・ 購入金額(消費税を除く)に 3 分の 2 を乗して得た額
※1,000 円未満の端数切り捨て、45,000 円を限度額

【ごみ収集器具設置補助件数】

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
補助件数	15	13	14	11	18	10

(3) ごみネット等購入補助制度

【対象】

- ・ ごみ集積所を 2 世帯以上で共同利用する市民(自治会及び隣組を含む)

【補助金額】

- ・ 購入価格(消費税含む)の 3 分の 2
※百円未満切り捨て、上限 3 千円(1 箇所につき)
※ごみネット等にはごみネットを固定するための支柱やチェーン等の付属品も含まれる

第6節 ごみ処理の課題

6-1 ごみの排出抑制

本市の1人1日当たりのごみ排出量は、表3-13に示すとおり、平成28年度において全国及び福岡県平均値を上回り、令和元年度以降は更に増加傾向となっています。

本市のごみ排出量の特徴は、表3-14に示すとおり、家庭系ごみの1人1日当たりの排出量が多く、697～720g/人・日となっており、平成27年度から令和元年度にかけて全国及び福岡県平均を上回っています。このため、特に家庭系ごみの減量化に重点を置いた施策を展開する必要があると考えられます。

6-2 資源化の推進

本市の資源化率は表3-18に示すとおり、平成27年度から令和元年度にかけて21.0～24.6%前後で推移しています。

また、令和元年度にて全国及び福岡県平均と比較すると、本市がやや上回っています。

本市は、飯塚市クリーンセンターにおける焼却灰のスラグ化や、ごみ燃料化センターにおける固形燃料化が、本市の資源化率を上昇させていますが、令和4年度末にごみ燃料化センターが廃止する方針であることから、資源化率の減少が見込まれます。

また、収集系の資源ごみについては、電子書籍やペーパーレス化による古紙の減少、レジ袋有料化、各種容器の軽量化など資源ごみ量が減少傾向となっていることから、今後こうした傾向は続くものと考えられるため、収集量の増加は見込みづらい状況となっています。

このため、資源化を推進するための啓発活動等や施策を展開する必要があります。

6-3 高齢化社会に伴うごみの収集と適正処理

高齢化が発展するにつれて在宅医療や在宅介護に伴う在宅医療廃棄物の排出が問題となっています。医療関係のごみの中には、血液の付着した注射器など、感染に注意が必要な有害ごみが含まれており、収集等に従事する作業員への安全性が危惧されることから適正な処理を行うように啓発を行う必要があります。

また、高齢者の中にはごみの集積場所までごみ袋を運ぶことが重労働となる場合があります。現在、環境省では高齢化社会に対応したごみ出しの支援に関するモデル事業を実施しており、今後は高齢化社会に対応したごみ出し支援制度が求められます。

本市では、ごみステーション等に持ち出すことが困難な人を対象にごみを収集する「ふれあい収集」を実施しています。ごみの収集だけでなく、高齢者の安否確認もできることから、今後も継続していく必要があります。

◆図表 3-26 ふれあい収集制度

収集条件	対象ごみ	収集回数	安否確認
①介護保険の要介護1以上の高齢者の方	可燃ごみ 空きかん 空きびん 不燃ごみ	週1～2回	ごみが出ていない場合は実施
②重度の身体障がい者手帳等を受けてある障がい者の方			

6-4 将来的なごみ処理施設の集約化

本市は現在、3つのごみ処理施設にて可燃ごみの処理を行っていますが、いずれの施設も稼働から約20～28年が経過していることから、機械設備及び建物等の老朽化・劣化が確認されています。このため、当該施設を管理するふくおか県央組合において、将来的にごみ処理施設の集約化を行う計画となっています。

庄内・穎田地区のごみ燃料化センターについては、令和4年度末を目途に廃止を行うことが決定していることから、施設の利用者に対し、広報等を行う必要があります。

また、穂波・筑穂地区の収集している可燃ごみの処理施設についても、飯塚市クリーンセンター（清掃工場）に変更となるため、関係者との調整が必要となっています。

◆図表 3-27 ごみ処理施設の稼働年数

施設名称	処理方法	供用開始年度	稼働年数
飯塚市クリーンセンター （清掃工場）	ガス化・高温溶融一体型方式	平成10年	24年
桂苑	流動床方式	平成6年	28年
ごみ燃料化センター	ごみ固形燃料化方式	平成14年	20年

6-5 中間処理計画

本市の庄内・穎田地区では、可燃ごみをごみ燃料化センターに搬入しており、ごみ固形燃料化（RDF）したものを大牟田リサイクル発電所に搬出し、燃料源として利用しています。

しかし、大牟田リサイクル発電所は、令和4年度末で事業を終了することから、令和5年年度以降の可燃ごみの処理は飯塚市クリーンセンターと桂苑にて行われる予定です。そのため、具体的な引き渡し方法の検討を行いスムーズに移行できるようにする必要があります。

6-6 災害廃棄物の処理体制

近年、大規模な自然災害が各地で頻繁に発生しており、大量の災害廃棄物が発生することから、被災地の復興には災害廃棄物の迅速な対応が不可欠となっています。

令和元年度の台風 15 号、19 号以降廃棄物処理施設の被災、収集運搬体制の確保、仮置場の設置・管理・運営、広域処理を含む処理先の確保など様々な課題が浮き彫りになりました。国は災害廃棄物の対策として、関連機関とのさらなる連携の強化・円滑化に向けて、意見交換や連携マニュアルを作成しており、円滑で迅速な災害廃棄物処理体制の構築を目指しています。また、令和 7 年度までに災害廃棄物処理計画の策定率を 60%にするという数値目標を掲げています。福岡県内の令和 2 年度末時点での災害廃棄物処理計画の策定状況は、全 60 自治体のうち、32 の自治体が策定しています。

上記の内容を踏まえた計画の策定が必要となっています。

		
道路脇に集積した災害廃棄物	災害廃棄物の仮置き場	

出典：環境省ホームページ

6-7 循環型社会形成交付金の交付条件の追加

環境省では、「2050年にCO₂（二酸化炭素）の排出を実質ゼロにする」ゼロカーボンシティを表明しており、都道府県及び市町村においても脱炭素化や温室効果ガスの排出抑制等に向けた取組みを実施するように努めるものとされています。

こうした背景から環境省では、ごみ処理施設やリサイクル施設の整備等を支援する循環型社会形成交付金の交付条件に「プラスチックごみをリサイクル資源として収集する」という新しい条件を適用する方針とし、プラスチックごみの焼却処理によるCO₂排出を減らすことを目的としています。

現在、ふくおか県央組合では令和12年度以降に新清掃工場の稼働に向けて計画を策定中であり、循環型社会形成交付金制度の活用にあたっては上記の内容を踏まえて、組合との協議・検討を行う必要があります。

◆図表 3-28 福岡県内におけるゼロカーボンシティ表明自治体

自治体	表明日
大木町	2019年12月12日
福岡市	2020年2月21日
北九州市	2020年10月29日
久留米市	2021年2月22日
大野城市	2021年2月22日
鞍手町	2021年3月3日
小竹町	2021年6月24日
太宰府市	2021年6月25日
みやま市	2021年8月26日

出典：環境省ホームページ

第1節 ごみ処理の目標

1-1 基本理念

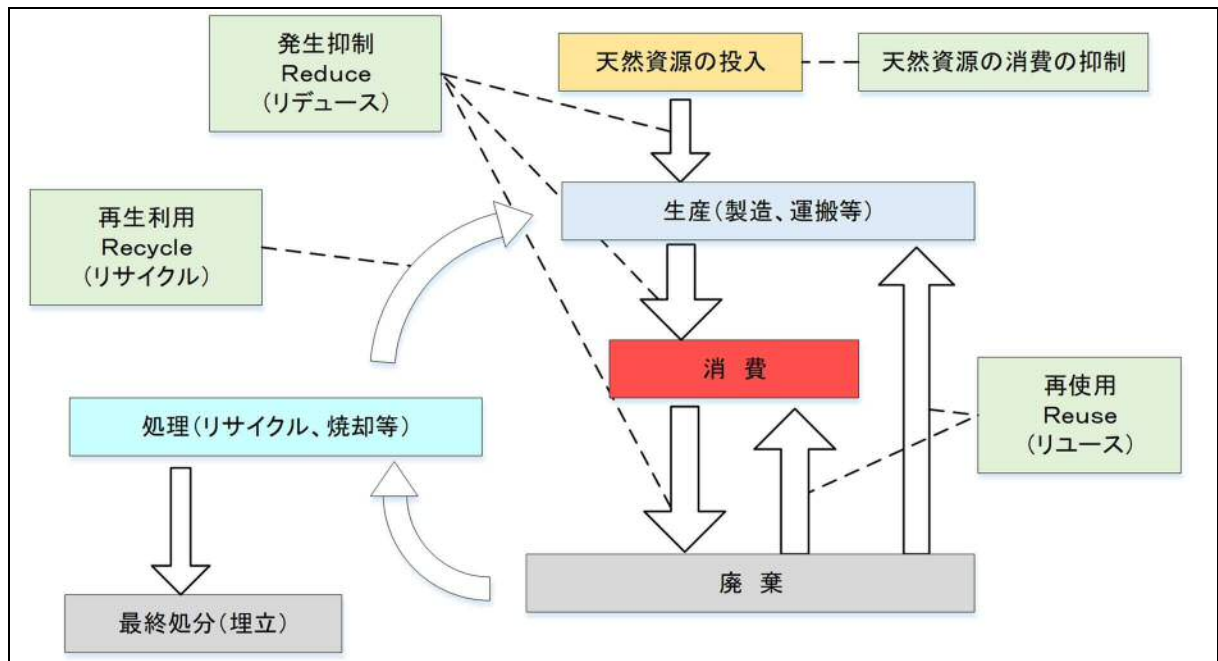
環境省は循環型社会形成推進基本法において「循環型社会」とは、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用、③適正な処分が確保されることによって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が出来る限り低減される社会と提示しています。

以上のことから、廃棄物による環境への負荷をできる限り低減するため、循環型社会形成推進基本法で定められた優先順位（図表 4-1）を踏まえて、ごみの発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の 3R 活動を推進することにより、限りある資源の活用とエネルギーの削減を促進していくものとします。

本市では循環型社会の構築に向けて、住民・事業者・行政の三者が協働して、ごみの発生抑制に取り組むことを基本理念として掲げ、実行します。

基本理念：ごみの発生抑制に向けた住民・事業者・行政による循環型社会の構築

◆図表 4-1 循環型社会に向けた処理の優先順位

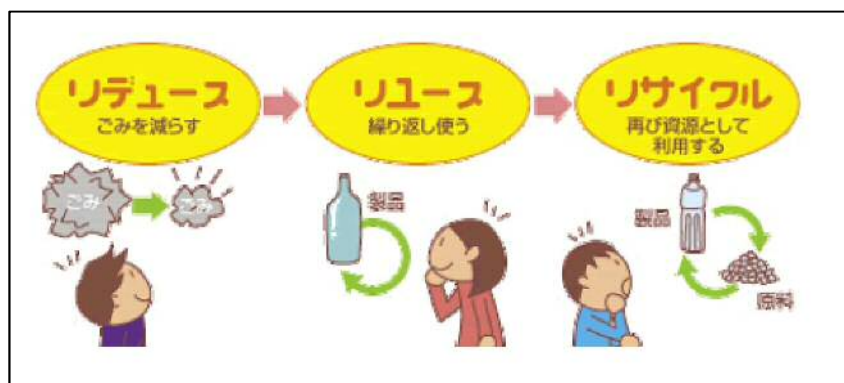


1-2 基本方針

本計画における基本理念のもと、本市のごみ処理における基本方針は、住民・事業者・行政の三者が協働し、基本理念の実現に向けた基本的な方針を「住民・事業者・行政が協働・連携した3Rの推進」「再生利用・再資源化の推進」「ごみの適正な収集・運搬・処理・処分」の3つとします。

基本方針1：住民・事業者・行政が協働・連携した3Rの推進

「発生抑制」を主体とする3R運動（Reduce：発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再生利用）に取り組み、住民・事業者・行政の三者が連携して、循環型社会の構築を目指す方針とします。



基本方針2：再生利用・再資源化の推進

ごみの減量化を目的とした施策の推進及び事業系ごみを対象とした施策等を拡充することにより、一層のごみの減量化及び資源化を図ります。

基本方針3：ごみの適正な収集・運搬・処理・処分

高齢化の進行に伴って在宅医療や在宅介護の増加により、家庭からの医療系廃棄物の排出が予想されています。これらの医療系廃棄物は、一般ごみとして区別して処理を行う必要があるため、医療関係機関などと連携して適正な収集・処理を行う必要があります。

住民・事業者・行政が協働し、それぞれの役割を果たしながら環境に配慮した安全・安心で効率的なごみの適正処理を行う方針とします。

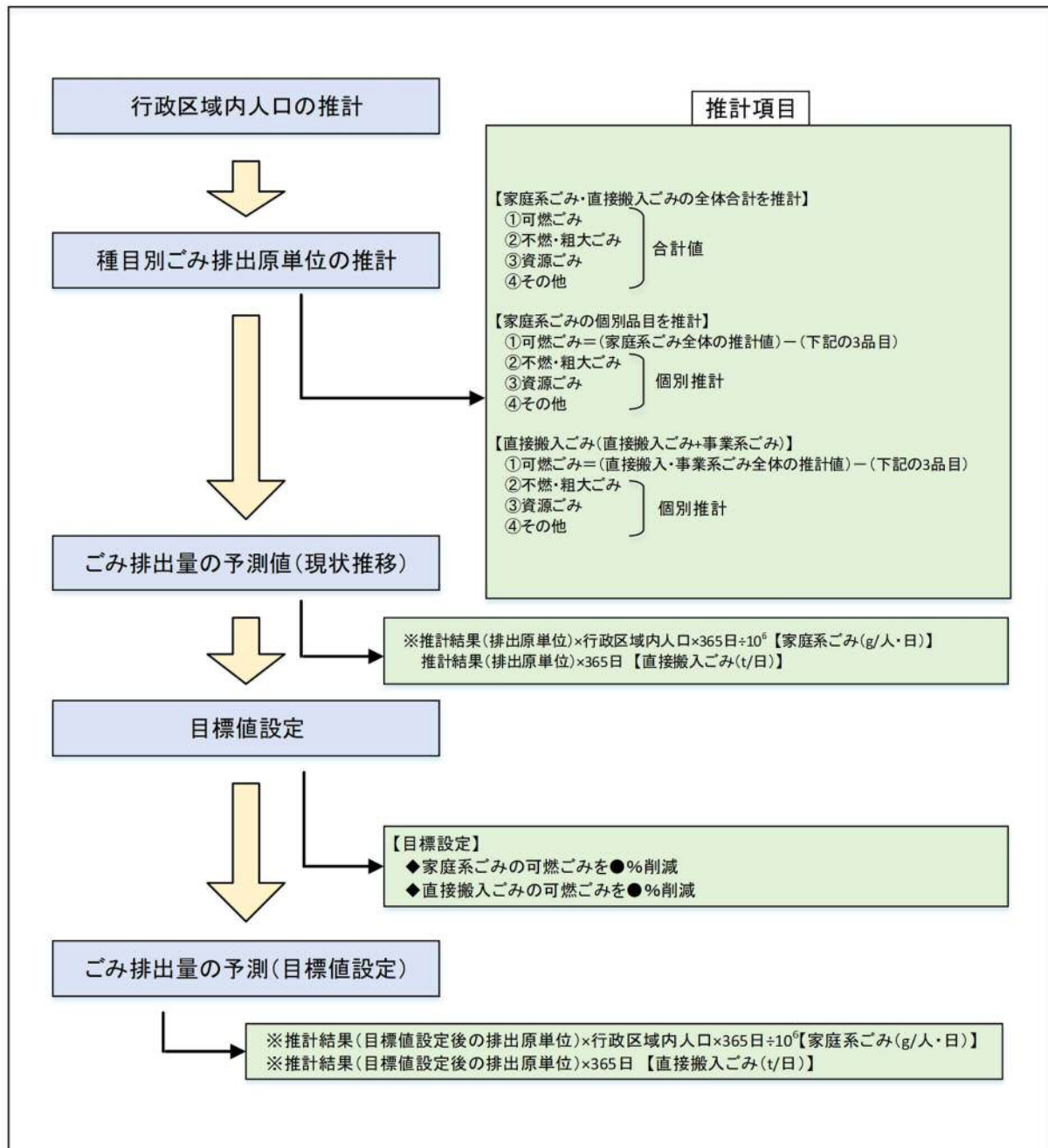
第2節 目標値の設定

2-1 推計方法の概要

令和2年度は、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が発令された年度であり、ごみ排出量の実績が例年と異なるため、令和元年度を基準年としました。

ごみ排出量の将来の推計は、本市の過去5年間（平成27年度から令和元年度）の実績値をもとに推計しています。ごみ排出量の推計方法は以下に示すとおりです。

◆図表 4-2 ごみ排出量の推計方法



2-2 人口推計

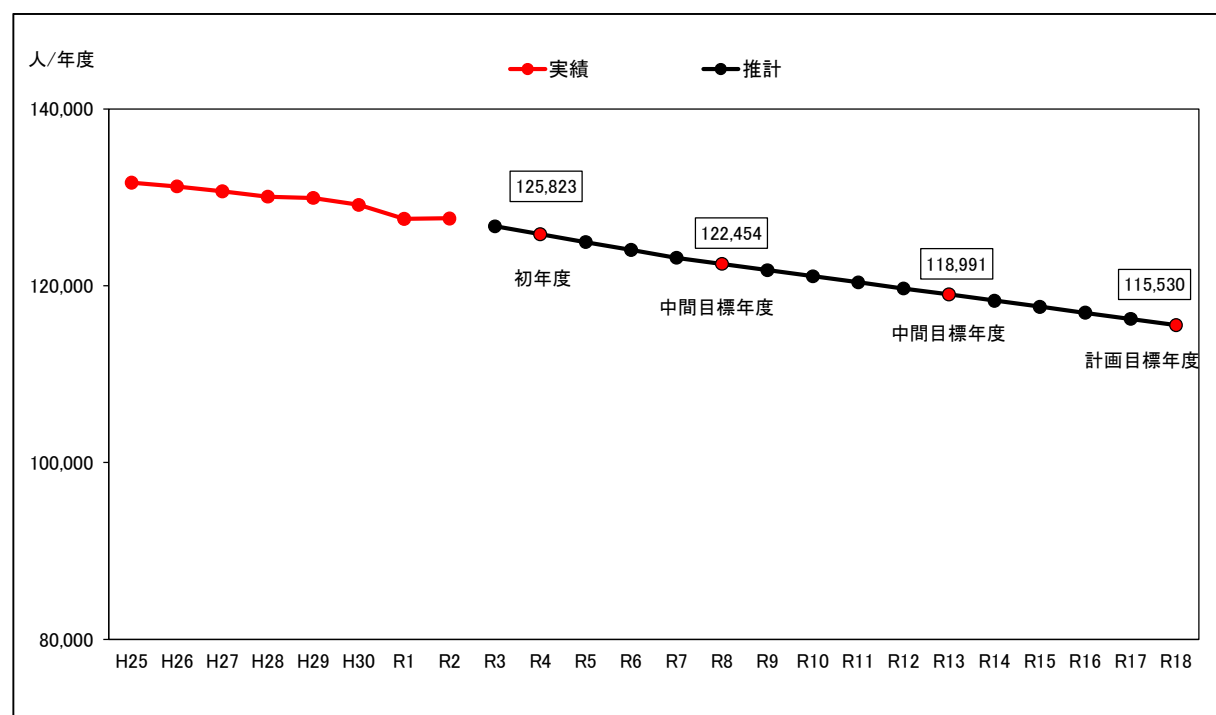
本市の上位計画では、人口の推計値が5年間隔で予測結果が示されていることから、各年度の数値は等差的に補間させる推計値としました。

◆図表 4-3 人口推計の出典

出典	
第2次飯塚市 まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年3月)	

◆図表 4-4 人口推計

項目	実績値						初年度	中間目標年度		計画目標年度
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和4年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
人口	130,664	130,061	129,911	129,138	127,557	126,714	124,932	121,760	118,304	114,819

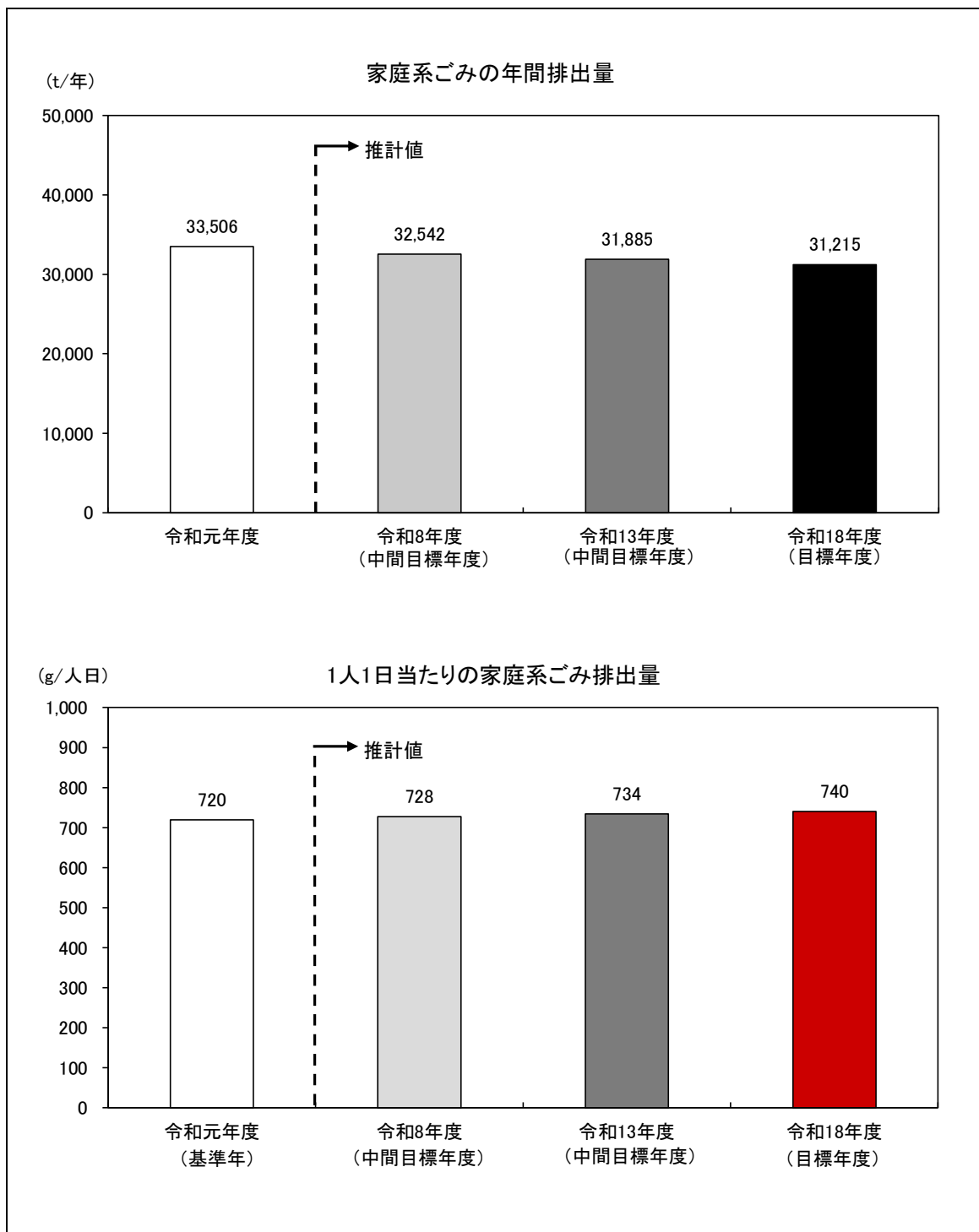


2-3 ごみ排出量の将来推計

(1) 家庭系ごみ排出量の将来見込み(現状推計)

家庭系ごみの年間排出量は、将来人口の減少により減少傾向とっていますが、1人1日当たりのごみ排出量は、令和元年度の720g/人日から令和18年度にかけて740g/人日と増加傾向になると予測されます。

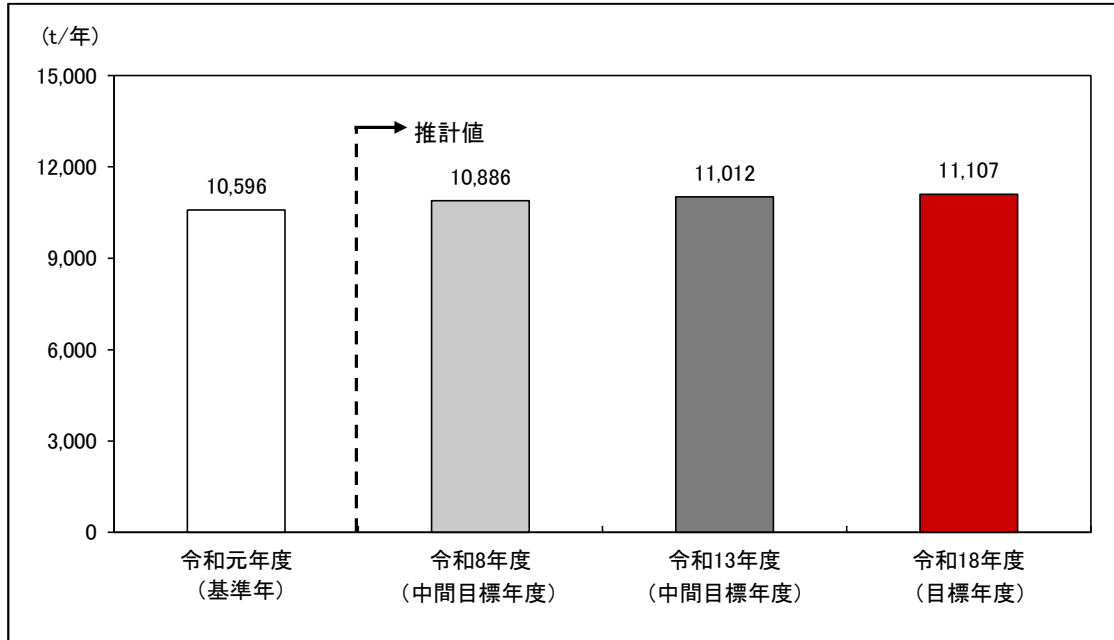
◆図表 4-5 家庭系ごみ排出量の将来見込み(現状推計)



(2) 直接搬入ごみ排出量の将来見込み(現状推計)

直接搬入ごみの年間排出量は、令和元年度の10,596t/年から令和18年度にかけて11,107t/年と緩やかな増加傾向になると予測されます。

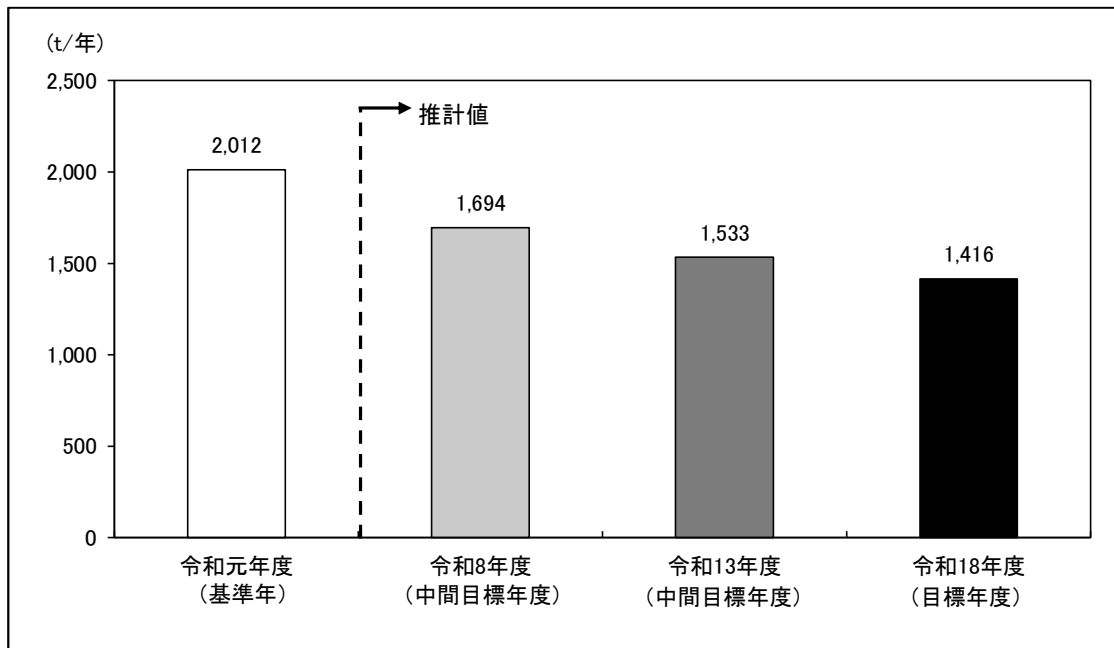
◆図表 4-6 直接搬入ごみ排出量の将来見込み(現状推計)



(3) 集団回収量の将来見込み(現状推計)

集団回収量の年間排出量は、令和元年度の2,012t/年から令和18年度にかけて1,416t/年と減少傾向になると予測されます。

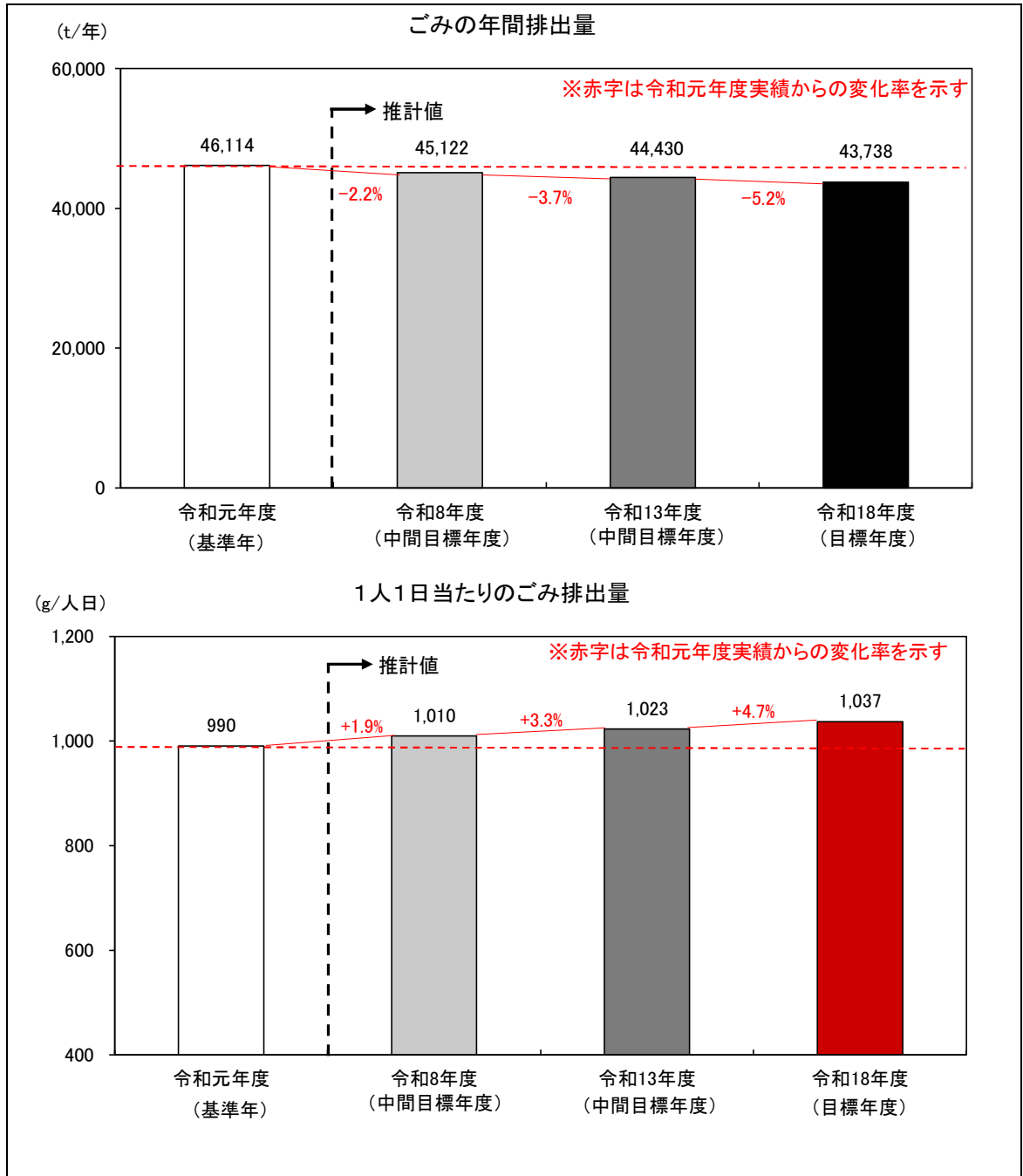
◆図表 4-7 集団回収量の将来見込み(現状推計)



(4) ごみ排出量の将来見込み（現状推計）

年間のごみ排出量は、令和元年度の46,114t/年から令和18年度にかけて43,738t/年と減少傾向になりますが、1人1日当たりのごみ排出量は、令和元年度の990g/人日から令和18年度にかけて1,037g/人日と増加傾向になると予測されます。

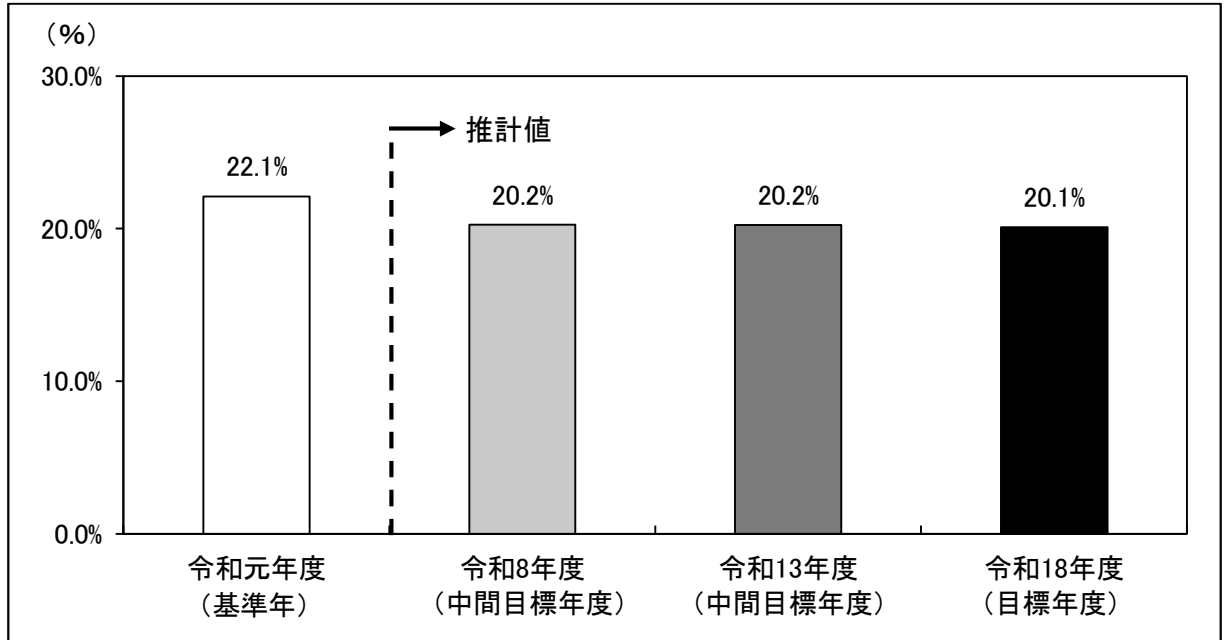
◆図表 4-8 ごみ排出量の将来見込み（現状推計）



(5) 資源化率の将来見込み(現状推計)

資源化率は、ごみ処理施設の統廃合及び新ごみ処理施設の建設を行う方針としていることから、令和元年度の22.1%から令和18年度にかけて20.1%と減少傾向になると予測されます。

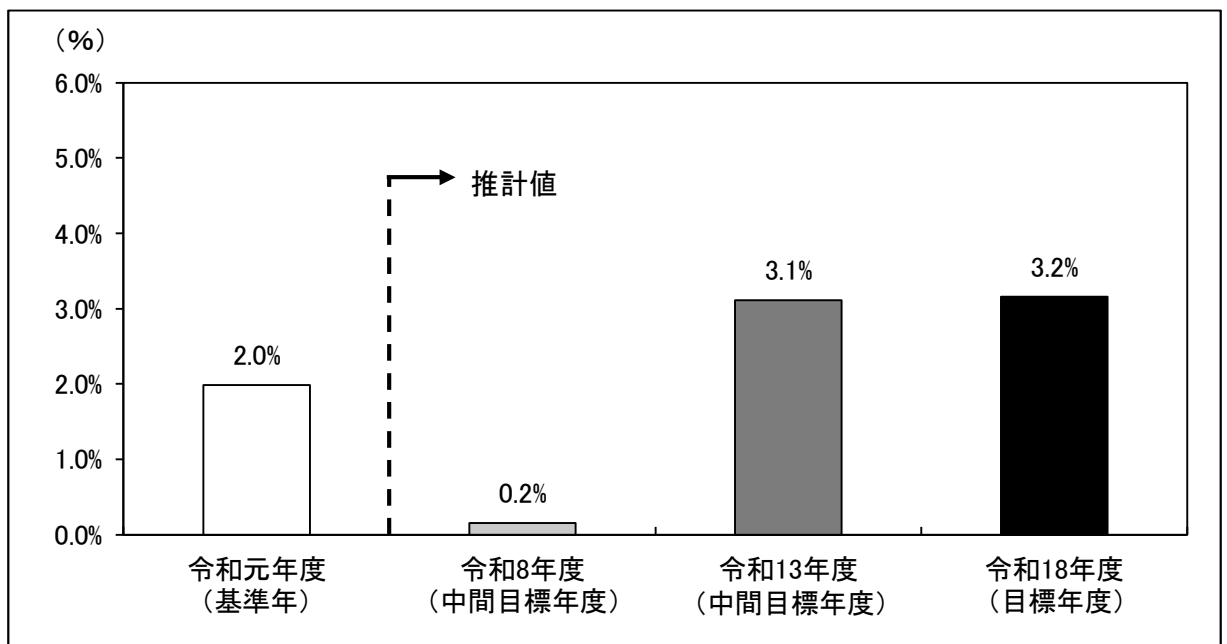
◆図表 4-9 資源化率の将来見込み(現状推計)



(6) 最終処分率の将来見込み(現状推計)

最終処分率は、ごみ処理施設の統廃合及び新ごみ処理施設の建設を行う方針としていることから、令和元年度の2.0%から令和18年度にかけて3.2%に推移すると予測されます。

◆図表 4-10 最終処分率の将来見込み(現状推計)



2-4 目標値の設定

(1) 福岡県平均との比較

令和元年度実績における各種原単位について、本市と福岡県平均値を比較した表を以下に示します。

図表 4-11 より、本市の 1 人 1 日当たりの家庭系ごみは福岡県平均と比較すると、高い数値 (720g/人日) であることから、家庭ごみを減量対象とする必要があると考えられます。

◆図表 4-11 各種原単位の比較(令和元年度実績)

原単位項目	福岡県平均	飯塚市	備考
総排出量	947g/人日	990g/人日	県平均より高い
家庭系ごみ	579g/人日	720g/人日	県平均値より高い
可燃ごみ	496g/人日	644g/人日	県平均値より高い
直接搬入ごみ	328g/人日	228g/人日	県平均値より低い
可燃ごみ	298g/人日	214g/人日	県平均値より低い
集団回収量	40g/人日	43g/人日	県平均値よりやや高い

(2) 減量目標の対象区分

家庭系ごみの原単位が県平均より高い値となっていることから、家庭系の可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみに減量目標を設定する対象としました。

一方で、直接搬入ごみについては県平均より低い値となっているものの、一定の減量目標は必要であることから、減量目標を設定する対象としました。

◆図表 4-12 減量目標を行う項目

項目	減量目標を行う項目
家庭系ごみ	可燃ごみ
	不燃ごみ及び粗大ごみ
直接搬入ごみ	可燃ごみ

(3) 減量目標値の設定

1) 家庭系ごみ(可燃ごみ)

家庭系の可燃ごみの減量目標には、近年全国的にも問題視されている食品廃棄物等の発生抑制や、これまでも継続している水切り対策を組み込むこととしました。

まず、食品廃棄物の潜在量や水分量を設定するために、令和元年度のごみ処理施設のごみ組成結果から、本市のごみ組成結果を想定しました。

本市は飯塚市クリーンセンター、桂苑及びごみ燃料化センターの3施設で処理されていることから、可燃ごみ中の厨芥類及び三成分の構成比は、各施設の処理内訳で加重平均した値を、本市全体のごみ組成として設定しました。

以下にごみ組成結果を示します。

◆図表 4-13 ごみ処理施設組成割合(令和元年度実績)

項目		飯塚市クリーンセンター	桂苑	ごみ燃料化センター	飯塚市(加重平均値)
ごみ処理量		22,275	14,240	8,831	45,347
構成比		49.1%	31.4%	19.5%	100.0%
組成	紙・布類	16.2	13.3	9.0	38.5
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	9.5	10.2	6.5	26.2
	木、竹、わら類	11.1	2.6	1.4	15.1
	厨芥類	4.0	3.4	1.8	9.2
	不燃物類	2.1	0.4	0.3	2.8
	その他	6.2	1.6	0.5	8.3
三成分	水分	23.1	14.6	8.4	46.1
	可燃分	21.3	15.0	9.9	46.2
	灰分	4.8	1.8	1.2	7.8

① 食品ロスに対する目標値の設定

家庭系可燃ごみの将来予測値に対し、上記の(3)で試算した厨芥類の構成比を掛け、厨芥類の潜在量として、以下に示す食品ロスを削減する目標を掲げました。

●令和2年度 食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組

に係る実態調査報告書

→家庭から排出される食品ロスの割合は食品廃棄物の 33.5% を占めている

●持続可能な開発のための2030アジェンダ

→2030年までに世界全体の食料の廃棄を 半減 させると謳っている



本計画の食ロスに対する目標値

令和12年度までに50%削減する

② 水切り施策に関する目標値の設定

家庭系可燃ごみの将来予測値に対し、図表 4-13 に示した水分の構成比を掛け、可燃ごみ中の水分量を潜在量として、削減目標を掲げました。

水切り施策は、一般的な減量施策として広く認知されていますが、効果が明確に見えない取組となることから、目標年度までに水分の潜在量から約 10%削減する目標値を設定しました。

水切り施策に対する目標値
令和 18 年度までに 10%削減する

③ 努力目標値の設定

具体的な目標設定として、食品ロス対策及び水切り施策を計上しましたが、その他ごみとなるものを発生させない取組も重要なごみ減量施策の一環となることから、リデュースの推進を図る目的で努力目標を設定しました。

努力目標値は、目標年度までに施策を行わなかった場合の将来予測値に対し、5%削減する目標値として設定しました。

努力目標値
令和 18 年度までに 5%削減する

2) 家庭系ごみ(不燃ごみ及び粗大ごみ)

家庭系ごみのうち、不燃ごみ及び粗大ごみは、近年増加傾向にあるため、将来予測結果についても、右肩上がりの数値となっています。

不燃ごみ及び粗大ごみは、可能な限り長く使う、リサイクルショップを活用などのリユース及びリサイクルに関する啓発を行い、10%削減する目標値を設定しました。

家庭系ごみ（不燃ごみ及び粗大ごみ）の目標値
令和 18 年度までに 10%削減する

3) 直接搬入ごみ(可燃ごみ)

直接搬入ごみのうち、約 95%を占める可燃ごみについて削減目標を設定しました。

直接搬入ごみは許可業者による事業系ごみも含まれるため、事業活動を制約するほどの大幅な削減目標を掲げることは困難であると考えられます。

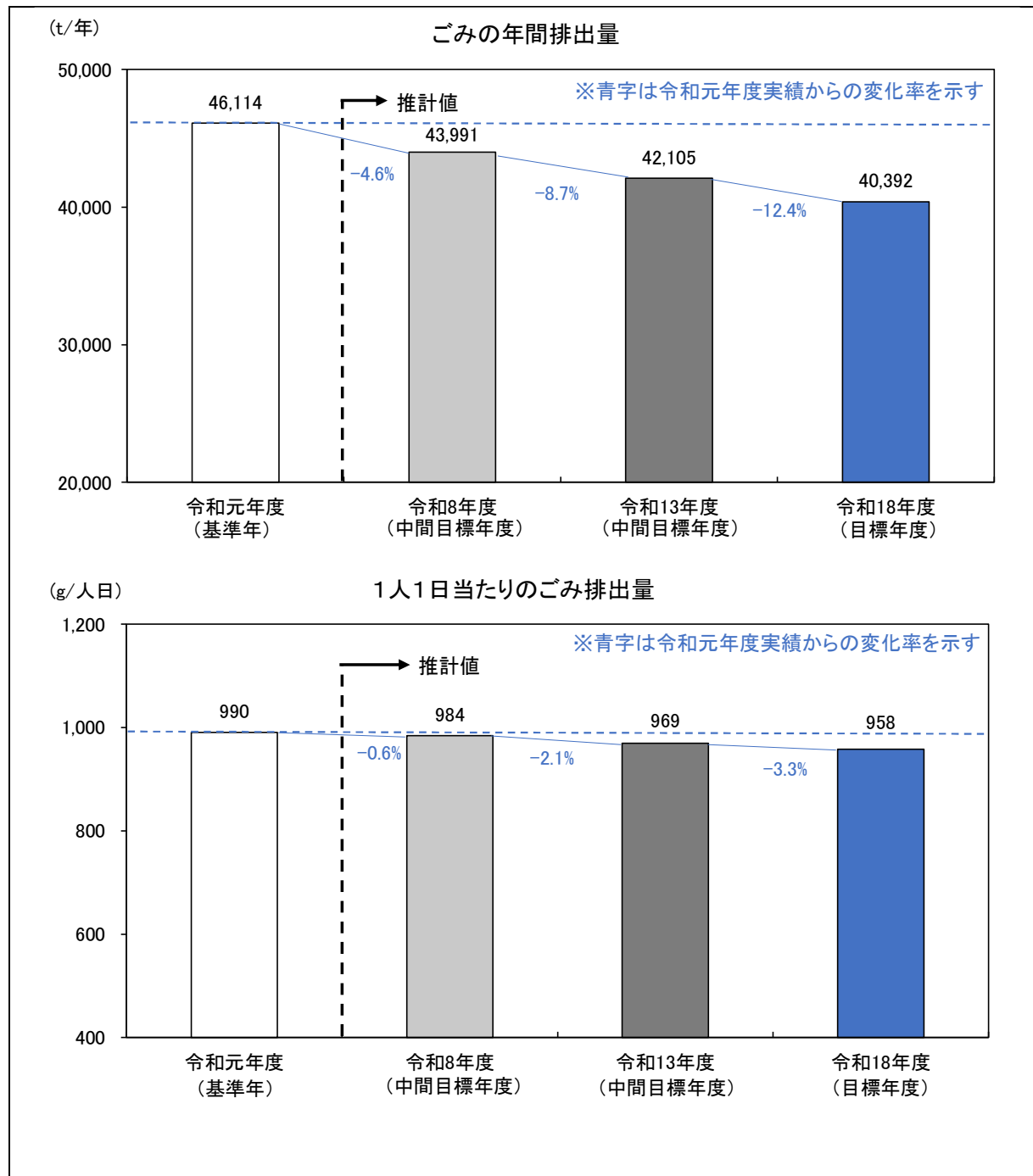
本計画では、書類のペーパーレス化や、古紙のリサイクルの推進や、飲食店における食べ切り運動に関する広報支援などを推進することにより、15%削減する目標値を設定しました。

直接搬入ごみ（可燃ごみ）の目標値
令和 18 年度までに 15%削減する

目標 1：ごみ排出量を約 3.3%削減

本市の可燃ごみを中心に、食品ロス対策、水切り施策や各種広報活動を行うことにより、計画目標年度（令和 18 年度）において、令和元年度のごみ排出量に対し、約 12.4%削減、1 人 1 日当たりのごみ排出量においては約 3.3%削減します。

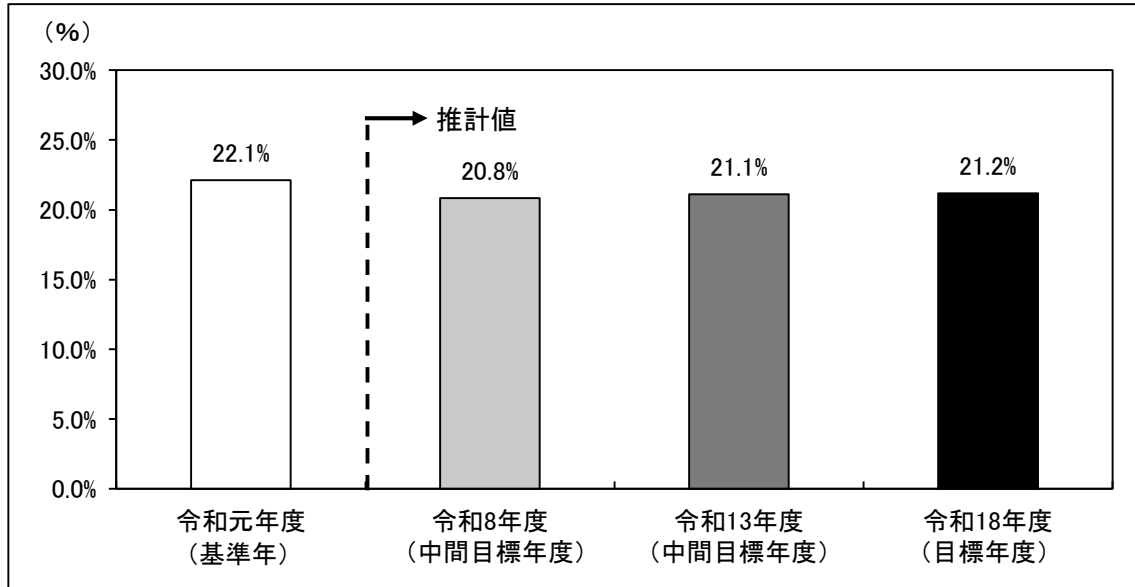
◆図表 4-14 ごみ排出量の目標値



目標 2：資源化率は現状維持

本市では、ごみ処理施設の統廃合及び新ごみ処理施設の建設を行う方針としていることから、適正分別の継続やごみ減量化を進めることにより現状推移を維持し、計画目標年度（令和18年度）の資源化率を約21.2%とします。

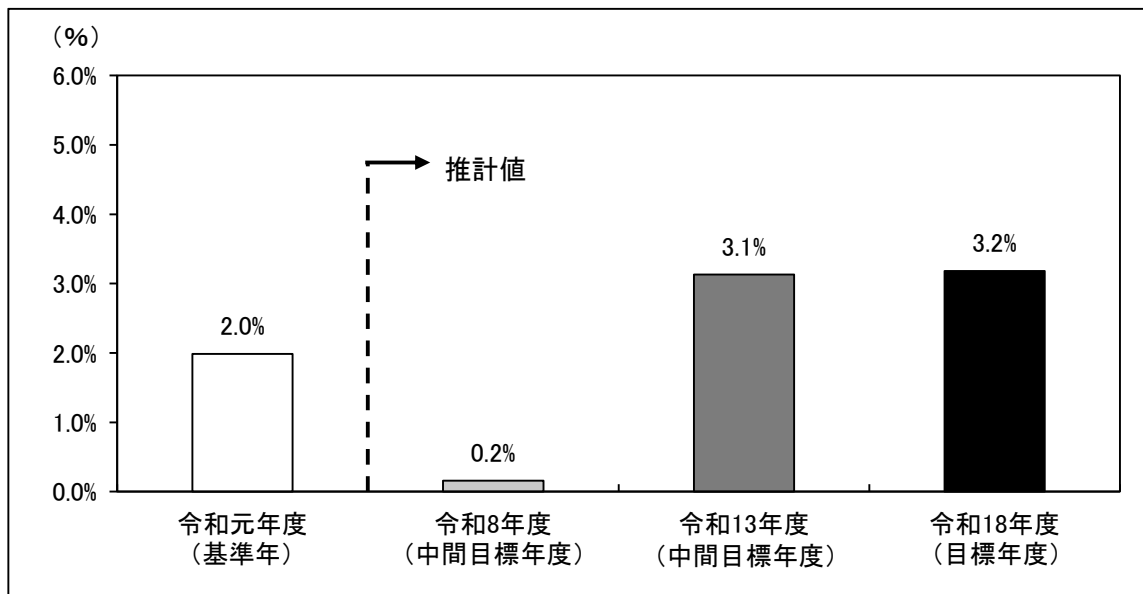
◆図表 4-15 資源化率の目標値



目標 3：最終処分率を現状維持

本市では、ごみ処理施設の統廃合及び新ごみ処理施設の建設を行う方針としていることから、現状推移を維持し、計画目標年度（令和18年度）の最終処分率を3.2%とします。

◆図表 4-16 最終処分率の目標値



◆図表 4-17 目標値のまとめ

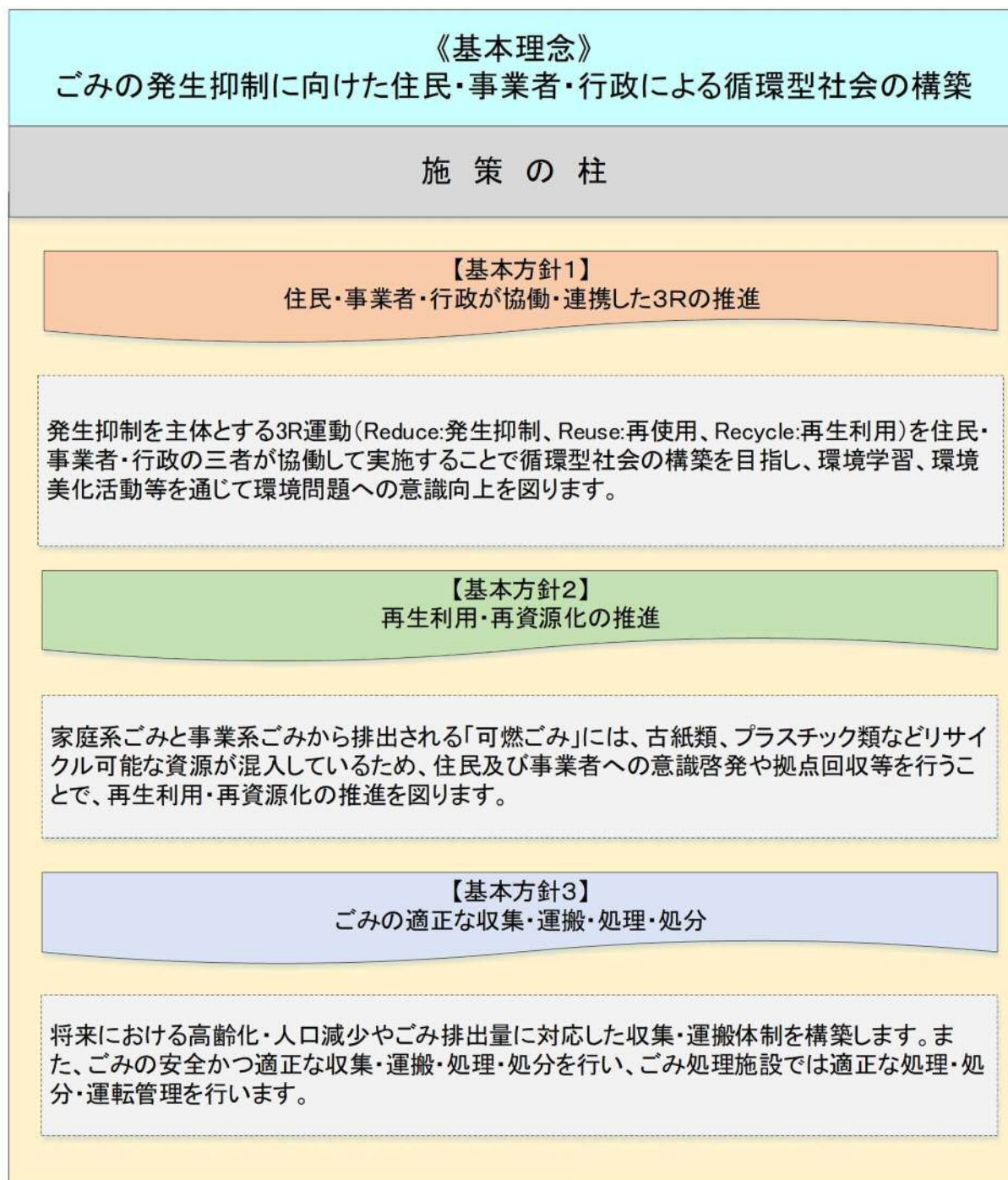
項目	令和元年度 (基準年)	令和 8 年度 (中間目標年度)	令和 13 年度 (中間目標年度)	令和 18 年度 (計画目標年度)
家庭系ごみ (t/年)	33,506	31,711	30,319	29,121
直接搬入ごみ (t/年)	10,596	10,349	9,910	9,450
集団回収量 (t/年)	2,012	1,931	1,876	1,821
ごみ排出量 (t/年)	46,114	43,991	42,105	40,392
資源化率 (%)	22.1	20.8	21.1	21.2
最終処分率 (%)	2.0	0.2	3.1	3.2

第3節 目標達成に向けた取組み

3-1 施策の体系

本市のごみ減量化に向けての施策の体系は以下の通りとなっています。

◆図表 4-18 施策の体系



第4節 基本施策

基本方針 1：住民・事業者・行政が協働・連携した3Rの推進

前節に示すごみの発生・排出削減の目標を達成するためには、住民・事業者・行政がごみの削減に対する意識を持ち、それぞれの役割と責任を果たし、互いの協力と連携のもとで持続的な努力を続けていくことが必要です。

こうした連携を深めていくために、消費者である住民は、一人ひとりが自らのライフスタイルを見直し、資源・環境問題に配慮したライフスタイルに転換する行動を、また事業者は、資源・環境に配慮した事業活動や商品づくり及び流通システムづくりを進める行動を、そして行政は、様々な角度から住民、事業者の取組みを支援する行動を三者協働により実行していかなければなりません。

具体的な協働の形態として、環境問題の啓発などに取り組む NPO 団体の活動をはじめ、地域団体等が行う資源物回収活動や事業所が行う店頭回収、また三者が一体となり環境についての協議や活動を行うパートナーシップなどの取組みがあります。

今後においては更に、住民・事業者・行政がごみの発生・排出抑制という共通の目標に向かって、これまでの枠にとらわれることなく新たな視点で、それぞれができることから具体的な取組みをしていくことが必要です。

以下に示すごみの発生・排出抑制及び再資源化に関する施策を推進するものとし、住民・事業者への 3R の啓発を実施し浸透を図ります。

施策 1 ごみの減量化の普及啓発

(1) 施策の内容と方向

ごみの分別の徹底を図るための啓発活動を行います。また、ごみ発生量の多くは家庭系ごみであるため、住民一人ひとりのごみの減量化に対する意識向上やごみを出さないライフスタイルを定着させるため広報誌や HP、啓発冊子、SNS など様々な方法で情報の発信を行います。本市では、これまで継続しているごみの減量化及び資源化に対する啓発活動等を進めるとともに、更なる減量化の拡充を図ります。

(2) 各主体での施策取組み

【住民・事業者】	・住民や事業者が率先してごみの減量化や資源化に向けた取組みを行う。
【行政】	・住民や事業者が行うごみの減量化や資源化に向けた提案や取組みに対してサポートを行う。 ・効果的なごみの減量化に関する取組みに関して積極的に啓発し、普及に努める。 ・広報やごみカレンダー等を使用した啓発・情報発信を行う。 ・先進的な取組を実施している事業者や他都市事例に関する情報収集を行う。

施策2 レジ袋、過剰包装の削減

(1) 施策の内容と方向

令和2年7月1日よりレジ袋の有料化が始まりました。買い物に際して、マイバッグの持参の普及啓発を行います。また、事業者に対しては過剰な包装を控える取組みに積極的に参加するように要請を行います。

レジ袋削減を積極的に推進する販売店等については、広報誌等により住民に紹介するなど、企業のイメージアップに繋がる手助けを行います。

(2) 各主体での施策取組み

【住民】	<ul style="list-style-type: none">・ 買い物の際はマイバッグを持参し、レジ袋の削減に努める。・ 過剰包装を断る。
【事業者】	<ul style="list-style-type: none">・ 過剰包装を可能な限り控えた取組みを行う。・ 商品の製造に関して、再生利用できる容器やリサイクルしやすい素材を使い、梱包材の減量、再生利用に努める。
【行政】	<ul style="list-style-type: none">・ 事業者及び店舗等に対してレジ袋の削減などの協力依頼を行う。・ 協力を得られた店舗等を広報にて紹介する。

施策3 3切り運動

(1) 施策の内容と方向

住民及び事業者は食材の使い切り、食べきり、水切りに取り組むことで、ごみの減量化を進めることができるため、積極的に普及・啓発を行います。

(2) 各主体での施策取組み

【住民・事業者】	<ul style="list-style-type: none">・ 食材の使い切り、食べ切り、水切りに積極的に取り組む。
【行政】	<ul style="list-style-type: none">・ 3切り運動について普及啓発を行う。

施策4 食品廃棄物・食品ロス

(1) 施策の内容と方向

食品廃棄物及び食品ロス問題については、「持続可能な開発目標（SDGs）」のターゲットとなっており、削減目標が定められるなど注目されています。

食材の適量使用による食べ残しや賞味期限切れ食品の廃棄を出来るだけなくすなど、生ごみの発生抑制に努めます。多量に食品廃棄物を排出する飲食店や食料販売店等の事業所に対し、食品ロスへの取組みや食品廃棄物を飼料や堆肥化などによる再生利用に関する情報の提供や啓発活動を実施し「食品ロス」の削減を推進します。

(2) 各主体での施策取組み

【住民】	<ul style="list-style-type: none">調理くずや食べ残しを出来るだけ出さないように、調理方法や食べ方の工夫を行う。必要な分だけ購入し、賞味期限切れによる食品廃棄を出さない。
【事業者】	<ul style="list-style-type: none">食品廃棄物が多量に排出される宴会などでは、利用者と食事量の調整を行うことで、食べ残しを減らす。また、持ち帰りを行うことで食品ロスの削減に繋げる。宴会時の食べ残しを減らすため 3010 運動の呼びかけを行う。
【行政】	<ul style="list-style-type: none">市内での食品廃棄物削減の取組み状況を広報する。宴会などが多い時期は、食ロス削減の呼びかけ等を行う。

福岡県はごみの減量化に向けた食品ロス削減に取り組んでおり、県内の各市町村が実施する施策については「九州食品ロス削減施策バンク」「食べもの余らせん隊」「九州食べきり協力店制度」等を行っています。

施策5 ごみの分別区分・品目の周知徹底

(1) 施策の内容と方向

ごみが分別不徹底であると、施設の維持管理に係る費用が増加し、資源化が困難になるなど適正処理に支障が出る恐れがあります。今後、住民ならびに事業者に分別協力を得るため、資源物の分別徹底に向けた意識啓発や広報活動の強化に努めます。

また、市外からの転入者にごみの出し方等や正しいごみの分別について啓発を行います。

(2) 各主体での施策取組み

【住民】	<ul style="list-style-type: none">適正なごみの分別を行う。
【事業者】	<ul style="list-style-type: none">事業所全体の問題として分別の徹底に取り組み、従業員に対して分別を徹底するよう呼びかけを行う。
【行政】	<ul style="list-style-type: none">住民、事業者に対してごみの分別徹底の啓発を行う。

施策6 環境教育の充実

(1) 施策の内容と方向

循環型社会形成に向けて、住民が環境やごみ問題に向き合い、自発的にごみの減量や再資源化の取組みを実践していく必要があります。このため、ごみ問題や地球環境問題について環境学習の場を創出し、環境教育の推進に努めます。自治体や学校関係者と連携して、出前講座等を行い、ごみの減量化やリサイクルについて情報を発信し関心を深めます。

(2) 各主体での施策取組み

【住民】	・積極的に情報収集を行い、環境学習へ参加する。
【行政】	・講演会や出前講座の検討を行う。また、利用者が増えるようにテーマの充実とPR活動を行う。 ・体験を通じて学習することで、ごみ問題を身近に感じられるような環境教育・啓発活動を行う。

施策7 ごみ処理施設の見学・ごみ処理体験

(1) 施策の内容と方向

ごみ問題は見て・聞いて・触れて、体験・学習することが早期の意識向上に繋がるため、小中学校や婦人会組織等においてごみ処理施設の見学会を行い、ごみの減量化・資源化に対する意識啓発を図ります。

(2) 各主体での施策取組み

【住民】	・環境問題に対する意識を高め、ライフスタイルを見直す。
【行政】	・環境教育の一環として、市内の小学生を対象にごみ処理施設の見学を通じた参加型の環境教育の充実に積極的に勤める。

施策8 環境美化活動の推進

(1) 施策の内容と方向

環境美化と清掃活動の普及啓発を行います。また、市内全域でボランティア活動の一環として実施します。

住民や事業者が行う清掃活動等に対して、ボランティア用ごみ袋や清掃用具の貸与、ごみの回収等の支援を行います。

(2) 各主体での施策取組み

【住民・事業者】	・地域の清掃活動等のボランティア活動に積極的に参加する。
【行政】	・住民や事業者が行う環境美化活動に対して支援を行う。 ・住民に対して環境美化活動の参加・協力を広報等で呼びかける。

基本方針 2：再生利用・再資源化の推進

リサイクルの推進は入口（資源物の収集）だけでなく、出口（再資源の利用先の確保）が必要であることから、リサイクル製品や環境保全型商品（エコマーク商品、テトラパック製品、詰め替え利用可能製品）の購入などの呼びかけ、不用品をフリーマーケットに出店するなど積極的に資源回収を行います。

また、リサイクル製品や拠点回収を積極的に行うよう広報・啓発することでリユースの推進を図ります。

施策 1 リユースの推進

（1）施策の内容と方向

不用品を交換し、再使用（リユース）を行うことで、ごみの排出削減に繋がるため、レンタルショップやリサイクルショップ等の店舗に関する情報やフリーマーケットなどのリサイクルイベントに関する情報等の提供を行い、家庭や事業所で使用された家具や衣類等の再使用を推進します。

リサイクル製品の購入の呼びかけについても積極的に行います。

（2）各主体での施策取組み

【住民】	・リサイクルショップ、フリーマーケット等の活用を行う。 ・不要品を希望者に譲ることでリユースの推進を行う。 ・詰め替え商品やバラ売り商品を購入する。
【事業者】	・リサイクルショップ、フリーマーケット等の活用を行う。
【行政】	・フリーマーケット等の場所の提供や情報の発信を行う。 ・リサイクル製品や詰め替え用商品を積極的に購入するように啓発を行う。

施策 2 古着、古布のリサイクル

（1）施策の内容と方向

これまで焼却処理されてきた古紙・古着について、資源ごみとして回収を行い、ウエスや繊維素原材料としてリサイクルする取組みを行います。

（2）各主体での施策取組み

【住民】	・古着、古布の拠点回収に協力する。 ・古着等はぞうきんやウエスとして活用する。
【事業者】	・古着、古布の拠点回収に協力する。
【行政】	・住民のリサイクルの取組みの1つとして周知を行う。 ・古着、古紙リサイクルの回収に関する情報を発信する。

施策3 リサイクル製品の利用拡大

(1) 施策の内容と方向

リサイクルの推進は入口（資源物の収集）だけでなく、出口（再資源の利用先の確保）が必要であることから、リサイクル製品や環境保全型商品（エコマーク商品、テトラパック製品、詰め替え利用可能製品）の購入などの呼びかけを行います。

(2) 各主体での施策取組み

【住民】	・リサイクル製品や詰め替え商品などを優先的に購入する。
【事業者】	・リサイクル製品や環境保全型商品（エコマーク商品等）の販売を推進する。
【行政】	・リサイクル製品の積極的な利用の呼びかけを行う。

施策4 拠点回収

(1) 施策の内容と方向

蛍光管、乾電池、食用廃油、古紙などの拠点回収を実施します。また、新しく回収項目の追加の検討を行います。

(2) 各主体での施策取組み

【住民】	・拠点回収に協力する。
【行政】	・拠点回収の周知を行う。 ・拠点回収の拡大の検討を行う。

施策5 資源回収の推進

(1) 施策の内容と方向

既存の資源回収における回収物の種類を増やす、回収拠点を増加する等の検討を行います。「回収ボックス」について住民への周知を行い、認知度を高めることで回収量の増加推進を図ります。

また、飲料用紙パック、食品トレイ、ペットボトル等の店頭回収を推進や、店頭回収及び販売店回収を行う店舗の増加や回収品目の拡大などについて、事業者の協力を求めます。

(2) 各主体での施策取組み

【住民】	・資源回収に協力する。
【事業者】	・ペットボトル、食品トレイ、牛乳パック等の店頭回収を積極的に行う。
【行政】	・回収ボックスの認知度を高めるための周知を行う。 ・回収品目の拡大の検討を行う。 ・店頭回収を実施している店舗等について情報発信を行う。

施策6 廃食用油のリサイクルの推進

(1) 施策の内容と方向

家庭から排出される廃食用油、使用済み植物性油・動物性油を再資源化・再生利用します。

住民に対しては、今後も継続して廃食用油の出し方や回収ボックスの設置場所の広報を行い、設置場所を増やすことで回収量の向上を図ります。

(2) 各主体での施策取組み

【住民・事業者】	・廃食用油の拠点回収を積極的に活用する。
【行政】	・廃食用油の拠点回収場所の広報を行う。 ・新たな回収拠点の設置を検討する。

施策7 ペットボトルキャップリサイクルの推進

(1) 施策の内容と方向

ごみの減量化やCO2削減の推進、リサイクルの見える化といった環境教育の観点からペットボトルキャップの回収やリサイクルを行います。

(2) 各主体での施策取組み

【住民・事業者】	・ペットボトルとキャップの分別回収に協力する。
【行政】	・ペットボトルキャップの回収について周知を行う。

基本方針 3：ごみの適正な収集・運搬・処理・処分

4-1 収集・運搬計画

本計画では、今後も適正なごみの収集・運搬体制を維持すると共に、住民・事業者のごみの適正な分別を図ることで収集作業時の安全確保を図ります。また、高齢化社会に伴い在宅医療の拡大が予想されることから、社会状況に応じた収集・運搬を検討します。

以下に、収集運搬に関する方針を示します。

- 効率的な収集・運搬体制の構築
- 事業系廃棄物の指導・監督
- 事業系廃棄物の排出量の実態調査
- 高齢者対応の収集サービス
- 在宅医療廃棄物の適正な排出の徹底

施策 1 効率的な収集・運搬体制の構築

これまでの収集運搬体制の見直しを行い、現状及び将来におけるごみ発生状況やごみ処理のシステムに合わせた最適な収集運搬体制の構築を図ります。

また、収集車両が侵入できない狭い道路における収集方法等においても調査・対策を行います。

施策 2 事業系廃棄物の指導・監督

事業所の排出責任や自己処理の徹底を図るため、一定規模以上ごみを排出している事業者を対象にごみ減量化や資源化に対する指導を行い、ごみ減量化に対する意識向上を図ります。

施策 3 事業系廃棄物の排出量の実態調査

事業系ごみの排出状況を把握するために、ごみ処理施設に搬入された収集車両に対して展開検査を実施するなど、適正排出を促す方針とします。

施策4 高齢者対応の収集サービス

高齢化の進行に伴い核家族化や1人暮らしをする高齢者世帯の増加が見込まれることから、日常生活に支援が必要な高齢者・障がい者が増加することが予想されます。本市では、ごみ出しに関するサービスの在り方について継続的に調査・検討を行い、住民の実情に合った支援制度を調査・研究します。

施策5 在宅医療廃棄物の適正な排出の徹底

在宅医療廃棄物については、感染性廃棄物の混入防止など適正な排出を行うよう徹底を図ります。

4-2 中間処理計画

本市から排出される一般廃棄物の中間処理計画及び最終処分計画は、ふくおか県央組合が行っていることから、ふくおか県央組合の一般廃棄物処理基本計画で定めた事項や方針について、下記に示します。

(1) ごみ処理施設の適正な処理

ふくおか県央組合が管轄するごみ処理施設については、経年劣化や老朽化が進んでいる施設となっていることや、組合管内に類似施設が複数存在し、維持管理費用の面からも非効率であるため、今後、集約化を含めた検討を進めるものとします。

なお、集約化を進める間においても、既存施設は供用するため、適正な維持管理を継続する方針とします。

(2) 広域処理施設の整備

ふくおか県央組合においては、複数の類似施設を保有していることから、経済性の観点から集約施設の整備が必要と考えられます。

そのため、今後のふくおか県央組合管内における広域処理施設の整備について、検討を進めるものとします。

4-3 最終処分計画

(1) 既存の最終処分場の適正な維持管理

ふくおか県央組合が管轄する最終処分場においては、今後これまで以上にごみの減量化・資源化を積極的に推進し、最終処分量の減量化を図ります。

また、最終処分場の浸出水処理施設についても適正な維持管理の継続を行います。

第5節 その他

5-1 災害廃棄物への対応

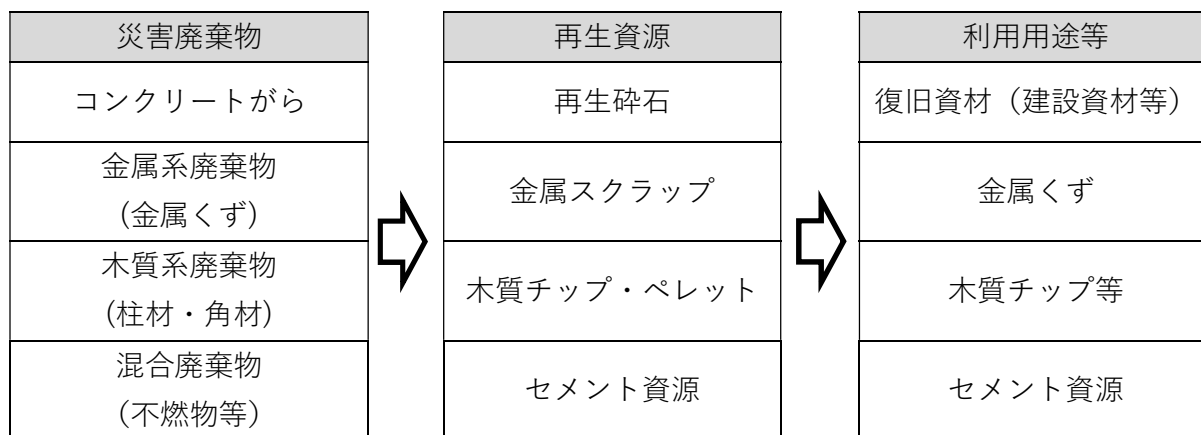
災害時に多量に排出される廃棄物は各所で至る所に散在し、人命救助や支援物の輸送などの妨げになることから、早急な撤去が求められています。そのため、県や組合構成市町及び近隣自治体との連携を行い、災害廃棄物の処理を図る必要があります。

また、環境省の「廃棄物処理法基本方針」において、市町村は「非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定する」とされており、ふくおか県央組合においても災害廃棄物を迅速かつ効率的に処理を行う必要があることから、災害廃棄物処理基本計画を策定する必要があります。

災害廃棄物の中には再生利用や再資源化が可能なものも多く含まれるため、福岡県災害廃棄物処理基本計画では、再生利用可能なものは極力活用し、使用できないものに対しては焼却処理または埋立処理する方針としています。ふくおか県央組合及び組合構成市町においても災害廃棄物の種類に応じて再生利用や再資源化の推進を図る必要があります。

本市は、下記の計画で対応を行っています。

◆図表 4-19 福岡県災害廃棄物処理計画における災害廃棄物の資源化に関して



出典：福岡県災害廃棄物処理計画(令和3年)

◆図表 4-20 本市における災害時の計画

災害時に対応する計画
飯塚市地域防災計画 (平成26年6月策定、令和元年6月最終改正)



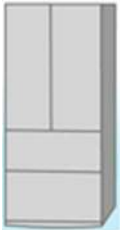

5-2 行政で処理できないものの通知

(1) 特定家庭用機器再生商品化法（家電リサイクル法）

特定家庭用機器再生商品化法（以下、「家電リサイクル法」という。）に適用される家電製品は自治体での処理が困難であり、廃棄された際の減量及び再生が十分に行われていなかったため、廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用を図ることを目的として、平成13年4月に法律が施行されました。

本市においても家電リサイクル法に基づく再商品化を進めていくため、引き取りは販売業者または家電リサイクル協力店が実施することとし、その啓発に努めます。対象は、一般の家庭で通常使用される機器のうち、以下に掲げるものとなります。

◆図表 4-21 一般の家庭で使用されている機器の例

エアコン (室外機含む)	テレビ(※)	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機 衣類乾燥機
			

※テレビはブラウン管式、液晶式、プラズマ式が対象であり、有機ELテレビは対象外

出典：経済産業省

(2) 家庭系パソコンリサイクル

平成15年10月から「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、家庭から排出される使用済みパソコンの回収とリサイクルが実施されています。この制度は、消費者がパソコンを購入する際に、処理責任を負うメーカーが処理費用を前払い方式で徴収し、排出時には無料で回収・リサイクルを請け負うことになっています。前払い方式が適用されるパソコンには「PCリサイクルマーク」が貼られており、判別が可能となっています。一方で、制度開始以前に購入されたPCリサイクルマークが付いていないパソコンについても、リサイクル制度等を活用した処理を啓発する方針とします。

5-3 不法投棄への対応

本市では、現在、不法投棄対策として関係機関と連携を取りながら、監視パトロールなどを実施しています。

今後も、家電製品や家具などを中心とした不法投棄の取り締まりをさらに強化する方針とします。また、不法投棄の撲滅に向けて、住民・事業者・行政の三者による情報ネットワークを構築することによる、より効果的な不法投棄の取り締まりなど、今後の不法投棄対策のあり方について、調査・研究します。

第1節 生活排水処理の流れ

1-1 生活排水処理の体系

本市では、公共下水道、コミュニティプラント施設、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽にて、し尿及び生活雑排水の処理を行っています。

上記施設から収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設である飯塚市環境センター、穂波苑、汚泥再生処理センターの3施設で処理を行っています。

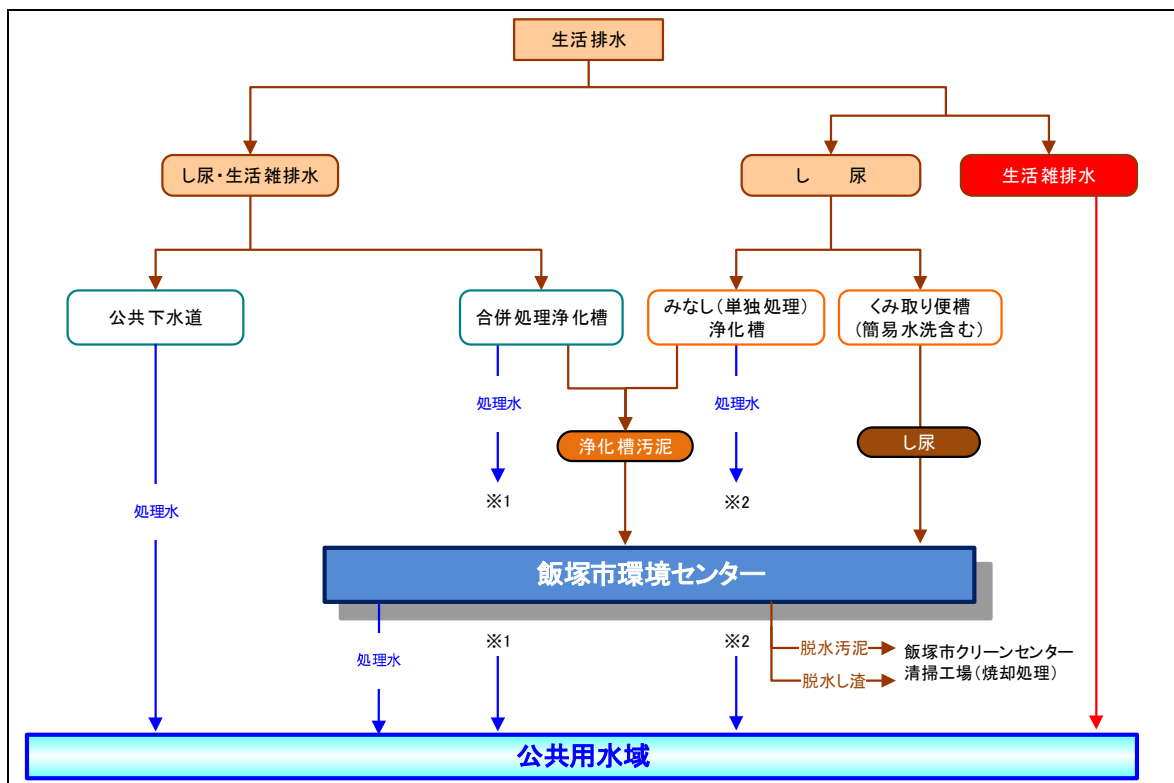
1-2 飯塚市の生活排水処理の流れ

(1) 飯塚地区

飯塚地区から排出されるし尿及び生活雑排水は、公共下水道、合併処理浄化槽により処理されています。

合併処理浄化槽及び既設の単独処理浄化槽の汚泥並びにくみ取り便槽から収集されるし尿は、飯塚市環境センターにおいて処理を行っており、処理過程で発生する脱水汚泥及び脱水し渣は、飯塚市クリーンセンター(清掃工場)で処理しています。

◆図表 5-1 飯塚地区の生活排水処理の流れ

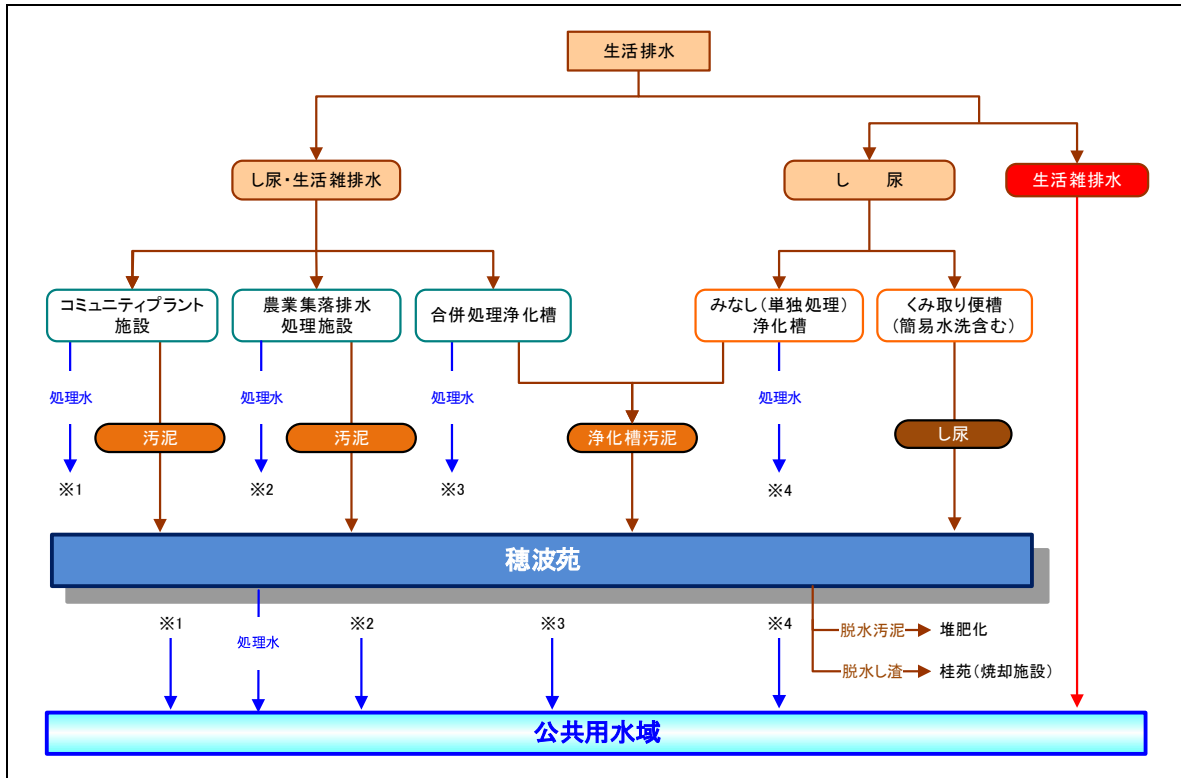


(2) 穂波・筑穂地区

穂波・筑穂地区から排出されるし尿及び生活雑排水は、コミュニティプラント施設、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽により処理されています。

コミュニティプラント施設、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽及び既設の単独処理浄化槽の汚泥並びにくみ取り便槽から収集されるし尿は、穂波苑において処理を行っており、処理過程で発生する脱水汚泥は同施設内で堆肥化し、脱水し渣は桂苑（焼却施設）で処理しています。

◆図表 5-2 穂波・筑穂地区の生活排水処理の流れ

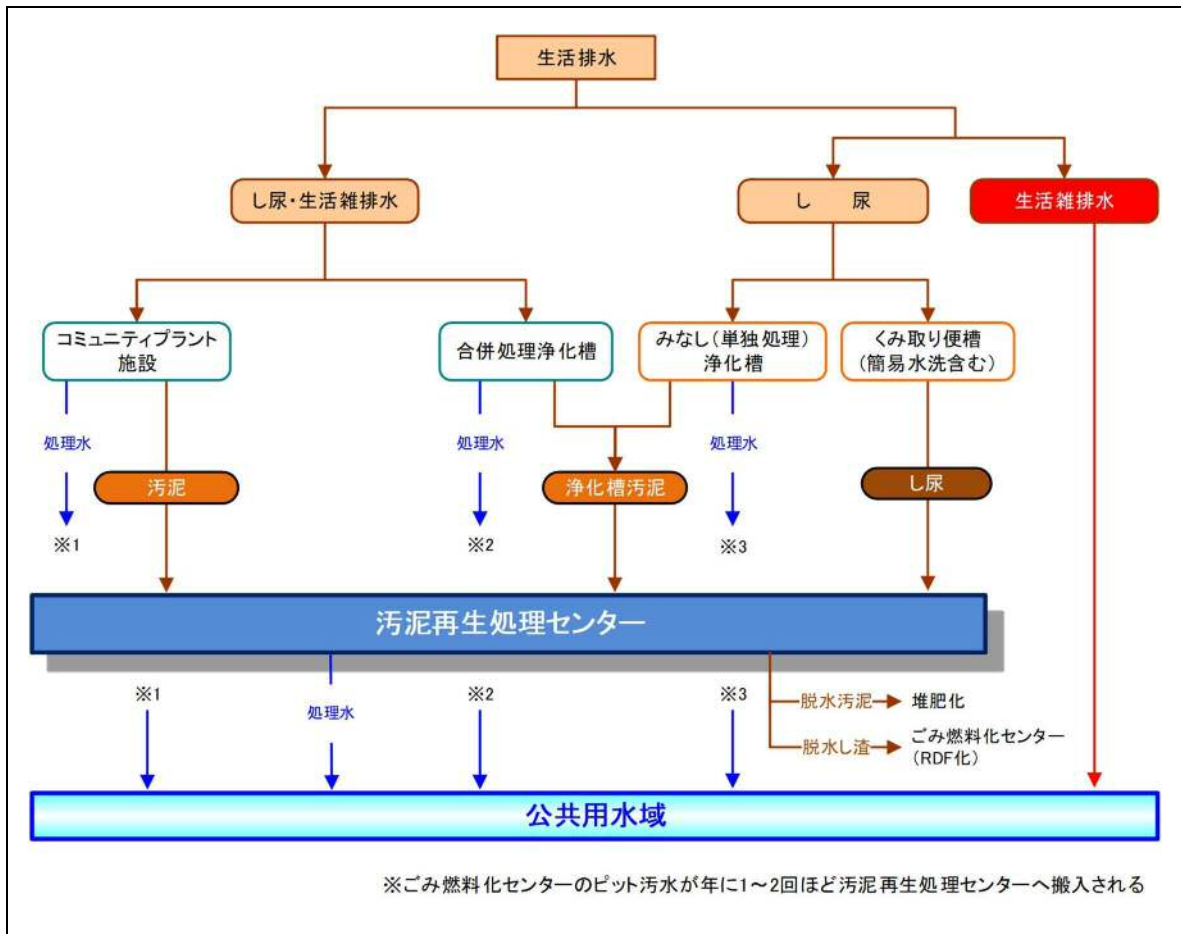


(3) 庄内・穎田地区

庄内・穎田地区から排出されるし尿及び生活雑排水は、コミュニティプラント施設、合併処理浄化槽により処理されています。

コミュニティプラント施設、合併処理浄化槽及び既設の単独処理浄化槽の汚泥並びにくみ取り便槽から収集されるし尿は、汚泥再生処理センターにおいて処理を行っており、処理過程で発生する脱水汚泥は同施設内で堆肥化し、脱水し渣はごみ燃料化センターで処理しています。

◆図表 5-3 庄内・穎田地区の生活排水処理の流れ

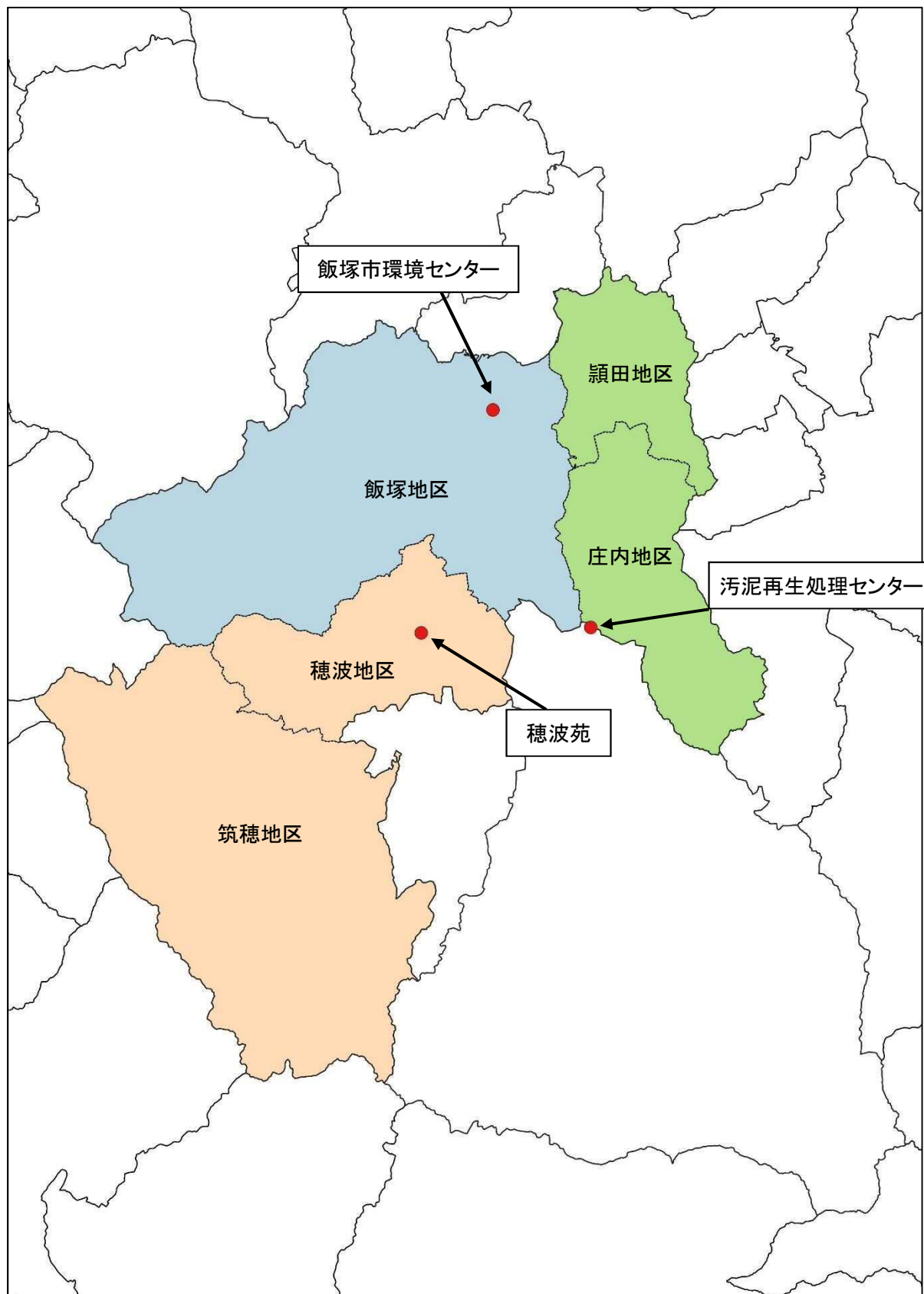


第2節 生活排水処理施設

2-1 生活排水処理施設

本市のし尿処理を行っている施設（生活排水処理施設）の位置を以下に示します。

◆図表 5-4 本市の生活排水処理施設位置図



2-2 生活排水処理施設の概要

◆図表 5-5 生活排水処理施設の概要

施設名	飯塚市環境センター
所在地	飯塚市目尾 451 番地 1
供用開始年度	平成 8 年
処理能力	108kL/日 (し尿 80kL/日、浄化槽汚泥 28kL/日)
処理方法	高負荷脱窒素処理 + 高度処理(砂ろ過 + 活性炭吸着)
外観図	

施設名	穂波苑
所在地	飯塚市楽市 728 番地 1
供用開始年度	平成 15 年
処理能力	152kL/日(し尿 98kL/日、浄化槽汚泥 54kL/日)
処理方法	高負荷膜分離脱窒素処理 + 高度処理
外観図	

施設名	汚泥再生処理センター
所在地	嘉麻市山野 135 番地 10
供用開始年度	平成 18 年
処理能力	146kL/日 (し尿 107kL/日、浄化槽汚泥 39kL/日)
処理方法	高負荷膜分離脱窒素処理 + 高度処理
外観図	

第3節 生活排水処理形態別人口と汚水衛生処理率

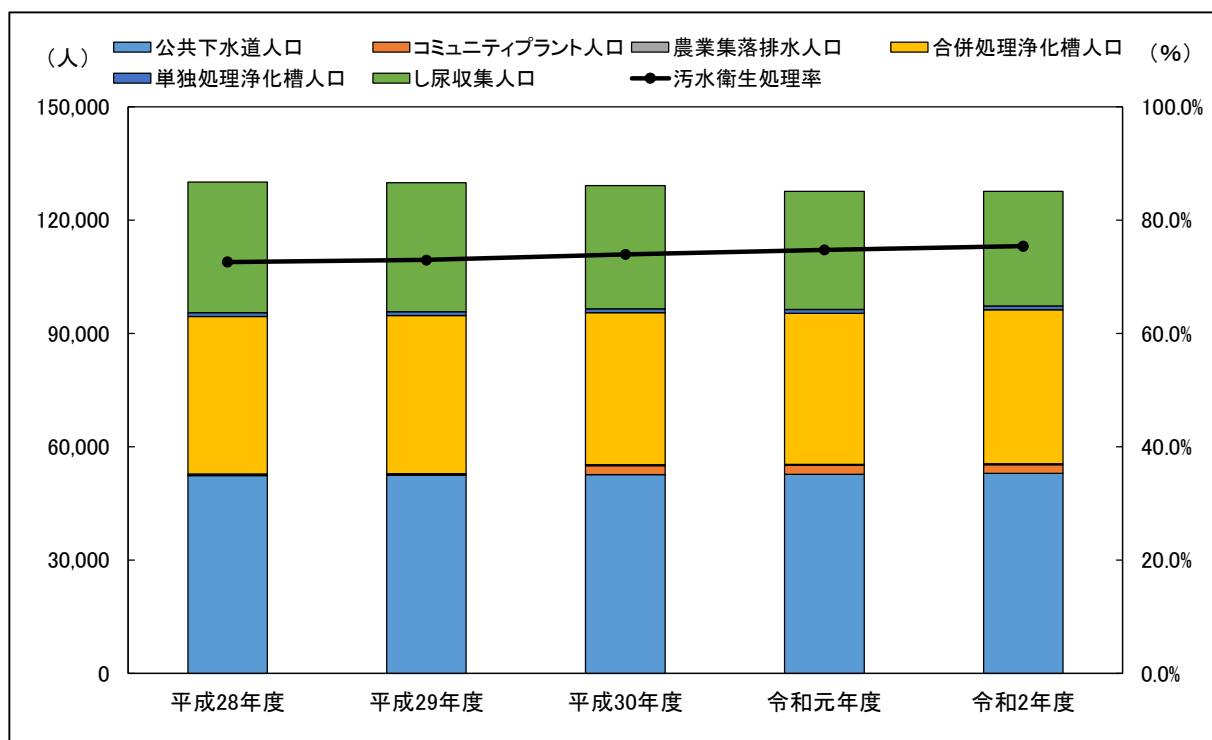
3-1 生活排水処理形態別人口と汚水衛生処理率

生活排水処理の推計は、過去5年間（平成28年度から令和2年度）の実績値を基に推計しています。

本市の汚水衛生処理率は、公共下水道人口の増加に伴い向上しており、令和2年度には75.4%となっています。

◆図表 5-6 生活排水の処理形態別人口と汚水衛生処理率

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域内人口 [人]	130,061	129,911	129,138	127,557	127,605
計画処理区域内人口 [人]	130,061	129,911	129,138	127,557	127,605
非水洗化人口 [人]	34,597	34,121	32,617	31,200	30,351
し尿収集人口 [人]	34,597	34,121	32,617	31,200	30,351
自家処理人口 [人]	0	0	0	0	0
水洗化人口 [人]	95,464	95,790	96,521	96,357	97,254
公共下水道人口 [人]	52,407	52,459	52,653	52,723	52,926
コミュニティプラント人口 [人]	108	108	2,292	2,292	2,292
浄化槽人口 [人]	42,949	43,223	41,576	41,342	42,036
農業集落排水人口 [人]	261	249	242	238	238
合併処理浄化槽人口 [人]	41,655	41,942	40,302	40,072	40,766
単独処理浄化槽人口 [人]	1,033	1,032	1,032	1,032	1,032
汚水衛生処理率	72.6%	72.9%	73.9%	74.7%	75.4%



※汚水衛生処理率 = (公共下水道人口 + コミュニティプラント人口 + 農業集落排水人口 + 合併処理浄化槽人口) ÷ 行政区域内人口 × 100

3-2 公共下水道人口

本市の公共下水道人口は、平成 28 年度から令和 2 年度にかけて増加傾向となっています。

行政区域内人口に対する接続人口（接続率）については、行政区域内人口が減少しているのに対し、公共下水道人口は増加しているため、その結果、緩やかな増加傾向となっています。

◆図表 5-7 公共下水道人口の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域内人口 [人]	130,061	129,911	129,138	127,557	127,605
公共下水道人口 [人]	52,407	52,459	52,653	52,723	52,926
行政区域内人口 に対する接続率 [%]	40.3%	40.4%	40.8%	41.3%	41.5%

出典：本市統計データ

3-3 コミュニティプラント人口

本市のコミュニティプラント人口は、平成 28 年度から平成 29 年度にかけて横ばいの傾向となっていました。平成 30 年度に増加し、それ以降は横ばいの傾向となっています。

行政区域内人口に対する接続人口（接続率）については、行政区域内人口が減少しているのに対し、コミュニティプラント人口は増加しているため、その結果、平成 29 年度から平成 30 年度にかけて緩やかな増加傾向となっています。

◆図表 5-8 コミュニティプラント人口の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域内人口 [人]	130,061	129,911	129,138	127,557	127,605
コミュニティプラント人口 [人]	108	108	2,292	2,292	2,292
行政区域内人口 に対する接続率 [%]	0.1%	0.1%	1.8%	1.8%	1.8%

出典：本市統計データ

3-4 農業集落排水人口

本市の農業集落排水人口は、平成28年度から令和2年度にかけて、緩やかな減少傾向になっています。

行政区域内人口に対する接続人口（接続率）については、行政区域内人口の減少割合と農業集落排水人口の減少割合がほぼ同程度となっているため、横ばい傾向となっています。

◆図表 5-9 農業集落排水処理施設人口の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域内人口 [人]	130,061	129,911	129,138	127,557	127,605
農業集落排水人口 [人]	261	249	242	238	238
行政区域内人口に対する接続率 [%]	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%

出典：本市統計データ

3-5 合併処理浄化槽人口

本市の合併処理浄化槽人口は、平成28年度から平成29年度にかけて増加しているものの、令和元年度にかけて減少し、令和2年度には増加しています。

行政区域内人口に対する接続人口（接続率）については、行政区域内人口の減少割合と農業集落排水人口の減少割合がほぼ同程度となっているため、横ばい傾向となっています。

◆図表 5-10 合併処理浄化槽人口の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域内人口 [人]	130,061	129,911	129,138	127,557	127,605
合併処理浄化槽人口 [人]	41,655	41,942	40,302	40,072	40,766
行政区域内人口に対する接続率 [%]	32.0%	32.3%	31.2%	31.4%	31.9%

出典：本市統計データ

3-6 単独処理浄化槽人口

本市の単独処理浄化槽人口は、平成28年度から令和2年度にかけて横ばい傾向となっています。

◆図表 5-11 単独処理浄化槽人口の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域内人口 [人]	130,061	129,911	129,138	127,557	127,605
単独処理浄化槽人口 [人]	1,033	1,032	1,032	1,032	1,032
行政区域内人口 に対する接続率 [%]	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%

出典：本市統計データ

3-7 し尿収集人口

本市のし尿収集人口は、公共下水道への接続や合併処理浄化槽への切り替えにより、経年的に減少傾向となっています。

◆図表 5-12 し尿収集人口の推移

項目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
行政区域内人口 [人]	130,061	129,911	129,138	127,557	127,605
し尿収集人口 [人]	34,597	34,121	32,617	31,200	30,351
行政区域内人口 に対する接続率 [%]	26.6%	26.3%	25.3%	24.5%	23.8%

出典：本市統計データ

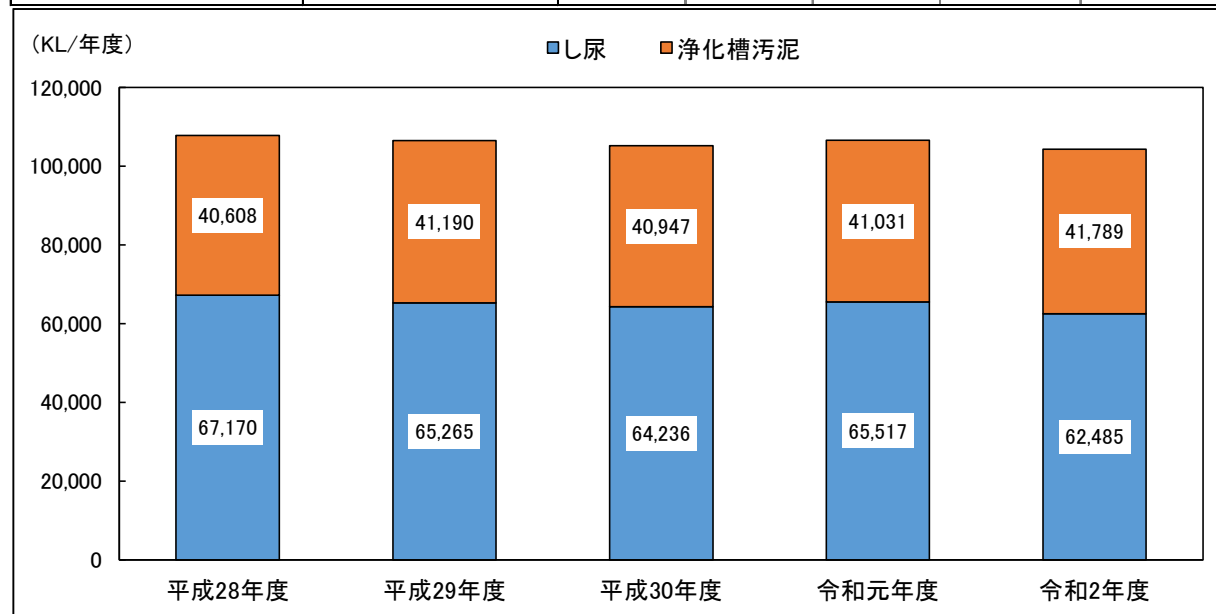
第4節 し尿及び浄化槽汚泥の処理・処分の状況

4-1 し尿及び浄化槽汚泥排出量

し尿収集人口及び単独処理浄化槽人口は、公共下水道への接続や合併処理浄化槽への切り替えにより減少傾向となっているため、し尿排出量の割合は減少傾向、浄化槽汚泥排出量の割合は増加傾向となっています。

◆図表 5-13 し尿及び浄化槽汚泥排出量の推移

項目		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
し尿	年間排出量 [kL/年度]	67,170	65,265	64,236	65,517	62,485
	一日排出量 [kL/日]	184.03	178.81	175.99	179.50	171.19
	原単位 [L/人/日]	5.32	5.24	5.40	5.75	5.64
浄化槽汚泥	年間排出量 [kL/年度]	40,608	41,190	40,947	41,031	41,789
	一日排出量 [kL/日]	111.25	112.85	112.18	112.41	114.49
	原単位 [L/人/日]	2.58	2.60	2.56	2.58	2.58
合計	年間排出量 [kL/年度]	107,778	106,455	105,183	106,548	104,274
	一日排出量 [kL/日]	295.28	291.66	288.17	291.91	285.68
	原単位 [L/人/日]	3.80	3.77	3.77	3.90	3.83
割合 (一日量)	し尿	62.3%	61.3%	61.1%	61.5%	59.9%
	浄化槽汚泥	37.7%	38.7%	38.9%	38.5%	40.1%



出典：本市統計データ

第5節 課題の整理

5-1 汚水衛生処理率の向上

本市では、公共下水道及び合併処理浄化槽の整備を進めることにより、汚水衛生処理率の向上を図っていますが、点在するくみ取り便槽及び単独処理浄化槽を設置している住宅については、公共下水道及び合併処理浄化槽への転換を促していく必要があります。

5-2 収集・運搬体制

し尿の収集量は、現在普及推進している公共下水道及び合併処理浄化槽の増加に伴い、減少することが予測されます。今後の状況を考慮した収集・運搬体制を検討する必要があります。

5-3 中間処理

飯塚市環境センターは供用開始より約24年経過しており、今後もし尿及び浄化槽汚泥を安定的に処理するため、適正な補修等に努め、継続的な維持管理を行っていく必要があります。施設の管理はふくおか県央組合の所掌範囲となっていますが、維持管理に配慮した適切な取組みを行う必要があります。

5-4 生活排水対策の啓発

水環境保全に対して、生活排水処理対策が果たす役割及びその効果について住民に啓発し、発生源である台所等における汚濁負荷削減対策についても同様に啓発を行っていく必要があります。

また、浄化槽の機能を維持し適正処理を図るため、浄化槽の保守点検・清掃など管理の徹底を利用者に啓発する必要があります。

第1節 生活排水処理基本計画

1-1 基本理念

本計画では、単独処理浄化槽及びくみ取り便槽から公共下水道、合併処理浄化槽への転換を推進することで、生活排水の汚水衛生処理率の向上を図ります。

単独処理浄化槽については、トイレの水洗化を図る排水処理設備として普及が行われたものの、生活雑排水を未処理で河川等に放流するため、汚濁負荷が大きく水環境の保全に大きな悪影響を与えています。このため、合併処理浄化槽への転換を推進することとします。

本市では快適な生活環境と良好な水環境の保全を基本理念として掲げ、生活排水処理を進めます。

基本理念：快適な生活環境と良好な水環境の保全

1-2 基本方針

基本理念に基づき生活排水処理基本計画に関する基本方針は以下のように定めます。

基本方針1：地域に応じた生活排水処理の推進

持続可能な生活排水処理が進められるよう、本市の地域の状況に合わせて、公共下水道及び合併処理浄化槽を整備し、くみ取り便槽及び単独処理浄化槽からの転換を推進します。

- 公共下水道、農業集落排水処理施設の整備がされている地域においては、未接続となっている家庭や事業者に対して公共下水道及び農業集落排水処理施設への接続を働きかけます。
- 公共下水道、農業用集落排水処理施設の整備が行われていない区域においては、合併処理浄化槽の設置を推進します。
- 単独処理浄化槽を設置している下水道の整備計画がない地域の家庭、事業所等に対して合併処理浄化槽への理解と転換働きかけます。

基本方針 2：水環境保全のための啓発・指導

水環境の保全に関する教育や広報・啓発活動の充実を図るとともに、汚濁負荷削減対策について啓発・指導を行うものとします。

- 住民に対して水質保全を含めた環境保全活動について情報提供するとともに、公共下水道や合併処理浄化槽の効果・役割について啓発を行い、住民の環境保全に対する意識の向上を図ります。
- 浄化槽の適正な維持管理を徹底するため、浄化槽管理者及び保守点検・清掃業者に対して指導等を行い、その徹底に努めます。

1-3 処理主体

本計画の基本方針等を踏まえ、生活排水の処理主体を以下に示します。

◆図表 6-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	処理対象	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	市
コミュニティプラント		市
農業集落排水処理施設		市
合併処理浄化槽		個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿及び 浄化槽汚泥	ふくおか県央組合

1-4 推計方法

将来推計の方法については、ごみ処理基本計画で採用した予測式や、各種事業計画に則った推計とします。

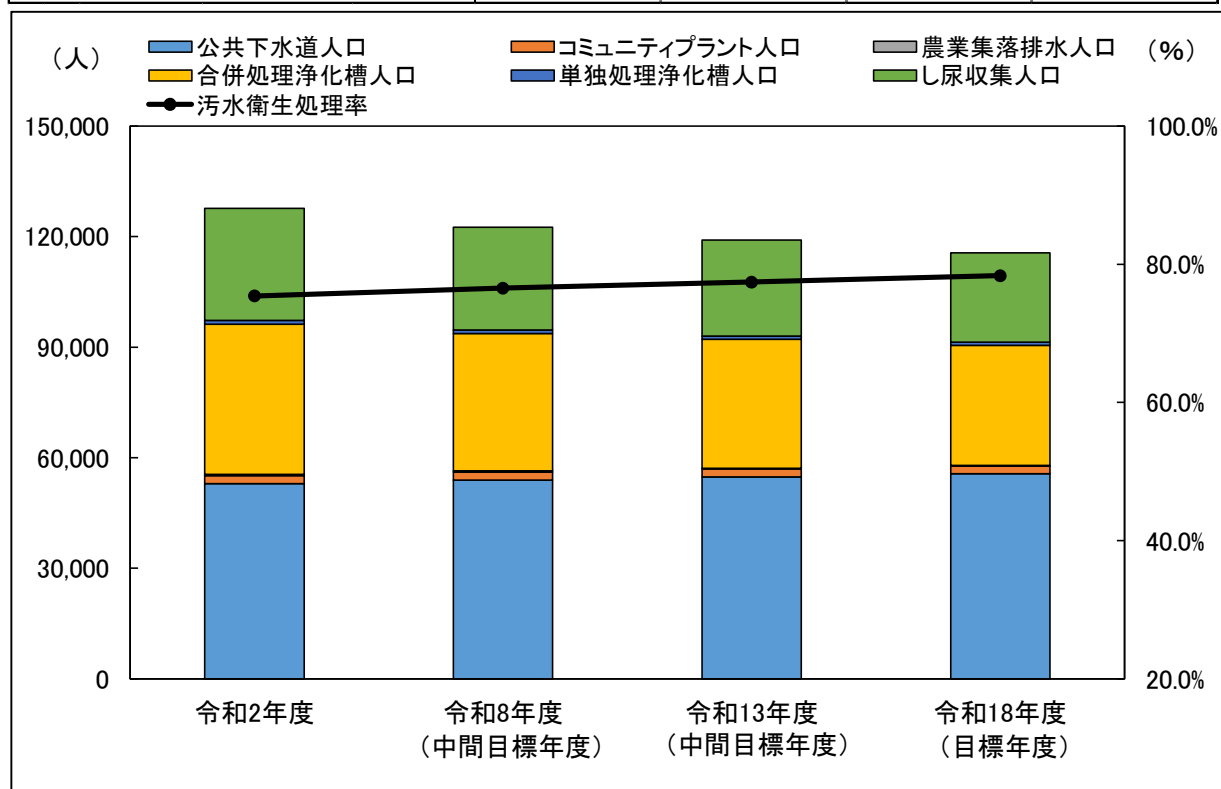
1-5 汚水衛生処理率

生活排水の処理形態別人口と汚水衛生処理率の推計は以下のとおりです。

本市では公共下水道及び合併浄化槽の普及を進めることにより、令和18年度（目標年度）において、令和2年度の汚水衛生処理率を2.9%増加させる推計としています。

◆図表 6-2 生活排水の処理形態別人口と汚水衛生処理率の推計値

項目	令和2年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
行政区域内人口 [人]	127,605	122,454	118,991	115,530
非水洗化人口 [人]	30,351	27,795	26,005	24,214
し尿収集人口 [人]	30,351	27,795	26,005	24,214
自家処理人口 [人]	0	0	0	0
水洗化人口 [人]	97,254	94,659	92,986	91,316
公共下水道人口 [人]	52,926	53,958	54,818	55,681
コミュニティプラント人口 [人]	2,292	2,199	2,137	2,075
浄化槽人口 [人]	42,036	38,502	36,031	33,560
農業集落排水人口 [人]	238	224	218	214
合併処理浄化槽人口 [人]	40,766	37,333	34,929	32,523
単独処理浄化槽人口 [人]	1,032	945	884	823
汚水衛生処理率	75.4%	76.5%	77.4%	78.3%

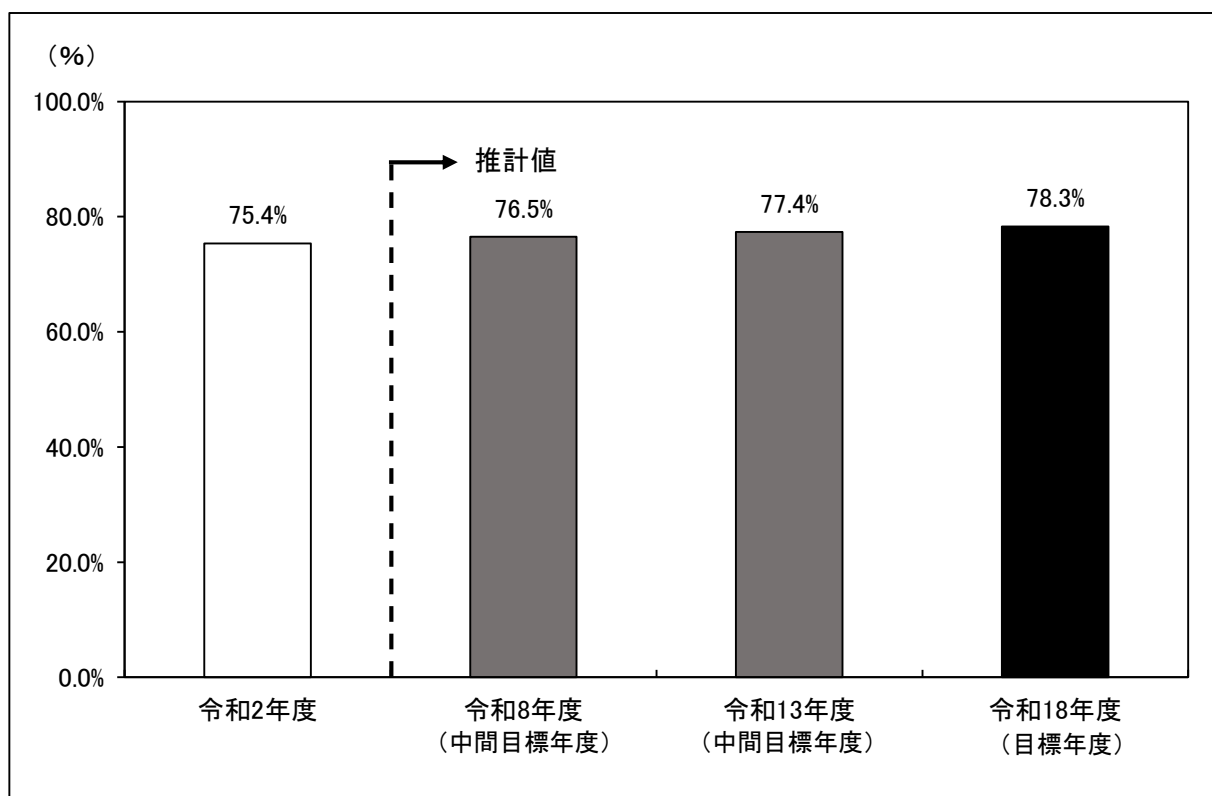
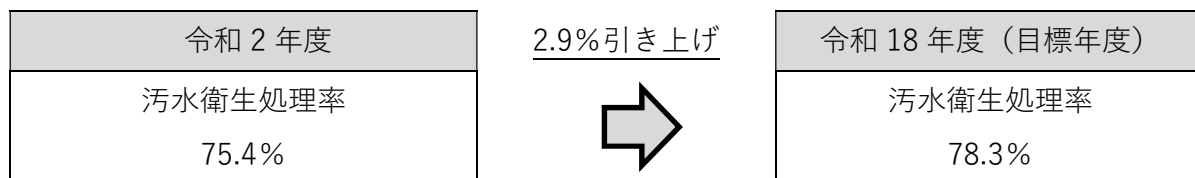


1-6 生活排水処理の目標

生活排水処理計画の基本方針に基づき、公共下水道及び合併処理浄化槽の普及を行うことにより、生活排水処理の適正化に努めます。

汚水衛生処理率は令和18年度（目標年度）において、令和2年度の75.4%に対し、78.3%まで引き上げることを目指します。

◆図表 6-3 汚水衛生処理率の目標値



第2節 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

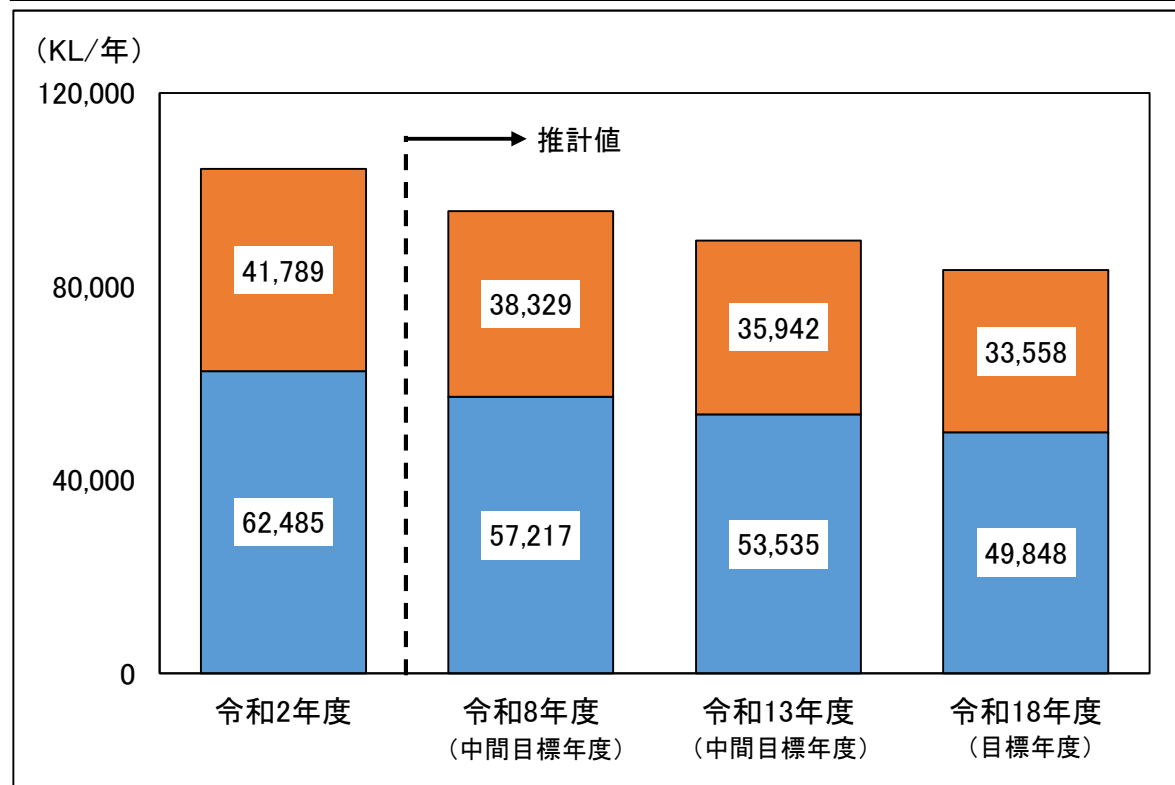
2-1 し尿及び浄化槽汚泥の推計値

し尿の年間排出量は、人口減少及びくみ取り便槽から公共下水道及び合併処理浄化槽への転換に伴い、減少傾向となることが見込まれます。

浄化槽汚泥の年間排出量は、人口減少に伴い減少傾向になることが見込まれます。

◆図表 6-4 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の推計

項目		令和2年度	令和8年度	令和13年度	令和18年度
し尿	年間排出量 [kL/年度]	62,485	57,217	53,535	49,848
	一日排出量 [kL/日]	171.19	156.76	146.67	136.57
	原単位 [L/人/日]	5.64	5.64	5.64	5.64
浄化槽汚泥	年間排出量 [kL/年度]	41,789	38,329	35,942	33,558
	一日排出量 [kL/日]	114.49	105.01	98.47	91.94
	原単位 [L/人/日]	2.58	2.58	2.58	2.58
合計	年間排出量 [kL/年度]	104,274	95,546	89,477	83,406
	一日排出量 [kL/日]	285.68	261.77	245.14	228.51
	原単位 [L/人/日]	3.83	3.82	3.82	3.82
割合 (一日量)	し尿	59.9%	59.9%	59.8%	59.8%
	浄化槽汚泥	40.1%	40.1%	40.2%	40.2%



2-2 収集・運搬計画

本市の収集・運搬計画に関する方針は以下のとおりとします。

◆ 収集・運搬体制の検討

今後の人口推移及び公共下水道・合併処理浄化槽への転換に伴い、し尿排出量の減少が見込まれることから、改めて効率的かつ効果的な処理体制のあり方の検討する方針とします。

2-3 中間処理及び最終処分計画

本市の中間処理及び最終処分計画に関する方針は以下のとおりとします。

◆ 施設の適切な維持管理

◆ 残渣の減量化

本市のし尿及び浄化槽汚泥の中間処理については、し尿処理施設である飯塚市環境センター、穂波苑、汚泥再生処理センターの3施設で行っています。飯塚市環境センターは供用開始より20年以上が経過しているため、機能維持のために適切な維持管理・補修等を行うことで、衛生的で安定した処理を行います。

また、し尿及び浄化槽汚泥の処理過程から発生する残渣は焼却施設である飯塚市クリーンセンター、桂苑、ごみ燃料化センターにて処理されているため、残渣の減量化を図るものとします。

同じく処理過程で発生する脱水汚泥は、現在堆肥化として再利用しており、循環型社会の構築のため、継続していくものとします。

第3節 その他

3-1 単独処理浄化槽の転換に伴う助成制度

環境省は令和元年度から単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に伴う助成制度の見直しを行っており、宅内配管工事費に関する助成制度や浄化槽市町村整備推進事業に関する共同浄化槽への助成制度が新たに認められています。

◆図表 6-5 循環型社会形成推進交付金（浄化槽分）

浄化槽設置整備事業（個人設置型）
<p>●事業概要</p> <ul style="list-style-type: none">・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に伴う宅内配管工事費の助成。・宅内配管工事費に対し上限 30 万円、1/3 国庫補助とし、最大 10 万円の補助。・対象は、既設の住宅等に設置された単独浄化槽から合併浄化槽への転換とし、リフォームと併せて実施する場合も対象とする。
共同浄化槽の設置及び流入管整備への助成（浄化槽市町村推進事業）
<p>●事業概要</p> <ul style="list-style-type: none">・市町村が行う共同浄化槽（100 人以内）が対象。・流入管整備の助成金額は、共同浄化槽を整備した場合と各戸で浄化槽を整備した場合の差額相当の金額を想定した上限額を定める。

出典：環境省：浄化槽整備事業及び公共浄化槽等整備推進事業の実施について